

4. 持続可能な利便性の高い地域公共交通の実現に向けた課題

4-1 県全体の課題

●地域公共交通の「負のスパイラル」

利用が低迷し、その結果として交通サービスの収支が悪化し、コストカットのために利便性が低下し、さらに利用が低迷するという悪循環に陥っている。

特に、移動サービスの「プロ」であるバスやタクシー等の地域公共交通事業者が「負のスパイラル」に陥り、交通サービスを縮小・廃止していくと、移動サービスの「プロ」ではない市町村がその補填を求められ、地域の負担がさらに増大することとなる。

●多様化・広域化する移動需要に対する個々の移動サービスの連携不足

生活圏が広域化し、社会ニーズが多様化し、移動ニーズがより多様に、より広域になっている中で、それぞれの移動に関するサービスが連携せずにバラバラに提供され、サービスの利便性も低く、地域全体の負担も大きくなっている。

●超高齢社会におけるドアツードアで、かつ広域的な（＝高コストの）移動ニーズ増加

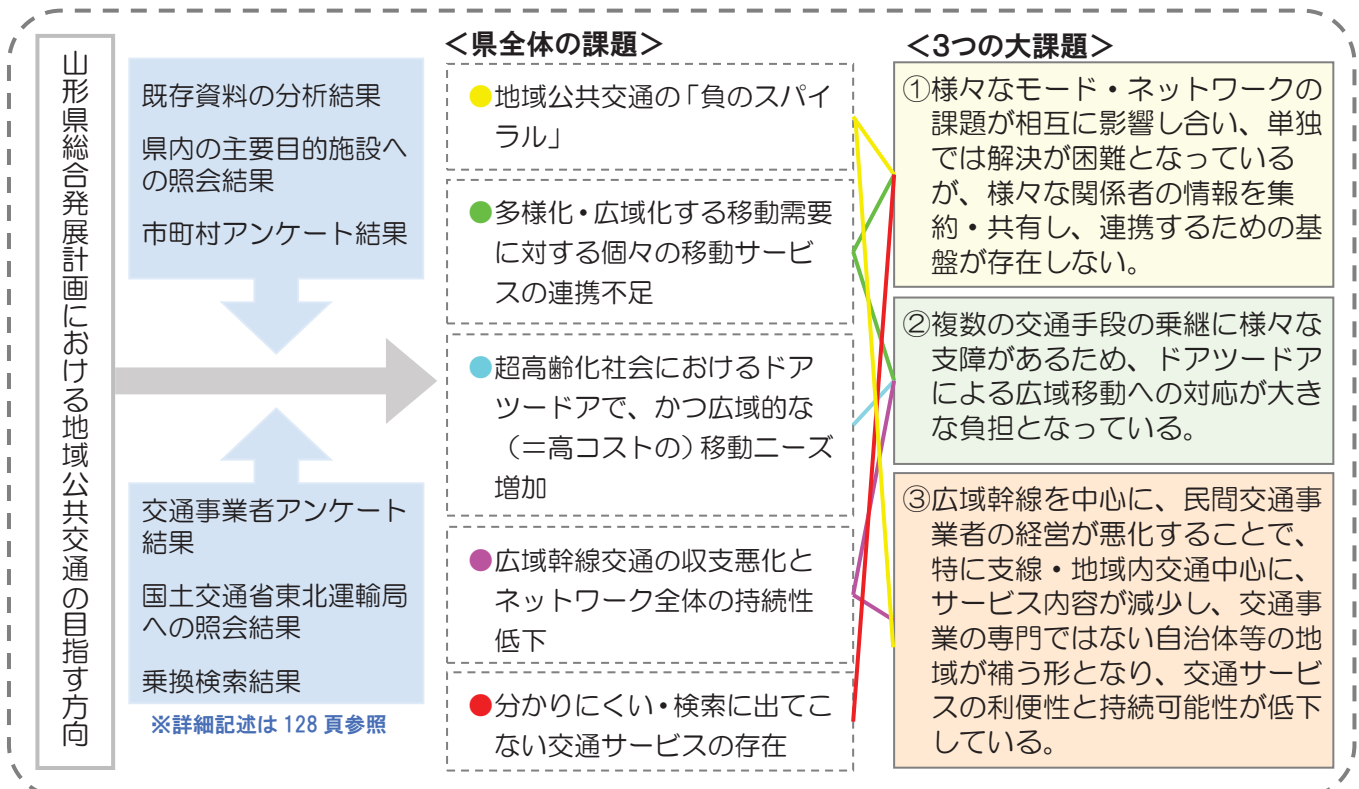
特に高齢者を中心に、起点から終点までドアツードアで、かつ、広域に移動したいという高コスト構造の移動ニーズが増加している。（特に、市町村をまたぐ広域のデマンド交通）

●広域幹線交通の収支悪化とネットワーク全体の持続性低下

比較的効率的に広域を移動できる鉄道・幹線バスの収支が悪化し、交通ネットワーク全体の持続可能性を低下させている。維持コストの高い鉄道や幹線バスの収支の悪化は、地域の負担額を大きく増すとともに、特に幹線バス路線の弱体化は、そこに繋がる地域内交通の収支も悪化させるため、交通ネットワーク全体の持続可能性が低下する。

●分かりにくい・検索に出てこない交通サービスの存在

物理的なアクセスのみならず、交通サービスの情報発信がわかりにくく、インターネット上の検索に出てこずに域外からの来訪者には利用できなかったり、一部の使い慣れた地域住民の繰り返し利用にのみ使われたり、という情報面のアクセスに課題を抱える交通サービスが少なくない。



4-2 ネットワーク階層別に見た課題

ここでは、前ページの<3つの大課題>ごとに、下図のように、①地域間ネットワーク（県際・地域間路線）、②地域内ネットワーク（地域内市町村間路線）、③地域内ネットワーク（市町村内）の3つの視点で、かつ鉄道・バス・タクシー・その他輸送資源・市町村の切り口で問題・課題をとりまとめた。

次ページ以降に示している細かい問題・課題は前ページの県全体の5つの課題に包含される。

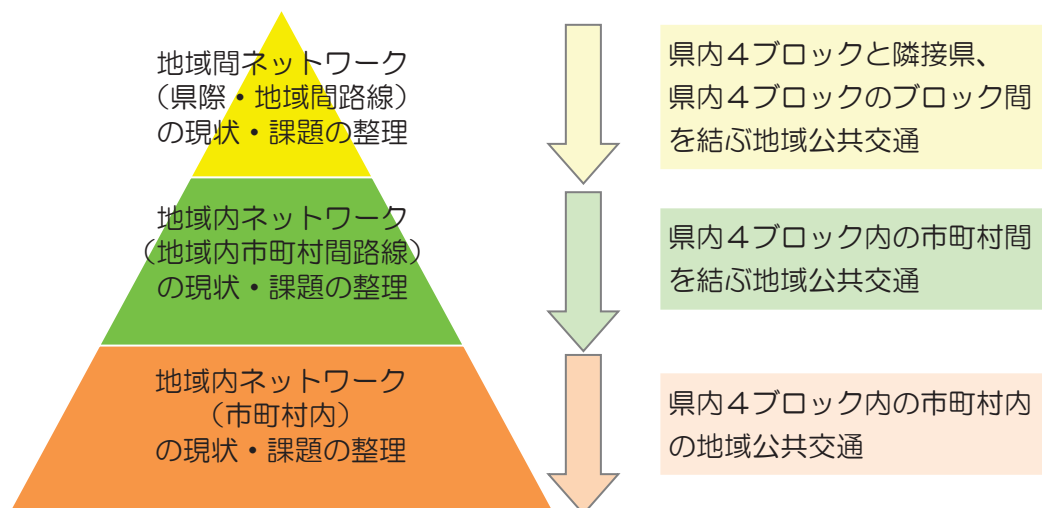
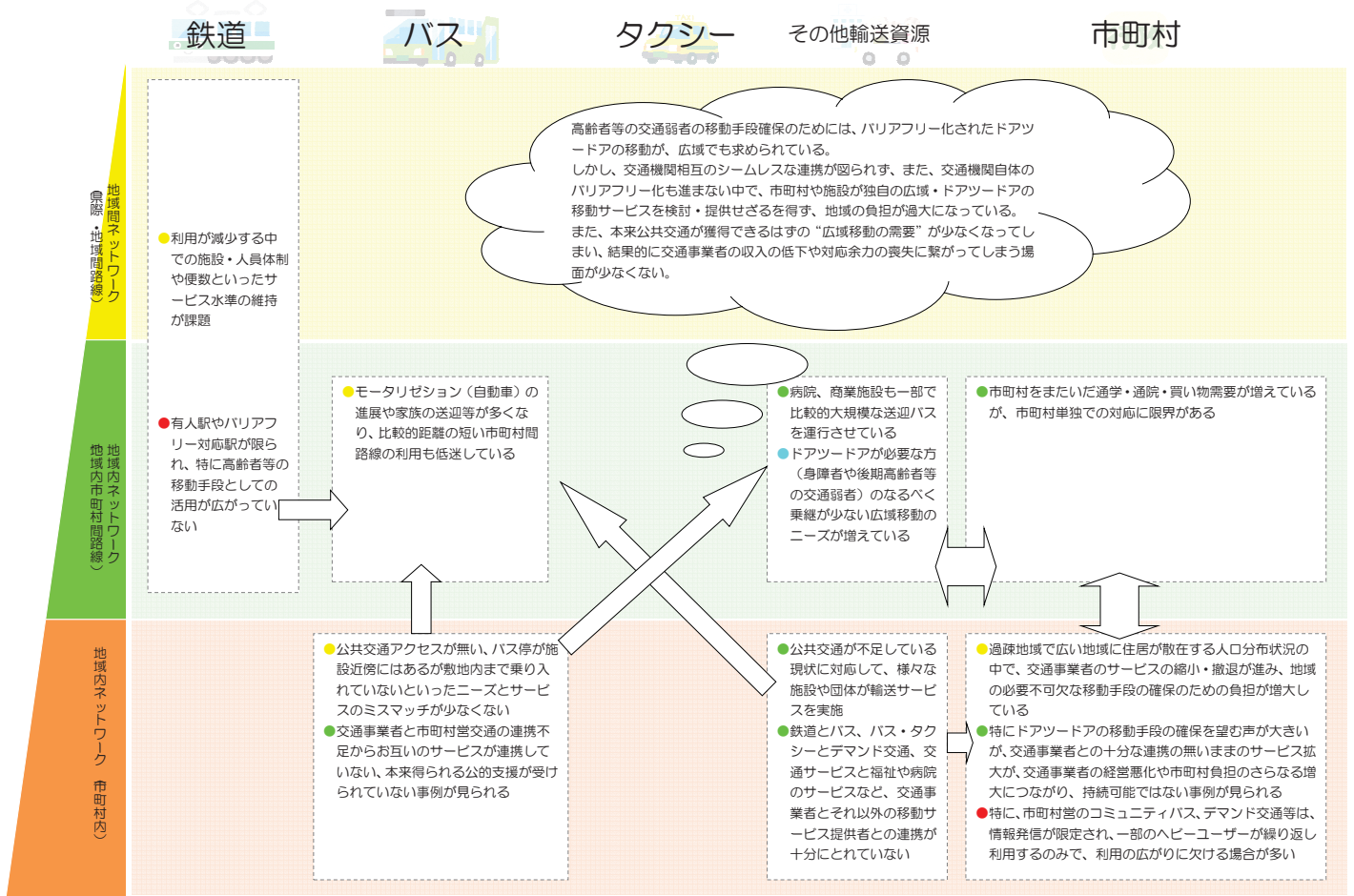


図 4-1 公共交通の現状・課題の整理構成

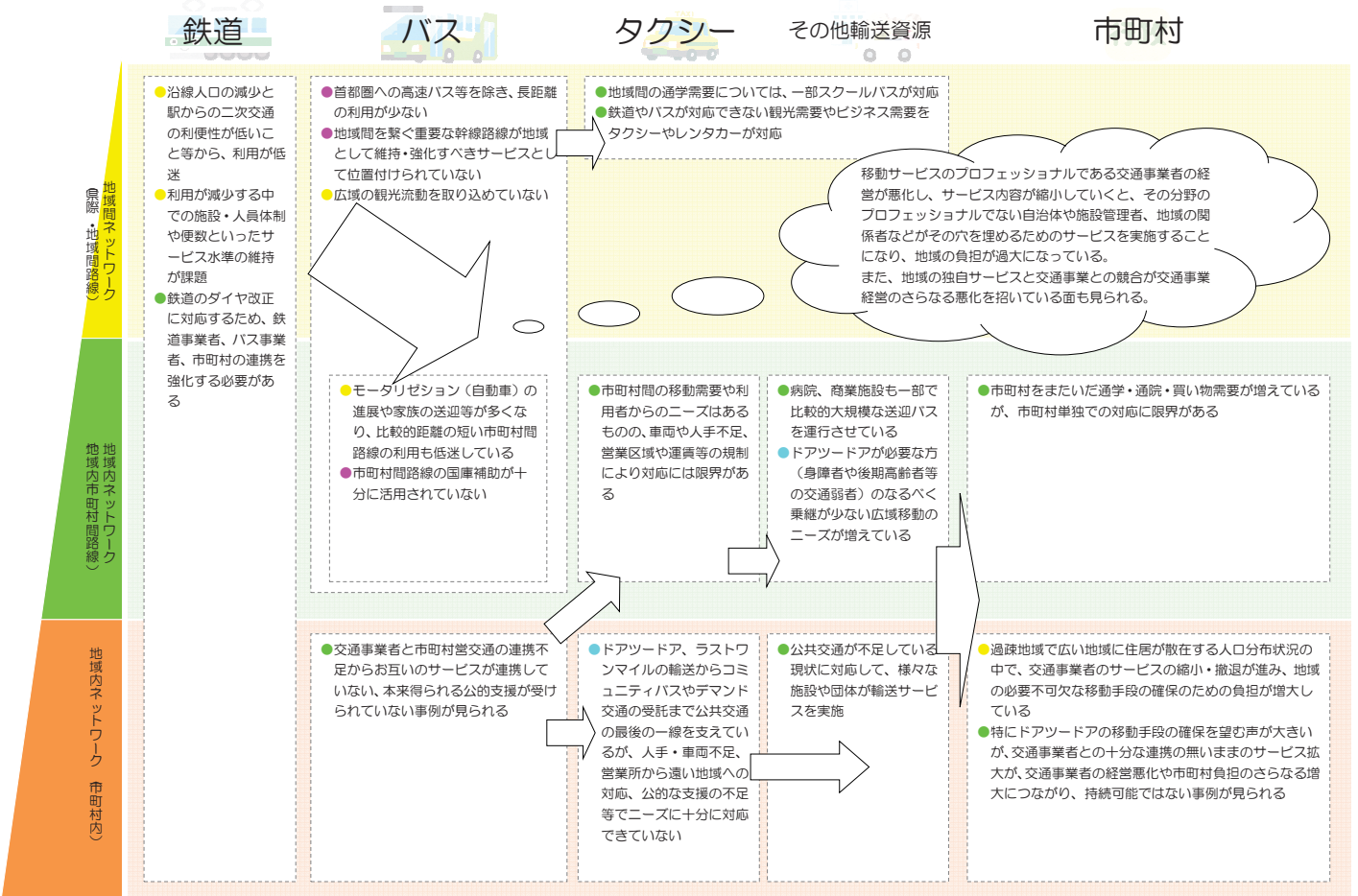
大課題① 様々なモード・ネットワークの課題が相互に影響し合い、単独では解決が困難となっているが、様々な関係者の情報を集約・共有し、連携するための基盤が存在しない。



大課題② 複数の交通手段の乗継に様々な支障があるため、ドアツードアによる広域移動への対応が大きな負担となっている。



大課題③ 広域幹線を中心に、民間交通事業者の経営が悪化し、そのサービス内容の減少を、交通事業の専門ではない自治体等の地域が補う形となり、交通サービスの利便性と持続可能性が低下している。



5. 基本的な方針

(1) データの集約・共有（サービス間の連携とニーズの把握・対応の基盤）

大課題①への対応として、また、大課題②・③の対応のためにも、様々な移動サービスの実態、その前提となるニーズについてのデータが一元的に集約され、関係者に広く共有されることが必要となる。

データの集約・共有により、関係者が相互にそのサービス内容を認識し、より効果的な連携を図ることや、様々なニーズの組み合わせや既存サービスとのニッチを把握することで、新たな移動手段の提供に繋げることが可能となる。

(2) 移動のシームレス化（移動の円滑化）（検索、決済、乗継等、サービス毎のバリアを減らす）

大課題②への対応として、交通機関自体のバリアフリー化とともに、複数の移動サービスを乗り継ぐ際の検索、予約、決済を含む様々なバリアを減らし、単体の交通機関としても、複数の交通機関を利用したひとつの移動全体としても、そのシームレス化を達成する必要がある。

移動全体のシームレス化により、高齢者や障がい者等の交通弱者であっても、広域の移動にもドアツードアでの移動を確保することが可能になる。また、複数のサービスがシームレスに連携することで、それぞれのサービスがその適した範囲に専念しつつ、相互に連携し、利用者から見て一体的なサービス提供を行い、単独のサービスで無理に広域かつドアツードアを実施する必要がなくなる。

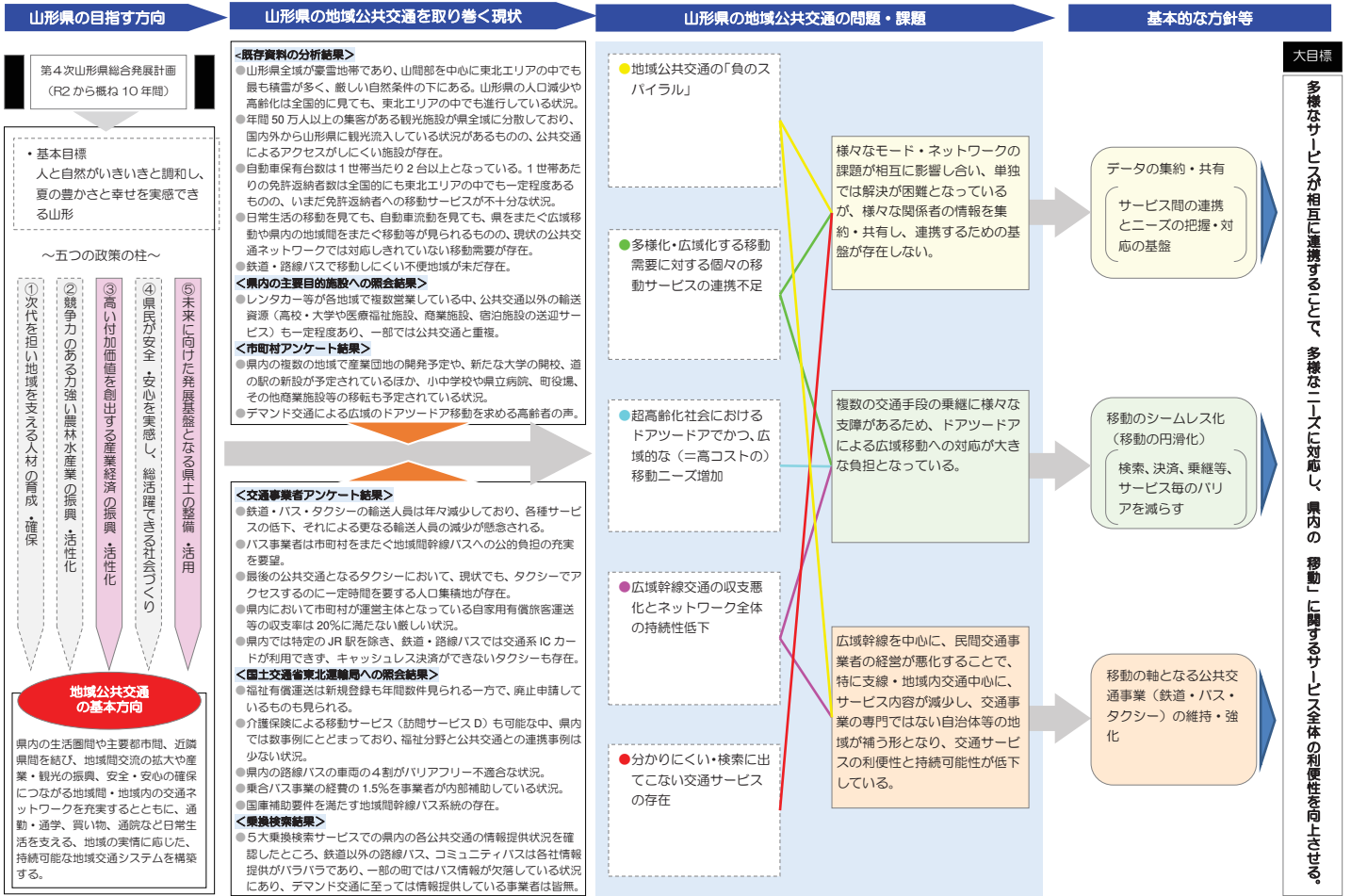
(3) 移動の軸となる公共交通事業（鉄道・バス・タクシー）の維持・強化

大課題③への対応として、公共交通事業者の経営を強化するために、国、県、市町村による公的な支援を効果的に行っていくとともに、公共交通事業者による移動サービスとその他の移動サービスとが重複する場合、その適性に応じた適切な役割分担を図っていく必要がある。

移動の軸となる公共交通事業の強化により、移動サービスのプロフェッショナルである公共交通事業者がカバーできる範囲を維持・拡大し、利用者にとって安全・安心で利便性の高い移動サービスの確保を図るとともに、プロフェッショナルではない自治体等による移動サービスの実施負担を軽減することが可能となる。

【大目標】 多様なサービスが相互に連携することで、多様なニーズに対応し、県内の「移動」に関するサービス全体の利便性を向上させる。

◆本計画「1. 計画の概要」から「5. 基本的な方針」までの全体像



6. 計画の目標

【大目標】 「移動」全体の利便性向上

目標1 県民・来訪者の「移動」の促進

数値目標												
数値目標1 県民一人あたりの鉄道・バス・タクシー利用回数（年間）												
現況値（R1）						数値目標						
15.0回/人						18.0回/人						
※鉄道（地域鉄道のみ）・路線バス・コミュニティバス・デマンド交通・タクシーの年間輸送人員を山形県の総人口で割った数値。 ※現況値における県の総人口は1,068,863人（R2年4月1日時点）を採用。出典元は「山形県の人口と世帯数（山形県統計企画課）」												
数値目標2 RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）（年間）												
現況値（R1）						数値目標						
県外との移動：50,001人 県内での移動：60,982人						県外との移動：60,000人 県内での移動：70,000人						
※RESASにおける14時時点の滞在人口、6月の平日・休日、12月の平日・休日の4日分の平均値（対象：15歳以上80歳未満）。												
	県外					滞在人口(県外)平均 (県外との移動)	県内					県内での移動 (A-B)
	令和元年6月		令和元年12月		滞在人口(県内)平均 (A)		令和元年6月		令和元年12月		国勢調査人口(H27) (B)	
市町村	平日	休日	平日	休日		平日	休日	平日	休日	平日		休日
山形市	8,282	11,358	10,653	10,523	10,204	195,275	188,856	197,917	194,288	194,084	196,711	2,627
米沢市	3,536	5,423	4,449	4,367	4,444	65,718	61,779	65,111	61,256	63,466	66,369	2,903
鶴岡市	4,053	5,053	5,778	4,981	4,966	96,226	93,592	95,094	91,677	94,147	98,897	4,750
酒田市	2,743	3,537	5,009	4,334	3,906	80,394	77,157	79,419	76,459	78,357	81,692	3,335
新庄市	1,001	1,217	2,585	1,583	1,597	30,315	28,319	30,241	28,607	29,371	28,313	1,058
寒河江市	1,536	2,796	1,930	1,248	1,878	30,353	31,218	30,285	30,006	30,466	31,254	789
上山市	1,970	3,255	2,319	1,838	2,346	22,489	22,740	22,124	21,648	22,250	24,242	1,992
村山市	1,162	1,895	1,383	946	1,347	16,487	16,726	15,781	15,374	16,092	18,452	2,360
長井市	789	920	1,412	840	990	20,325	19,178	20,132	18,722	19,589	20,969	1,380
天童市	3,119	5,201	3,582	3,220	3,781	48,431	53,735	47,523	52,599	50,572	48,105	2,467
東根市	2,377	3,802	2,355	2,109	2,661	38,732	36,009	36,196	34,884	36,455	36,365	90
尾花沢市	1,247	1,243	1,395	832	1,179	10,730	10,913	10,496	10,549	10,672	12,529	1,857
南陽市	1,368	2,072	1,762	1,437	1,660	22,752	22,932	22,449	22,416	22,637	24,678	2,041
山辺町	67	210	454	219	238	7,263	8,327	7,629	8,157	7,844	10,557	2,713
中山町	516	774	389	245	481	6,229	7,360	6,171	6,965	6,681	8,803	2,122
河北町	456	961	958	522	724	12,448	12,360	11,983	11,880	12,168	14,303	2,135
西川町	588	1,008	394	216	552	3,732	4,079	3,356	3,368	3,634	4,133	499
朝日町	73	146	310	111	160	4,601	4,416	4,434	4,266	4,429	5,247	818
大江町	117	245	315	120	199	5,191	5,036	5,148	4,949	5,081	6,332	1,251
大石田町	148	380	515	160	301	5,213	5,231	5,210	5,131	5,196	5,530	334
金山町	118	162	414	107	200	3,172	3,308	3,124	3,046	3,163	4,401	1,239
最上町	168	264	615	309	339	5,544	5,207	5,434	5,132	5,329	6,663	1,334
舟形町	89	250	182	71	148	3,462	3,559	3,329	3,186	3,384	4,137	753
真室川町	24	132	497	111	191	5,040	5,074	4,917	4,718	4,937	6,090	1,153
大蔵村	49	140	276	79	136	2,087	2,071	1,960	1,911	2,007	2,543	536
鮭川村	62	126	200	21	102	2,875	2,846	2,702	2,512	2,734	3,301	567
戸沢村	514	313	335	274	359	3,145	3,284	3,151	3,114	3,174	3,636	463
高島町	977	1,590	1,492	1,022	1,270	14,496	14,787	14,423	14,650	14,589	18,104	3,515
川西町	262	369	661	256	387	10,849	10,300	10,366	9,884	10,350	11,869	1,519
小国町	531	507	773	370	545	5,636	4,646	5,388	4,554	5,056	5,904	848
白鷹町	191	203	616	210	305	9,052	8,864	8,608	8,339	8,716	10,540	1,824
飯豊町	392	485	290	167	334	4,723	4,582	4,512	4,332	4,537	5,383	846
三川町	163	530	1,432	1,019	786	7,706	9,913	7,831	10,275	8,931	5,647	3,284
庄内町	385	428	1,149	728	673	12,965	13,365	13,048	13,459	13,209	16,358	3,149
遊佐町	421	419	922	700	616	8,309	8,807	8,109	8,345	8,393	10,827	2,435
県集計	39,494	57,414	57,801	45,295	50,001	821,965	810,576	813,601	800,658	811,700	858,884	60,982

県内の「移動」に関するサービス全体の利便性を向上させ、県民の公共交通（鉄道・バス・タクシー）の利用回数の増加を図ることを目指す。また、県外から本県への流動人口（本県への来訪者数等）の増加を図ることを目指す。

【中目標】

(1) データの集約・共有

数値目標	
数値目標1 5大CP掲載交通サービスの事業者数・路線数	
現況値 (R1)	数値目標
事業者数ベース : 21.7% コミュニティバスの路線数ベース : 39.6%	事業者数ベース : 100% コミュニティバスの路線数ベース : 100%
<p>※事業者ベース：鉄道2社、路線バス3社、コミュニティバス導入29市町村、デマンド交通導入25市町村が5大乗換検索サービスでどの程度情報発信できているかを示す数値。現況値は組み合わせ総数が295パターンある中で、情報発信できているのは64パターンとなるため、21.7%となる。</p> <p>※コミュニティバスの路線数ベース：コミュニティバスを導入しているのは29市町村であり、県全体ではコミュニティバスのコース数は157ある。その157コースの中で、5大乗換検索サービスでどの程度情報発信できているかを示す数値。現況値は組み合わせ総数が785パターンある中で、情報発信できているのは307パターンとなるため、39.1%となる。</p> <p>※数値目標においては、区域運行を除いたデマンド交通の中で評価値を算出</p>	
数値目標2 協議会へのデータ提供交通事業者の割合	
現況値 (R1)	数値目標
鉄道 : 2社/2社 (100%) 路線バス : 6社/7社 (86%) タクシー : 173社/197社 (88%)	鉄道 : 100% 路線バス : 100% タクシー : 100%
<p>※山交バス、庄内交通、新庄輸送サービス、はながさバス、宮城交通、JRバス東北、最上川交通</p>	
数値目標3 一定の機関・施設(※)のうち協議会へのデータ提供機関・施設の割合	
現況値 (R1)	数値目標
6.9% (160事業者/2,305事業者)	50%
<p>※県内全ての高校・大学・専門職大学等の教育研究機関、病院・診療所、福祉・介護施設、宿泊施設及び県内の延べ床面積3,000㎡以上の商業施設</p>	

公共交通等にかかる各主体が所有する各種データを官民連携で収集・集約し、山形県地域公共交通情報共有基盤を通じて、利用者・事業者等に適切かつ継続的に情報発信することを目指す。

目標1 利用者への幅広く・わかりやすく・一元的な情報提供

公共交通等にかかる各主体が所有する各種データを官民連携で収集・集約し、情報共有基盤を通じて、事業者等が利用者に対し、幅広く・分かりやすい情報提供を継続的に行うことを目指す。

【上記の数値目標1・2に対応】

目標2 サービス改善のための幅広いデータの収集・共有

公共交通サービスの改善のため、地域の移動にかかる幅広いデータを官民連携で収集・集約し、関係者間で共有することを継続的に行うことを目指す。

【上記の数値目標2・3に対応】

(2) 移動のシームレス化（移動の円滑化）

数値目標						
数値目標1 キャッシュレス決済導入率						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>現況値（R1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バス： 0%</td> </tr> <tr> <td>タクシー：50.9%</td> </tr> </tbody> </table>	現況値（R1）	バス： 0%	タクシー：50.9%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	数値目標	100%
現況値（R1）						
バス： 0%						
タクシー：50.9%						
数値目標						
100%						
※バスは、県内に本社を置くバス事業者においては0社。タクシーは、事業者アンケートにより何らかのキャッシュレス決済サービスを導入している事業者（回答者）の、全回答者に占める割合を指す。						
数値目標2 主要交通結節点（※）におけるバリアフリー化・全天候型の交通結節点の数						
<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化された交通結節点 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現況値（R1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 結節点 / 43 結節点</td> </tr> </tbody> </table>	現況値（R1）	1 結節点 / 43 結節点	<table border="1"> <thead> <tr> <th>数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 結節点</td> </tr> </tbody> </table>	数値目標	6 結節点	
現況値（R1）						
1 結節点 / 43 結節点						
数値目標						
6 結節点						
<ul style="list-style-type: none"> ・全天候型の交通結節点 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現況値（R1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>43 結節点 / 43 結節点</td> </tr> </tbody> </table>	現況値（R1）	43 結節点 / 43 結節点	<table border="1"> <thead> <tr> <th>数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	数値目標	100%	
現況値（R1）						
43 結節点 / 43 結節点						
数値目標						
100%						
<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化された交通結節点であり、かつ全天候型の交通結節点 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現況値（R1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 結節点 / 43 結節点</td> </tr> </tbody> </table>	現況値（R1）	1 結節点 / 43 結節点	<table border="1"> <thead> <tr> <th>数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 結節点</td> </tr> </tbody> </table>	数値目標	6 結節点	
現況値（R1）						
1 結節点 / 43 結節点						
数値目標						
6 結節点						
※主要結節点は、本計画 101 頁（3）鉄道駅以外の県内主要交通結節点及び県内鉄道有人駅をいう。						

複数の移動サービスを乗り継ぐ際、あるいは単体の移動サービスを利用する際の様々なバリアを減らし、移動の利便性向上や移動弱者（大きな荷物を持っている方、障がいを持つ方、初めて県内各地域に訪訪する方を含む）の負担軽減を図ることを目指す。

目標1 複数のサービスを乗り継ぐ際の利便性向上

ICカードやスマートフォンのアプリケーション等を活用し、複数の移動サービスを乗り継ぐ際の様々なバリア（特に運賃支払い等）を減らし、移動の利便性向上や移動弱者（大きな荷物を持っている方、障がいを持つ方、初めて県内各地域に訪訪する方を含む）の負担軽減を図ることを目指す。

【上記の数値目標1に対応】

目標2 移動サービスを利用する際の手間やバリアの軽減

単体の移動サービスを利用する際や乗り継ぐ際の様々なバリア（特に待合環境や車両そのもの等）を減らし、移動の利便性向上や移動弱者（大きな荷物を持っている方、障がいを持つ方、初めて県内各地域に訪訪する方を含む）の負担軽減を図ることを目指す。

【上記の数値目標2に対応】

(3) 移動の軸となる公共交通事業（鉄道・バス・タクシー）の維持・強化

数値目標	
数値目標1 各モード(バス・タクシー)の県内(県内発着県際バス含む)運送事業収益(年間)	
現況値 (R1)	数値目標
バス：31億204万1千円 タクシー：56億6,540万5千円	バス：35億円 タクシー：60億円
※ 事業収支率の改善については、人件費が多くを占める経費圧縮よりは、収益向上努力こそが長期持続的な交通事業の維持・強化には望ましく、また、短期的な収支率改善目標は、事業者における経費縮減圧力となって、サービス悪化や、特に人件費の抑制につながって人手不足に拍車をかける等、むしろ交通サービスの維持・強化の観点からは望ましくない面も見られるため、本計画の目標としては用いず、収益改善を目標とする。 ※ 路線バス事業者（4条事業者 - 山交バス、庄内交通、新庄輸送サービス、はながさバス）の収益率（R1年度）は、81.95%（運賃・運賃外収入 3,102,041千円／経費総額 3,785,093千円）であるため、参考目標として83%を設定する。 タクシー事業者（福祉限定事業者除く）の収益率（R1年度）は、87.11%（収益 5,665,405千円／費用 6,503,764千円）であるため、参考目標として90%を設定する。	
数値目標2 幹線バス路線の人口あたりの乗車人員(年間)	
現況値 (R1)	数値目標
1.45回/人	1.75回/人
※山形県総人口で当該路線の年間輸送人員を割った数値。	
数値目標3 市町村総合交付金対象路線・サービスの人口あたりの乗車人員(年間) (交付金対象市町村の総人口との対比)	
現況値 (R1)	数値目標
2.48回/人	2.50回/人
※市町村総合交付金対象となるバス路線・デマンド交通の年間輸送人員を、交付金対象の市町村の総人口で割った数値。	
数値目標4 市町村の移動サービスに対する負担額(年間)	
現況値 (R1)	数値目標
地域鉄道：5,602万8千円 路線バス：5億926万7千円 コミュニバス：4億9,030万1千円 デマンド交通：1億9,722万8千円 タクシー：0円 負担額総計：12億5,282万4千円	地域鉄道：7,203万6千円 路線バス：4億6,000万円 コミュニバス：4億4,000万円 デマンド交通：1億5,000万円 タクシー：1億円 負担額総計：12億2,203万6千円

移動の軸となる公共交通事業（鉄道・バス・タクシー）の維持・強化により、公共交通ネットワーク全体の利便性向上による利用促進、収支改善による持続性向上を目指す。

目標1 広域移動を支える鉄道・幹線バスのサービス維持・強化

公共交通ネットワークの骨格であり、都市形成の背骨となりうる鉄道・幹線バスのサービス維持・強化を図り、広域移動を支える広域幹線交通の利便性向上による利用促進、収益改善による持続性向上を目指す。

【上記の数値目標1・2に対応】

目標2 地域内移動を支えるバス・タクシーのサービス維持・強化

公共交通ネットワークの支線であり、毛細血管である地域内移動を支えるバス・タクシーのサービス維持・強化を図り、利便性向上による利用促進、収支改善による持続性向上を目指す。

【上記の数値目標1・3・4に対応】

7. 目標達成のための施策・事業

- ・目標達成のための施策・事業は以下のとおりとするが、本計画の趣旨が「試行錯誤をしながら成長していく計画」であるため、関係者間の協議の進捗、事業の熟度、技術やサービスの革新、利用者ニーズの変化等に応じて、計画期間中にも、常に追加・修正を図っていく。

【大目標】

(1) 「移動」全体の利便性向上

目標1 県民・来訪者の「移動」の促進

施策・事業	山形県地域公共交通計画の着実な運用
実施主体	県（事務局）、県内全市町村、協議会全構成員
内容	・本計画に基づき、山形県地域公共交通活性化協議会を運営し、計画の数値目標の達成状況や地域の事情の変化に応じ、計画を適宜修正しつつ、計画に定められた役割を着実に実施する。

【中目標】

(1) データの集約・共有

■目標1 利用者への幅広く・わかりやすく・一元的な情報提供

<施策・事業 1-1-1>

施策・事業	山形県地域公共交通情報共有基盤による情報発信
実施主体	県（事務局）、県内全市町村、及び協議会全構成員
内容	・山形県地域公共交通情報共有基盤（やまがた公共交通オープンデータプラットフォーム）において、公共交通情報をプラットフォーム利用者に対して適切に発信する。

<施策・事業 1-1-2>

施策・事業	山形県地域公共交通情報共有基盤を活用したオープンデータ活用促進事業
実施主体	県、市町村
内容	・オープンデータの活用を促進するため、県内の大学や高校、ベンチャーなども巻き込んだオープンデータを活用したアプリ開発等を支援する事業を実施する。 ・県は、市町村総合交付金の見直し等を通じ、市町村におけるオープンデータを活用した新たな取組みを促進する。

（市町村の事業一覧）

地域	市町村	実施事業	実施期間
村山	山形市	山形市地域公共交通計画の推進(MaaSの導入、山形県地域公共交通プラットフォームとの連携、若者向けPRの推進)	R3年度～
	寒河江市		
	上山市		
	村山市		
	天童市		

地域	市町村	実施事業	実施期間
	東根市		
	山辺町		
	中山町		
	河北町		
	西川町		
	朝日町		
	大江町		
	尾花沢市		
	大石田町		
最上	新庄市		
	金山町		
	最上町		
	舟形町		
	真室川町		
	大蔵村		
	鮭川村		
	戸沢村		
置賜	米沢市		
	長井市		
	南陽市		
	高畠町		
	川西町		
	小国町		
	白鷹町		
	飯豊町		
庄内	酒田市		
	遊佐町		
	三川町		
	庄内町	オープンデータを活用し、新規利用者や観光客の利用を促進する	
	鶴岡市	交通事業者で行うタクシー配車やデマンド交通予約のアプリ開発協力	

<施策・事業 1-1-3>

施策・事業	動的なロケーション情報の集約・共有による MaaS 基盤の更なる整備
実施主体	県、交通事業者、市町村、国
内容	<ul style="list-style-type: none"> • MaaS による複数モードのシームレスな連結を図るために不可欠な動的なロケーション情報についてオープン API 化する等、MaaS 基盤の更なる整備を図る。 • そのために県内交通事業者の既存のロケーション情報システムについて、国の支援の活用も視野に入れ、システム改修を行い、オープン API 化又は主要 CP 事業者への提供体制の構築を図る。 • 市町村が運営する交通サービスにおいても、動的なロケーション情報の取得・公開が行われている場合、よりオープンな利用が可能となるよう検討を進める。

■目標2 サービス改善のための幅広いデータの収集・共有

<施策・事業 1-2-1>

施策・事業	山形県地域公共交通情報共有基盤による情報集約と共有
-------	---------------------------

実施主体	県（事務局）、県内全市町村、及び協議会全構成員
内容	<ul style="list-style-type: none"> • 山形県地域公共交通情報共有基盤（やまがた公共交通オープンデータプラットフォーム）において、地域の移動を分析・検討するための幅広いデータを集約し、関係者間で共有する。（具体的な運用については、付則2. を参照） • 特に、病院、福祉施設、教育機関の利用動向や、交通事業者以外の送迎サービスや移動支援サービスの内容等、従来の交通担当部局の枠を超えた情報の集約・共有を進め、きめ細やかなニーズの把握、異なる分野の関係者の連携に繋げていく。

(2) 移動のシームレス化（移動の円滑化）

■目標1 複数のサービスを乗り継ぐ際の利便性向上

<施策・事業 2-1-1>

施策・事業	交通系 IC カードの導入
実施主体	山交バス、庄内交通、県、国
内容	<ul style="list-style-type: none"> 山交バス、庄内交通両社路線すべてに JR の Suica 機能も有する地域連携 IC カードを導入する。 県、国は初期導入費用を支援する。 交通系 IC カードの利用実績に関するデータについては、県及び山形県地域公共交通活性化協議会が求める場合には、支援を受けた山交バス及び庄内交通はこれを無償で提供する義務を負う（提供に際しての追加コストが多大な場合にのみ、その実費用を請求できる）。

<施策・事業 2-1-2>

施策・事業	市町村営交通における交通系 IC カード導入の促進
実施主体	山交バス、庄内交通、市町村、県、国
内容	<ul style="list-style-type: none"> 市町村においては、市町村営交通へ、一定の需要のある定時定路線や観光路線など、その必要に応じて、交通系 IC カードの導入を図る。 山交バス及び庄内交通は、市町村営交通が交通系 IC カードの導入を図る際の負担を軽減するため、自社のシステムへの参画を受け入れる等、必要な措置をとる。 県は、県が支援する交通系 IC カードのシステム開発などへの助言や要請などを通じ、市町村営交通への交通系 IC カード導入を促進する環境が整備されるように努める。 県及び市町村は、その公共交通や観光等における広報・啓発活動において、交通系 IC カードの導入について紹介する等、県内外の利用者に対する交通系 IC カードの普及・啓発を図る。

（市町村の事業一覧）

地域	市町村	実施事業	実施期間
村山	山形市	山形市地域公共交通計画の推進（交通系ICカード導入による利便性向上）	R3年度～
	寒河江市	—	
	上山市	—	
	村山市	—	
	天童市	—	
	東根市	—	
	山辺町	—	
	中山町	現在策定中の第6次総合計画（R3～R12年度）において「交通系ICカードの導入検討を進める」と記載することを検討	R3～12年度
	河北町	—	
	西川町	—	
	朝日町	—	
	大江町	—	
	尾花沢市	インバウンド対策のため、銀山線への IC カードの導入を図る	R3年度以降
大石田町	—		

地域	市町村	実施事業	実施期間
最上	新庄市	R5年度以降検討する	
	金山町	今後検討していく	
	最上町	－	
	舟形町	必要に応じて検討していく	
	真室川町	実施時期未定	
	大蔵村	－	
	鮭川村	－	
	戸沢村	－	
置賜	米沢市	－	
	長井市	県の支援内容により検討する 一方、長井版 Maas を検討しており、地方創生推進交付金を申請する場合は、この交付金を活用し導入する可能性がある	
	南陽市	－	
	高畠町	デマンド交通車両への導入を検討・推進する	
	川西町	必要に応じて検討する。	
	小国町	環境整備に努め、接続する公共交通機関や拠点施設の関係者と連携した導入方法を検討する	
	白鷹町	町内全域のデマンドタクシーの利用者の多くは高齢者であるため、ICカードの利用は馴染まず、また、町営バス(スクールバス混乗便)については、利用者が少数かつ限定的であるため、現時点ではICカードの導入は予定していないが、今後、必要に応じて検討していく。	
飯豊町	－		
庄内	酒田市	具体化していないが、将来的な導入に向けて情報収集や検討を継続。使用できる決済アプリの選定や、導入・管理コストが焦点	
	遊佐町	近隣の自治体と連携 検討中	
	三川町	－	
	庄内町	－	
	鶴岡市	地域公共交通への ICT 導入に向け、調査事業や交通関係事業者との研修会を実施する。その中で市営バスへの IC カード導入についても検討を行う	

<施策・事業 2-1-3>

施策・事業	山形空港と出発・目的地をシームレスに結ぶ空港二次交通の整備促進
実施主体	山形空港利用拡大推進協議会
内容	<ul style="list-style-type: none"> 空港からの二次交通の充実・強化のため交通系 IC カード等の整備促進を図る。 協議会の二次交通支援の補助要綱を公開し、市町村や事業者の創意による、ルートの拡充を図る。

<施策・事業 2-1-4>

施策・事業	庄内空港における航空便・カーシェア連携実証事業
実施主体	ANA (全日空)、庄内空港レンタカー協議会、庄内空港ビル、県
内容	<ul style="list-style-type: none"> ANA の MaaS アプリを活用して、庄内空港への ANA 到着便に合わせたカーシェア予約利用を実証する。 県は、保有する庄内空港駐車場の一部を実証実験の用途に限り、無償提供する。

■目標2 移動サービスを利用する際の手間やバリアの軽減

<施策・事業 2-2-1>

施策・事業	待合施設の整備による乗継利用の促進
実施主体	交通事業者、市町村、県
内容	<ul style="list-style-type: none"> 乗継利用を促進するため、交通事業者・市町村は、降雪などの気象条件に関わらず待合可能な施設の整備を促進する。 県は、市町村総合交付金の見直し等を通じ、市町村における乗換拠点等の整備を促進する。

(市町村の事業一覧)

地域	市町村	実施事業	実施期間
村山	山形市	山形市地域公共交通計画の推進(交通結節点の整備、バス乗降による交通流への影響緩和のためのバスベイ設置) ①交通結節点とこれを結ぶ公共交通の具体化に向けた整備方針を策定し、順次設計・整備する。 ②新型コロナウイルス感染症対策として、山形駅西口に路線バスのバスベイを新設し、山形駅東口バスプールの混雑解消を図る。	①R3年度～ ②R3年度
	寒河江市	ベンチ等を設置し、利便性向上を図る	
	上山市	—	
	村山市	—	
	天童市	—	
	東根市	さくらんぼ東根駅前バス待合施設整備済	
	山辺町	—	
	中山町	—	
	河北町	—	
	西川町	簡易的な待合施設を有する箇所もあるが、乗継利用を促進するような機能を果たすためには整備が必要である	
	朝日町	交通拠点である朝日町役場前に待合のベンチあり 他は今のところ予定なし	
	大江町	—	
	尾花沢市	市役所の新庁舎建設の際、待合所部分を整備し土日祝日も利用可能とした	
	大石田町	—	
最上	新庄市	拠点施設(県立新庄病院、新庄駅)については、待合スペース有り。他停留所については、R5年度以降検討する	
	金山町	—	
	最上町	—	
	舟形町	乗継の拠点であるJR舟形駅に、観光物産センターと併設した待合室を整備している	
	真室川町	真室川駅、町立真室川病院、真室川町役場の主要施設は、待合施設を整備している	
	大蔵村	—	
	鮭川村	—	
置賜	戸沢村	JR古口駅を利用	
	米沢市	—	
	長井市	乗継が想定される施設は、市庁舎、道の駅、商業施設であるが、そこに待合施設の新設予定はなし	
	南陽市	—	
	高畠町	既存施設を活用した施策展開を検討する	
	川西町	待合施設については既存施設を活用し、必要に応じて検討する。	
	小国町	乗り継ぎ地点の既存施設を活用しながら、関係機関と連携した整備を図る	
置賜	白鷹町	山形鉄道フラワー長井線及び山交バスの乗継拠点となっている「荒砥駅」は、すでに待合スペースやトイレを有する施設となっており、引き続き、乗換時の利便性を確保していく	
	飯豊町	—	

地域	市町村	実施事業	実施期間
庄内	酒田市	乗継拠点となることを意識し、市内の路線バスは酒田駅前、中町周辺、日本海総合病院の3拠点を必ず経由するよう路線改編する また、この3拠点は、市営デマンドタクシーの指定乗降場所となっている酒田駅前交流拠点施設ミライニの中で観光案内所が稼働しており、待合利用が可能となっている(R2年11月) 図書館機能やバスベイ整備を含めたフルオープンは、R4年度見込み 中町エリアにおいては、酒田産業会館の再開発事業で情報センター機能が整備されると共に、待合利用が可能となる(R3年10月予定)	R2年11月～
	遊佐町	—	
	三川町	待合施設については既存施設を活用し、必要に応じて検討する。	
	庄内町	乗継拠点となる駅や複数路線が乗り入れるバス停の待合場所の整備・維持を行う。	
	鶴岡市	市中心部や各駅のほか、各地域の中心部等を乗換拠点に設定し、交通ネットワークを形成する。	

<施策・事業 2-2-2>

施策・事業	交通拠点・機関のバリアフリー化の促進
実施主体	交通事業者、市町村、県、国
内容	・交通事業者は、駅や交通結節点となる拠点、幹線路線の車両をはじめとし、そのサービス全般のバリアフリー化を進める。

(市町村の事業一覧)

地域	市町村	実施事業	実施期間	実施主体
村山	山形市	山形市地域公共交通計画の推進 ①北山形駅周辺地区バリアフリー基本構想に基づき、JR東日本が実施する北山形駅のバリアフリー設備整備事業に対して支援を行い、北山形駅のバリアフリー化を推進する(~R6) ②観光需要が高い山寺駅や、政府の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する基本方針」における移動等の円滑化の目標の対象となる旅客施設のバリアフリー化について交通事業者とともに検討する(随時)	①~R6 ②随時	①JR東日本 山形市等
	寒河江市	市内循環バス車両について高齢者等の乗降しやすい環境整備を図る		
	上山市	—		
	村山市	—		
	天童市	—		
	東根市	さくらんぼ東根駅バス待合施設整備済		
	山辺町	補助ステップ付きの車両を使用している		
	中山町	補助ステップ付きの車両を使用している		
	河北町	—		
	西川町	補助ステップ付きの車両を使用している ノンステップバス等の導入はしていない		
	朝日町	—		
	大江町	—		
	尾花沢市	拠点の停留所である市役所待合所はユニバーサルデザインを採用している		
大石田町	—			
最上	新庄市	拠点施設(県立新庄病院、新庄駅)及びまちなか循環線車両については、バリアフリー化されている 他停留所及び土内線、芦沢線車両については、R5年度以降検討する		
	金山町	—		
	最上町	近年購入した車両についてはノンステップバスを導入		
	舟形町	デマンド型乗合タクシーに、乗降しやすいユニバーサルデ	R1年8月	

地域	市町村	実施事業	実施期間	実施主体
		ザインの車両を導入している	～	
	真室川町	交通拠点の真室川駅や町立真室川病院、真室川役場はバリアフリー化済		
	大蔵村	－		
	鮭川村	－		
	戸沢村	補助ステップ付きの車両を使用している		
置賜	米沢市	－		
	長井市	－		
	南陽市	－		
	高畠町	－		
	川西町	交通事業者、交通結節拠点管理者とも連携し、検討及び推進を行う		
	小国町	拠点施設のバリアフリー化は概ね完了しているものの、車両及びバス停等の付帯設備のバリアフリー化が未着手であるため、対応方法を検討していく		
	白鷹町	乗換拠点となる「荒砥駅」は、バリアフリーに配慮した施設となっている。他方、バリアフリー化が必要である施設もあると認識していることから公共交通に関連するものだけでなく、町全体として、バリアフリー化の促進について検討していく		
	飯豊町	－		
庄内	酒田市	酒田駅前ミライニの観光案内所や待合スペースはバリアフリーである 酒田産業会館の再開発事業で整備する情報センターや待合スペースはバリアフリーとなる 市営るんるんバスの車両は、更新に合わせて低床バスを導入している。また、路線改編にあわせて新たに低床バスの導入を見込んでいる	R4年度	酒田市
	遊佐町	近隣の自治体と連携 検討中		
	三川町	－		
	庄内町	町営バスの交通拠点として、役場バス停を整備し、利便性の向上を図る	R3年度	
	鶴岡市	JR鶴岡駅及びエスモールバスターミナルはバリアフリー対応済み これまで、庄内交通の低床車両バス購入に際し支援を行うほか、市営バス車両へステップを取り付ける工事などを行っている		

(3) 移動の軸となる公共交通事業（鉄道・バス・タクシー）の維持・強化

■目標1 広域移動を支える鉄道・幹線バスのサービス維持・強化

<施策・事業 3-1-1>

施策・事業	地域を支える幹線バスネットワークの見直し
実施主体	バス事業者、市町村、県、国
内容	<ul style="list-style-type: none">・バス事業者は、市町村間幹線バス路線の交通ネットワーク全体における位置づけやサービス内容を見直し、利便性と持続性双方の向上を図る。・市町村及び県は、市町村間幹線バス路線のそれぞれの地域における必要性を検討し、必要なものについては、地域に重要な路線として位置付け、支援のあり方を見直す。・国は、幹線バス路線への補助制度について、要綱の内容及びその解釈も含めてわかりやすい解説に努める。・本計画によるデータ分析に基づく悉皆的課題整理を受け、運行情報のデジタル化・オープン化や交通系 IC カードの導入が県内幹線バスネットワークすべてを対象として実施されたことも踏まえ、県内幹線ネットワーク全体において、地域の関係者の役割を根本的に見直したことから、県内の幹線補助系統すべてについて、地域公共交通確保維持改善事業補助要綱別表2の5. の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす計画に位置付けられた系統として位置付け、申請することとする。

(次ページへ続く)

○地域間幹線系統補助の新たな対象として考える系統は以下のとおり。(具体的な方針については、付則3.を参照)

(1) 高速バス・都市間バス

運行者	路線名	経路		
		起点	経由地	終点
山交バス	新庄駅前・仙台駅前	新庄駅前	東根・作並	仙台駅前
庄内交通	庄交BT・山交BT	庄交BT	エスモール	山交BT
山交バス	米沢市役所前・仙台駅東口	米沢市役所前	東北中央自動車道 東北自動車道	仙台駅東口

(2) 路線バス

運行者	路線名	経路		
		起点	経由地	終点
はながさバス	銀山線 (銀山温泉・大石田駅)	銀山温泉	尾花沢市内	大石田駅
新庄輸送サービス	県立病院前(新庄市)・ 羽根沢温泉	羽根沢温泉	保健センター	県立病院

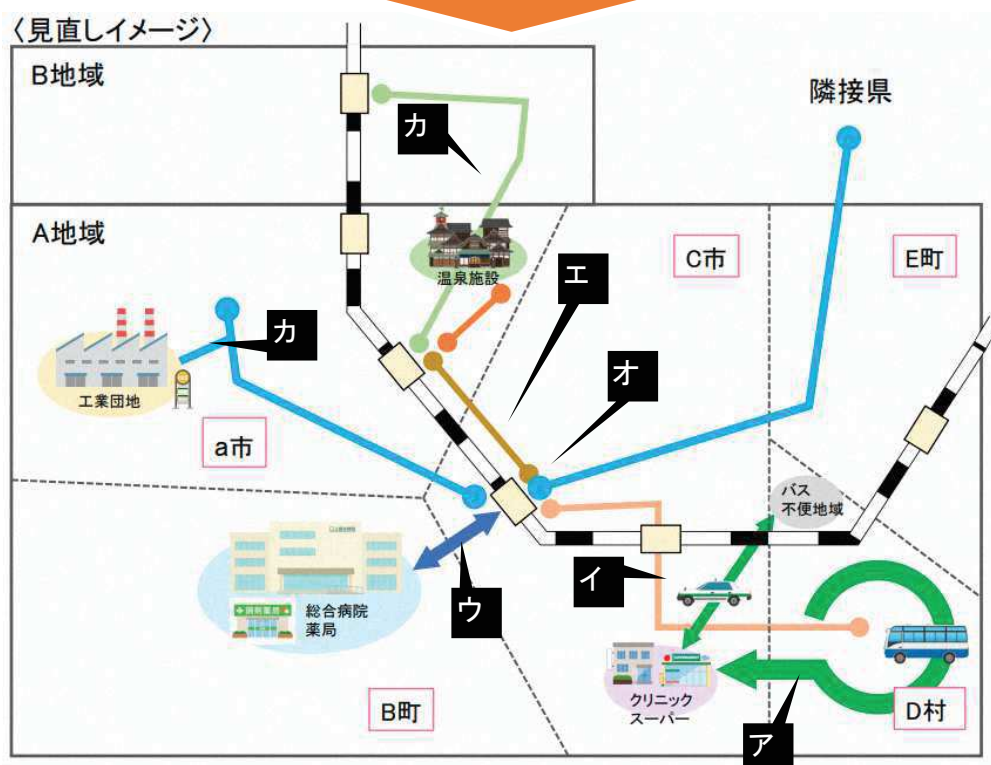
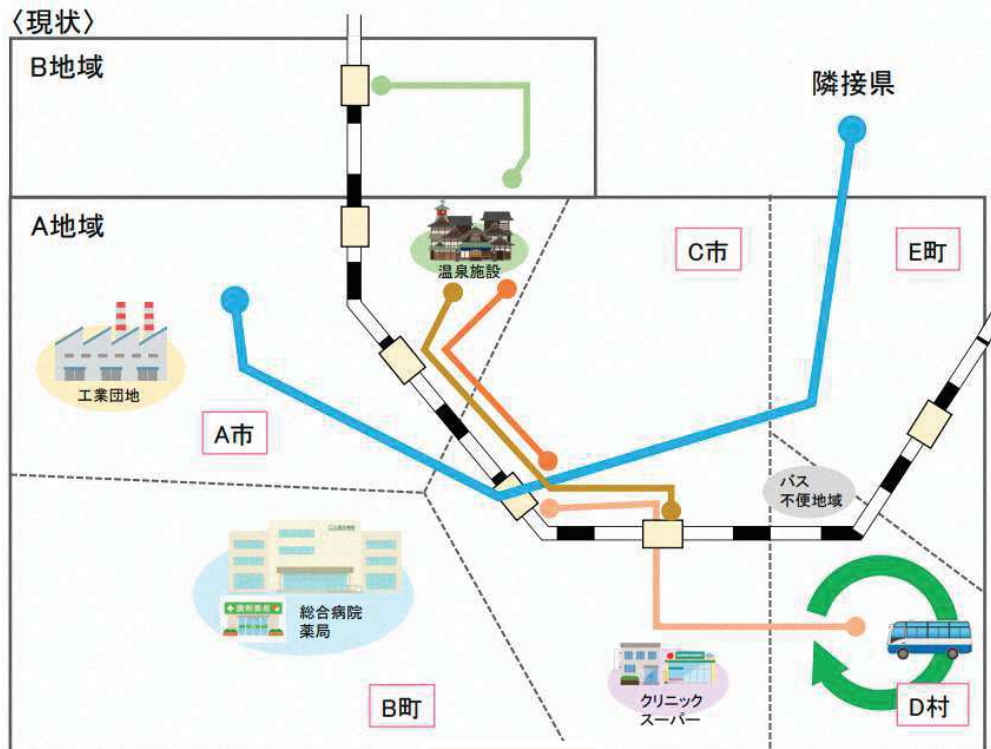
(3) 路線見直しが必要となる路線

運行者	路線名	経路		
		起点	経由地	終点
西川町	道の駅にしかわ・寒河江駅	道の駅にしかわ	間沢	寒河江駅
山交バス	山形市役所前・道の駅川のみなと長井	山形市役所前	荒砥	道の駅川のみなと長井
	※既に国庫補助対象地域間幹線系統であるが、路線分割による生産性向上・収支率向上を図る			
未定 (周辺運行バス事業者: 山交バス、長井市)	今泉駅・置賜総合病院 ※新規検討路線	今泉駅	長井市 川西町	置賜総合病院
庄内交通	エスモールBT・羽黒山頂	エスモールBT	-	羽黒山頂
	酒田・鶴岡	酒田		鶴岡

(次ページへ続く)

■想定している見直しパターン例

- ア) 市町村界で折り返しているコミュニティ交通（主にバス）を住民・利用者が行く目的施設まで市町村をまたいで運行
- イ) 市町村をまたいだ運行はデマンド交通よりも（乗り継ぎ可能な場合は）鉄道・バス、（乗り継ぎ不可能な場合は）タクシーの利活用を優先検討する
- ウ) 市町村をまたいだ病院等へのアクセスにあたって、既存鉄道駅からの二次交通を、市町村をまたいで運行する
- エ) 重複している路線バスを束ねて、幹線バスと支線バスに再編
- オ) 利用実態に合わせて、長大路線を分割
- カ) バスが乗り入っていない主要目的施設に新規乗り入れ（みなし系統などを柔軟に検討する）



(市町村の事業一覧)

地域	市町村	実施事業	実施期間	
村山	山形市	山形市地域公共交通計画の推進(バス幹線路線の設定、連携中枢都市圏における広域的な公共交通ネットワークの構築)	R3年度～	
	寒河江市	近隣自治体と協議の上、検討していく		
	上山市	—		
	村山市	—		
	天童市	天童市市営バス運行区間を延長予定	R3年4月1日～	
	東根市	—		
	山辺町	—		
	中山町	—		
	河北町	—		
	西川町	道の駅にしかわ寒河江駅線 寒河江市と協議の上、見直しを図っていく	R3年度以降	
	朝日町	—		
	大江町	—		
	尾花沢市	大石田駅線(新規)→高校生の通学需要に対応した路線	R3年度以降	
	大石田町	—		
最上	新庄市	新庄最上定住自立圏で検討していく	R5年度以降検討	
	金山町	—		
	最上町	—		
	舟形町	新庄最上定住自立圏において検討していく		
	真室川町	—		
	大蔵村	新庄最上定住自立圏において検討していく		
	鮭川村	新庄最上定住自立圏において検討していく		
	戸沢村	—		
置賜	米沢市	—		
	長井市	今泉駅⇄置賜総合病院間が検討されている 新庁舎建設により、全路線の見直しを実施予定 山交バスが新庁舎へ乗り入れる場合、 ①勤進代(白兔)・置賜総合病院線(フィーダー対象) ②勤進代(白兔)・置賜総合病院線冬期間(路線廃止) ③白兔(里巻)・置賜総合病院前(フィーダー対象) ④平・置賜総合病院線(③と併合) ⑤上郷・平山・置賜総合病院線(フィーダー対象) ⑥九野本・置賜総合病院線(⑤と併合) ⑦九野本・置賜総合病院線冬期間(⑤と併合) ⑧置賜総合病院・伊佐沢・中央線(フィーダー対象) ※3系統すべて ⑨置賜総合病院・河井・時庭・中央線(非対象) ⑩置賜総合病院・歌丸・中央線(⑨と併合) ※⑨と⑩は今泉駅…が幹線になった場合、フィーダー対象見込 ※長井版 MaaS の状況等(実施の可否)により、R4 にずれる可能性あり	R3年10月～ (全路線の見直し)	
	南陽市	—		
	高畠町	—		
	川西町	近隣自治体とも協議し、検討していく。		
	小国町	—		
	白鷹町	—		
	飯豊町	—		
	庄内	酒田市	鶴岡-酒田線を幹線として、路線改編後の市営るんバス路線(市内循環C線・D線)及びデマンドタクシー新規運行エリアを地域内フィーダー系統補助路線として申請することを見込んでいる	路線改編は、R4年度中に実施予定
		遊佐町	—	
三川町		市町村を跨いだデマンド交通について検討中		
庄内町		—		
鶴岡市		近隣自治体と協議の上、検討していく		

<施策・事業 3-1-2>

施策・事業	既存路線の近傍にある二ーズの取込
実施主体	バス事業者、県、鶴岡市、西川町、国、鶴岡 DEGAM
内容	<ul style="list-style-type: none"> 出羽三山において唯一定時定路線交通の接続が無い湯殿山へのアクセスを確保し、出羽三山巡りや六十里越街道の観光二ーズの取込みを図るため、例えば、既存路線の沿線にある道路施設を活用した交通結節点の新設を検討する等、湯殿山への公共交通アクセスの整備を図る。

<施策・事業 3-1-3>

施策・事業	交通事業者と連携した観光施設全体の上質な滞在環境の実現
実施主体	鶴岡市、バス事業者、DEGAM 鶴岡
内容	<ul style="list-style-type: none"> 観光地全体で魅力と収益力を高めるため、宿泊施設、飲食店、土産物店等の地域の観光施設全体の上質な環境等の実現とともに、公共交通等の交通事業者との連携によるアクセス環境や周遊環境の再生・充実を図る。 このため、観光庁「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」に基づく「観光再生計画」はじめ、鶴岡市が今後策定する各種観光計画については、本計画と密接に連携する関連計画と位置付ける。 鶴岡市の各種観光計画の推進にあたっては、本計画と整合を図り、公的支援を積極的に導入しながら観光地等へのアクセス向上を図っていくこととする。

<施策・事業 3-1-4>

施策・事業	鉄道と鉄道駅からの二次交通の連携
実施主体	JR 東日本、山形鉄道、バス・タクシー事業者、市町村
内容	<ul style="list-style-type: none"> JR 東日本及び山形鉄道は、そのダイヤに接続することを目的とした一定の鉄道駅からの二次交通（付則4. 参照）に対して、鉄道ダイヤ改正時に合わせた二次交通のサービス変更が遅滞・支障なく実施されるよう情報提供を図る。

(市町村の事業一覧)

地域	市町村	実施事業	実施期間
村山	山形市	山形市地域公共交通計画の推進(バス路線の経路・ダイヤ等の見直し)	R3年度～
	寒河江市	—	
	上山市	—	
	村山市	—	
	天童市	—	
	東根市	—	
	山辺町	—	
	中山町	—	
	河北町	—	
	西川町	—	
	朝日町	—	
	大江町	—	
	尾花沢市	—	
	大石田町	—	
最上	新庄市	—	
	金山町	—	
	最上町	—	

地域	市町村	実施事業	実施期間
	舟形町	－	
	真室川町	鉄道ダイヤ改正に併せ、町営バスとの接続を考慮し、時刻表の見直しを行う	
	大蔵村	－	
	鮭川村	－	
	戸沢村	鉄道のダイヤ改正に合わせ、バス時刻表を調整している	
置賜	米沢市	－	
	長井市	－	
	南陽市	－	
	高畠町	－	
	川西町	必要に応じて検討する。	
	小国町	－	
	白鷹町	－	
	飯豊町	－	
庄内	酒田市	路線改編に合わせ、鉄道利用の観光ニーズや高校生の通学ニーズを意識し、二次交通としての接続や利便性が向上するよう、市営るんバス路線のダイヤを調整する	R4年度
	遊佐町	－	
	三川町	－	
	庄内町	－	
	鶴岡市	市内循環線松根線の経路変更、経路短縮	

<施策・事業 3-1-5>

施策・事業	地域を支える山形鉄道フラワー長井線の支援
実施主体	山形鉄道、長井市、南陽市、白鷹町、川西町、県、国
内容	<ul style="list-style-type: none"> 山形鉄道は、安全運行・安定運行の更なる推進、増収・集客対策による持続可能な経営の継続、地域の公共交通機関としての地域と連携した取組の実施を柱とする R3 年度から R7 年度までの次期経営改善計画に基づき、事業を実施する。 沿線市町及び県は、現行の上下分離方式を次期経営改善計画期間においても維持するとともに、国庫補助の状況や山形鉄道の経営状態も鑑み、R2 年度までと同様の負担割合で「下」部分への支援を継続する。 国は、山形鉄道の安全性維持・向上のための設備更新等への支援を引き続き実施する。 経営改善委員会において、毎年の業績等を検証するとともに、経営環境や新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえて適時計画を見直していく。

■目標2 地域内移動を支えるバス・タクシーのサービス維持・強化

<施策・事業 3-2-1>

施策・事業	地域内交通ネットワークの見直し
実施主体	バス事業者、市町村、県、国
内容	<ul style="list-style-type: none"> <施策・事業 3-1-1>の幹線バスネットワークの見直しに合わせて、市町村内交通ネットワークについても見直す。 特に、幹線バス路線で新たな系統が補助対象となると見込まれる市町村において具体的な見直しを実施する。

(市町村の事業一覧)

地域	市町村	実施事業	実施期間
村山	山形市	山形市地域公共交通計画の推進 路線バスやコミュニティバスの路線の見直しについては、地域のニーズや今後の交通結節点整備の検討を踏まえ、交通事業者とともに路線の見直しの必要性を共有したうえで、フィーダー認定を含めて検討・調整を行う	R3年度～
	寒河江市	R2年4月から対象エリアを拡大し、デマンドタクシーを継続運行中	
	上山町	—	
	村山市	民間バス・市営バスが運行していない交通空白地域に、H25年10月からデマンドタクシーを運行している	
	天童市	—	
	東根市	デマンド型乗合タクシーの利用地域拡大：R3年度以降	
	山辺町	—	
	中山町	—	
	河北町	—	
	西川町	R2年8月～一部地区において、デマンド型乗合タクシーの実証運行を開始した R3年度は、さらに対象地区を拡大し実証運行を行う(予定) 岩根沢線、大井沢線→ 昼の定時便をデマンド便へ移行し、効率的な運行を行う また、岩根沢地区を含めた山間地域については、デマンド乗合タクシーの実証運行を行い、住民サービスの向上を図る	R3年度以降
	朝日町	町内全域デマンドタクシー運行 フィーダー補助あり、見直し予定なし	
	大江町	デマンド交通の運行区域の拡大や利用時間の見直し等、利用者の利便性向上を図る 柳川線→ 山交バス寒河江・宮宿線のダイヤ改正等に伴い、町営バス柳川線の見直しを適宜行い、利用者の利便性向上を図る	通年
	尾花沢市	鶴子線、毒沢線、市野々線→ 通学需要に合わせたダイヤ改正と需要に合わせた経路変更	R4年以降
大石田町	—		
最上	新庄市	R3年度デマンド導入の検討 土内線、芦沢線 新庄病院移転に伴う路線及びダイヤ改正 東北農林専門職大学(仮称)開学に向けた路線及びダイヤの検討	R3年度～検討 R5年度～本格運行
	金山町	特に予定なし	
	最上町	デマンド交通の一部路線でタクシー車両を借り上げて運行している 町営バス向町東法田線、向町上満沢線、向町瀬見線→ デマンド交通へ移行の予定	R3年4月以降
	舟形町	H30年4月～全町デマンド型乗合タクシーを展開しドアツードアの移動手段を確保 必要に応じて検討していく	
	真室川町	鉄道ダイヤ改正に併せ、町営バスとの接続を考慮し、時刻表の見直しを行う	
	大蔵村	新庄病院移転に伴う路線及びダイヤ改正	R5年度
	鮭川村	新庄病院移転に伴う路線及びダイヤ改正	R5年度
	戸沢村	乗合デマンドタクシー実証運行 新庄病院移転に伴う路線及びダイヤ改正	R2年10月1日～ R4年3月31日まで R5年度
置賜	米沢市	—	
	長井市	—	
	南陽市	—	
	高畠町	H29年度にデマンド交通の全面リニューアルを行い、ドアツードアでの移動手段の拡充を行った。今後は事業受託者とも連携し町内外に向けたPRを行いながら、更なる利用拡大を図っていく	
	川西町	デマンド型乗合交通を町内全域を運行区域として実施中である。	
	小国町	—	

地域	市町村	実施事業	実施期間
	白鷹町	交通事業者等関係機関と連携し、地域公共交通の利便性向上に向けて検討・調整を行う。町内タクシー業者への委託により、町内全域へ移動可能なデマンドタクシーを運行しており、今後も継続実施していく	R3年度～
	飯豊町	—	
内庄	酒田市	デマンドタクシーの運行 現在 10 地区の住民を対象に運行中 R4 年度の改編で 5 地区を新規追加見込み るんるんバス路線の全面的な改編 新 市内循環 A 線・B 線 新 市内循環 C 線・D 線 新 酒田駅大学線 新 古湊アイアイひらた線 デマンドタクシー運行エリアの新規追加(浜中・黒森・十坂地区、八幡地区、平田地区)	ともにR4年度中に実施
	遊佐町	検討中	
	三川町	町内を運行対象としたデマンド交通を実施中	
	庄内町	①町営バスのダイヤ等を見直し、利便性の向上を図る。 ②庄内町デマンドタクシー余目酒田線(案)→余目地域から日本海総合病院までのデマンドタクシーの新設を検討 ③庄内町デマンドタクシー狩川鶴岡線(案)→狩川地域から鶴岡駅周辺までのデマンドタクシーの新設を検討	①R3年度 ②庄内交通酒田余目線が廃止となった場合の代替として、R4年から運行開始を検討している ③R6年以降の運行開始に向け検討中
	鶴岡市	藤島地域東栄地区デマンド交通・温海地域乗合タクシー 藤島地域長沼・八栄島地区デマンド交通(予定)・櫛引地域デマンドバス(予定)	

<施策・事業 3-2-2>

施策・事業	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の協議会による交付
実施主体	山形県地域公共交通活性化協議会(市町村、県、国)
内容	<ul style="list-style-type: none"> 市町村毎に申請している地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表8の5.における同要綱別表25の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす計画の対象区域が県内全域にわたることから、本計画を策定する協議会で県内市町村の国庫補助金に係る計画をとりまとめ、当該計画の申請や事業評価を、協議会を通じて行う。 上記の要綱別表8の5.に基づき、市町村単独で申請した場合の国庫補助上限額に達している市町村に対して、県内市町村の国庫補助上限額の合計額と上限額に達していない市町村の国庫補助の合計額の差額を交付する場合には、協議会において協議し、配分額を調整する。

<施策・事業 3-2-3>

施策・事業	乗用タクシーの地域公共交通への活用促進
実施主体	タクシー事業者、市町村、県
内容	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は、ドアツードアの移動手段確保の検討に際しては、乗用タクシーの活用も視野に入れ、デマンド交通とタクシー事業の適切な役割分担と連携が図られるよう努める。 県は、市町村総合交付金の見直し等を通じ、市町村における乗用タクシーの

地域公共交通への活用を促進する。

(市町村の事業一覧)

地域	市町村	実施事業	実施期間
村山	山形市	山形市地域公共交通計画の推進(タクシー等を活用した新たな公共交通の導入(モデル事業の実施))	R3年度～
	寒河江市	交通空白地域にてデマンドタクシーを運行しており、今後も継続実施していく	
	上山市	—	
	村山市	—	
	天童市	交通弱者の足を確保するための支援を調査・検討する	
	東根市	—	
	山辺町	—	
	中山町	—	
	河北町	高齢者、買い物困難など交通弱者の足を確保するため、乗用タクシーの活用やデマンド型交通の導入を含めた路線バスの路線やダイヤの見直しを検討する。	
	西川町	—	
	朝日町	—	
	大江町	—	
	尾花沢市	路線バスが廃線となる地区などで、定額でタクシーを利用出来る生活交通タクシー補助を開始し、高齢化の進む過疎地域において継続可能で最適なサービスとするため見直し図りながら実施していく。	
	大石田町	—	
最上	新庄市	次期新庄市地域公共交通計画の策定に合わせて検討を行う	R3年度～
	金山町	今後、必要性について検討する	
	最上町	—	
	舟形町	—	
	真室川町	—	
	大蔵村	—	
	鮭川村	—	
	戸沢村	—	
置賜	米沢市	—	
	長井市	効果的な取り組みを検討中	
	南陽市	沖郷地区において、定額でタクシー移動できるサービス「おきタク」について適宜見直しを図りながら、継続して実施する	
	高畠町	—	
	川西町	デマンド型乗合交通をタクシー事業者の所有車両を活用し運行している。事業者とは協議を継続的に実施していく	
	小国町	小国町内の公共交通機関において、小国町営バス、小国町営バス デマンドタクシーと並ぶ主要な交通手段であることから、双方が補完し合える環境構築を図る	
	白鷹町	地域内公共交通の利便性を向上させるため、乗用タクシーを活用した新たな取組を実施予定である	R3年度～
	飯豊町	—	
庄内	酒田市	—	
	遊佐町	—	
	三川町	—	
	庄内町	—	
	鶴岡市	—	

8. 計画の達成状況の評価

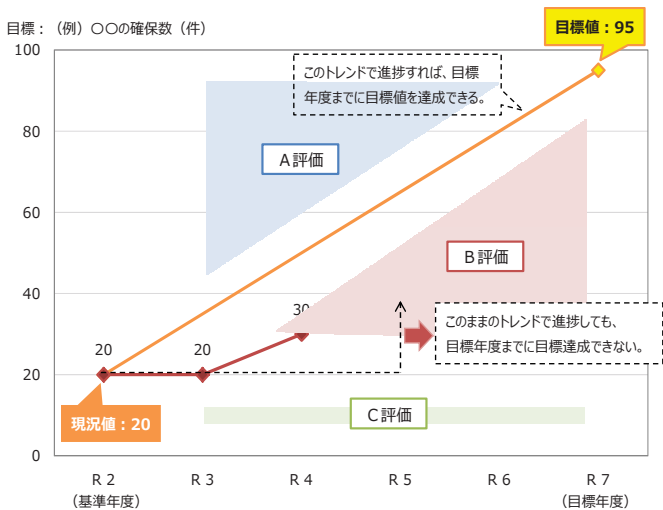
8-1 評価の考え方

●評価の基準設定の考え方

- 基本的に定量的な基準であること。
- 評価のための数値の収集がルーチンでかつ省力的に行えるものであること。
- 目標期間内に、最低でも年一回のモニタリングを可能とするため、年次の集計が可能なものであること。

●評価のモニタリングと対応の方向性

- 計画策定当初の実績値と目標値及び目標年度までの期間を勘案し、下図イメージにおける評価基準毎に対応する。
- A評価においては、現状維持を原則とするが、特段の事由なく想定を大幅に上回る評価となった場合、目標値自体の上方修正も検討する。
- B評価においては、周辺状況を調査し、追加的な対応について検討する。当初の目標があるべき基準よりも高過ぎたと判断された場合は、目標値自体を下方修正することも検討する。
- C評価においては、事業の中断、方向性の根本的な変更も含めた対応を検討する。また、目標値それ自体が計画の趣旨に鑑みて適当でなかった可能性も含め、目標の再設定も視野に入れて検討する。



<評価基準>

- A：数値目標の実績値は目標達成に向けた成果を示している
(☞目標年度では、目標を達成している)
- B：数値目標の実績値は目標達成に向けた成果を示していない
(☞目標年度では、目標を達成していない)
- C：施策の実施効果が発現していない
(☞新たな施策展開の必要性を検討すべき)

図 8-1 数値目標の達成状況の評価イメージ(案)

8-2 評価を踏まえた対応方向

【大目標】 「移動」全体の利便性向上

- ① 数値目標1 県民一人当たりの鉄道・バス・タクシー利用回数
(数値目標：18.0回/人)
- ② 数値目標2 RESASの移動実態数値(本県への来訪者数等)
(数値目標：県外との移動 60,000人、県内での移動 70,000人)

モニタリングによってB評価またはC評価だった場合の具体的アクション	
①が未達、②が達成	○自家用車利用や福祉サービスなどの非交通事業の状況をチェック。 ○自家用車を運転し難い層の移動が確保されているのであれば、非交通事業の状況把握とその支援についてより比重を増す形で見直し。
①が達成、②が未達	○鉄道・バス・タクシーの利用回数のいずれが増加したかを分析。 ○モード間の連携や、公共交通を使えない人々の人口分布のチェックやそうした人々の移動利便性が損なわれていないかを分析し、対応を検討。
①②双方ともに未達	○経済社会状況が全般に厳しい場合⇒目標値の見直し。 ○そうでない場合、計画全体に亘っての見直し検討。

【中目標】

(1) データの集約・共有

- ① 数値目標 1 5大 CP 掲載交通サービスの事業者数・路線数
(数値目標：全て 100%)
※数値目標においては、区域運行を除いたデマンド交通の中で評価値を算出
- ② 数値目標 2 協議会へのデータ提供交通事業者の割合
(数値目標：全て 100%)
- ③ 数値目標 3 一定の機関・施設のうち協議会へのデータ提供機関・施設の割合
(数値目標：50%)

モニタリングによってB評価またはC評価だった場合の具体的アクション	
①が計画期間当初に100%に近い数値になっていない	○ボトルネックを分析し、改善。
①が計画期間当初に100%に近い数値になっている	○100%になった後も、更新が確保されるか、関係者の省力化が図られるかに関して、100%を維持するための定期的な関係者ヒアリングや検討を継続。
②が未達	○交通事業者のデータ提供にあたって、提供するインセンティブか、提供する労力かいずれが問題かを分析し、国交省との連携強化、自治体支援策とデータ提供義務のさらなる連動等を検討。
③が未達	○調査のフォーマット化など、収集手法を検証するとともに、交通以外の他部局に対して、日頃のデータ収集・蓄積のデジタル化などのデータ提供のハードル低減に向けた取組みを検討。

(2) 移動のシームレス化（移動の円滑化）

- ① 数値目標 1 キャッシュレス決済導入率
(数値目標：100%)
- ② 数値目標 2 主要交通結節点におけるバリアフリー化・全天候型の交通結節点の数
(数値目標：バリアフリー化：6結節点、全天候型：100%、バリアフリー化かつ全天候型：6結節点)

モニタリングによってB評価またはC評価だった場合の具体的アクション	
①が未達	○未達のモードにおける導入のハードルを分析し、対応を検討。 ○特に、想定していたキャッシュレス決済の世界的・全国的な普及動態も併せて分析。
②が未達	○特に優先すべき交通結節点をリストアップし、優先順位を付けた導入促進を図る。

(3) 移動の軸となる公共交通事業（鉄道・バス・タクシー）の維持・強化

- ① 数値目標1 各モード（バス・タクシー）の運送事業収益
（数値目標：バス 35 億円、タクシー 60 億円）
- ② 数値目標2 地域にとって重要と位置付けられた幹線バス路線の人口あたりの乗車人員
（数値目標：1.75 回/人）
- ③ 数値目標3 市町村総合交付金対象路線・サービスの人口あたりの乗車人員（交付金対象市町村の総人口との比）
（数値目標：2.5 回/人）
- ④ 数値目標4 市町村の移動サービスに対する負担額
：（数値目標：地域鉄道 7,203 万 6 千円、路線バス 4 億 6 千万円、コミュニティバス 4 億 4 千万円、デマンド交通 1 億 5 千万円、タクシー 1 億円、負担額総計 12 億 2,203 万 6 千円）

モニタリングによってB評価またはC評価だった場合の具体的アクション	
①が未達	○どの事業がどのような理由で収益が悪化しているのかを分析。構造的・外生的要因として当該交通事業の努力の範疇外であれば、目標値の下方修正を行うとともに、事業収益を外部から補助する国庫補助、県の市町村総合交付金、市町村の補助等の公的支援を含む地域における支援内容の見直しを検討
②が未達	○個別路線の乗車人員を分析し、特に落ち込みの激しい路線について重点的な対策を実施。
③が未達	○市町村総合交付金対象路線・サービスのうち特に乗車実績の低いものについて、内容を検証し、その必要性を踏まえた上で、要綱改正等を実施。
④が未達（負担額が特に増加）	○国庫補助の活用状況を再検証し、効果的な活用が可能ではないか検討。 ○国庫補助の活用が十分に図られる中で市町村負担が予想以上に増している場合、社会全体の移動増などの要因か、事業効率が著しく悪いかの検証を行い、広域デマンド交通等の事業効率が悪くなりがちなサービスを中心に見直しを実施。

8-3 計画の推進体制

8-3-1 推進体制

本計画の推進及び進捗状況の管理は、「山形県地域公共交通活性化協議会」が行う。
 計画の目標達成のための施策・事業の実施については、関係市町村や交通事業者と連携・調整しながら、「山形県地域公共交通活性化協議会」及び「地域別部会」において検討を行う。

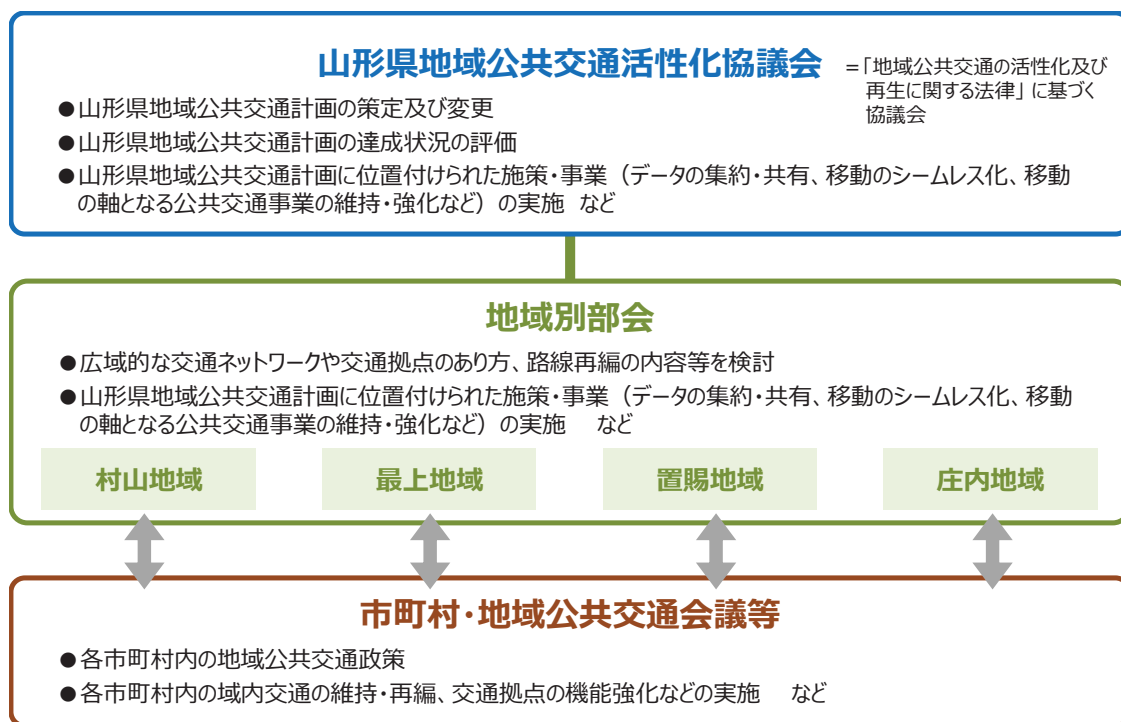


表 8-1 計画の推進体制

推進体制		構成員・主体	役割
山形県地域公共交通活性化協議会		<ul style="list-style-type: none"> ●山形県 ●市町村 ●交通事業者 ●道路管理者 ●公安委員会 ●学識経験者 他 	<ul style="list-style-type: none"> ●山形県地域公共交通計画の策定・変更・実施に関する協議及び連絡調整 ●山形県地域公共交通計画の達成状況の評価 ●山形県地域公共交通計画に位置付けられた目標達成のための施策・事業の実施、進行政管理
地域別部会	村山地域	<ul style="list-style-type: none"> ●山形県（総合支庁） ●市町村 ●交通事業者 ●学識経験者 他 	<ul style="list-style-type: none"> ●広域的な交通ネットワークや交通拠点のあり方、路線再編の内容等を検討 ●山形県地域公共交通計画に位置付けられた目標達成のための施策・事業の実施
	最上地域		
	置賜地域		
	庄内地域		
市町村・地域公共交通会議等			<ul style="list-style-type: none"> ●各市町村の地域公共交通政策 ●各市町村の域内交通の維持・再編、交通拠点の機能強化、利用促進の実施など

8-3-2 計画推進にあたっての役割分担

本計画を進めるにあたって、「行政（県・市町村等）」「交通事業者」「地域・住民」の3者が連携し、一体となって計画目標の達成に向け取り組むとともに、それぞれの役割を確認しながら持続可能な交通体系の構築を目指す。

また、公共交通に関わる様々な主体との連携を図ることにより、持続性を高めるとともに、まちづくりに貢献する公共交通を目指す。

表 8-2 計画推進にあたっての役割分担

主 体		基本的な役割
行政	県（本庁）	県全体の協議会を主体的に運営し、計画全体の進捗管理を行うとともに、県単位の広域的取組みが必要な施策、例えば、オープンデータプラットフォームの構築・管理、県際・地域間の広域幹線交通の維持・強化に関する検討に取り組むものとする
	県（総合支庁）	各総合支庁は「地域別部会」を主体的に運営し、定住自立圏や連携中枢都市圏の構成市町村と連携・協調しつつ、交通政策ならびに広域的な公共交通ネットワークの構築に取り組むものとする
	市町村	市町村内交通ネットワークの構築について主体的に取り組む、必要に応じて市町村単位の協議会等を運営するとともに、県や国と協議会の場を通じて協議・情報交換を行い、広域交通と市町村内交通の接続についても意を配るものとする
	国	交通事業規制・支援等の国の法令や施策の迅速でわかりやすい情報提供を行うとともに、地域の取組みに対して適切な支援や助言を実施し、地域交通を維持・改善する取組みを下支えするとともに、交通以外の分野との連携・協働に対して、指針を示す、所管官庁間で連携する等のサポートを実施していくものとする
交通事業者		安全・安心な交通サービスの維持を最優先しつつ、自らの交通サービスが地域全体の活性化に資するよう、県・市町村・国及びその他の関係者と連携し、取り組むものとする
地域・住民		地域交通は地域全体の維持・活性化に必要なインフラであり、直接利用しない人間も含めて地域全体で維持・改善していくものであるとの認識を共有し、「使わないサービスは勝手に便利にはならない」という原則を意識しながら、主体的に地域交通に関する取組みに参画すべきものとする

8-3-3 山形県の市町村への交付金（市町村総合交付金等）の考え方

- 県と市町村とが実質的な負担を等分に負い、適切な事業実施インセンティブを働かせる
- 国庫補助をはじめ、他の財政支援措置を可能な限り活用する
- 県全体が進める広域幹線交通の維持・強化、オープンデータ化をはじめとする MaaS の進展等、県の取組みとの連携を図り、効果的な事業実施を図る

<計画付則>

1. 県内の地域公共交通確保維持改善事業関連計画

事業評価一覧

R2年度（R1.10.1～R2.9.30）生活交通確保維持改善事業・事業評価

- ・山形県
- ・山形市
- ・鶴岡市
- ・新庄市
- ・寒河江市
- ・長井市
- ・東根市
- ・山辺町
- ・朝日町
- ・川西町
- ・小国町

計画一覧

R3年度（R2.10.1～R3.9.30）生活交通確保維持改善計画

- ・地域間幹線系統確保維持改善計画
- ・山形市地域内フィーダー系統確保維持計画
- ・鶴岡市地域内フィーダー系統確保維持計画
- ・新庄市地域内フィーダー系統確保維持計画
- ・寒河江市地域内フィーダー系統確保維持計画
- ・長井市地域内フィーダー系統確保維持計画
- ・東根市地域内フィーダー系統確保維持計画
- ・山辺町地域内フィーダー系統確保維持計画
- ・朝日町地域内フィーダー系統確保維持計画
- ・川西町地域内フィーダー系統確保維持計画
- ・小国町地域内フィーダー系統確保維持計画
- ・離島航路確保維持計画（酒田市）

その他地域公共交通活性化再生法に基づく計画等

- ・山形鉄道フラワー長井線に係る鉄道事業再構築実施計画（R3年3月31日期限・参考掲載）

※各計画の本体については、大部となるため、「令和2年度の開催状況」中の「山形県地域公共交通計画（R2.3策定）の付則」中の「山形県内の地域公共交通確保維持改善事業関連計画」

<https://www.pref.yamagata.jp/O20056/kurashi/kendo/kotsuseisaku/xx.html>を参照されたい。

2. 山形県地域公共交通情報共有基盤の構築・運用について

山形県地域公共交通情報共有基盤の構築・運用ガイドライン（案）

※ 本計画における本ガイドライン（別紙及び別表を含む）の位置付けについては、山形県地域公共交通活性化協議会における山形県地域公共交通情報共有基盤の構築・運用の方向性を示すものであり、本ガイドラインの具体的な記載については、G T F S - J P に係る部分を除き、R 2 年度末の計画策定後も引き続き、山形県地域公共交通活性化協議会及び県所管部局、市町村、交通事業者、交通事業者以外のデータ保有事業者・施設管理者などの関係者で調整のうえ、決定する。

1 本ガイドラインの位置付け

1-1 山形県地域公共交通情報共有基盤の意義

路線バスやコミュニティバス等の運行情報（運行経路、時刻表、料金等）や、公共交通に関わる統計データ、さらには、交通以外の輸送サービス（商業・医療・観光等）の情報等について、官民が連携を図りながらオープンデータ化を進め、利用者にとって分かりやすく利用しやすい、交通関係等の各種データの横断的活用を資するデータ連携基盤となる「山形県地域公共交通情報共有基盤（やまがた公共交通オープンデータプラットフォーム）」を整備するとともに、整備したデータ・情報については正確性の維持・向上を図り、必要な情報提供を推進する。

また、この山形県地域公共交通情報共有基盤を活用することにより、ニーズに対応した公共交通ネットワークの再編や、移動需要の喚起、効果的なインフラ整備等、様々な地域交通や地域課題の解決につなげ、地域の経済やコミュニティの活性化を推進する。

【山形県地域公共交通情報共有基盤で取り扱うデータ】

① 交通サービス利用者のためのサービス内容に関する情報

国土交通省が策定した「標準的なバス情報フォーマット」に準じた形式。本フォーマットは、静的データ「GTFS-JP」と動的データ「GTFS リアルタイム (GTFS-RT)」の2種類のフォーマットを包含している。

- ・静的データ「GTFS-JP」：停留所、路線、便、時刻表、運賃等
- ・動的データ「GTFS-RT」：遅延、到着予測、車両位置、運行情報等

② 交通政策やサービス内容の検討に必要な事業者の体制や移動ニーズに関する情報

(ア) 公共交通に関するデータ

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者の事業概要・輸送実績
- ・一般乗用旅客自動車運送事業者の一覧・輸送実績
- ・空港、港湾、鉄道の事業概要・利用実績

(イ) 交通以外の輸送サービス（教育・商業・医療・福祉・観光等）に関するデータ

(ウ) 移動実態・交通需要に関するデータ

- ・目的施設（教育・商業・医療・福祉・観光等）の立地状況・規模等
- ・目的施設の利用状況（年間利用者数、性別・年齢・居住地等）
- ・県民及び来訪者の移動実態

(エ) その他データ

- ・運転免許返納者情報等
- ・山形県地域公共交通計画策定にあたって作成した資料・データ
- ・その他行政機関が行った調査等の集計や個票データで活用可能なもの
- ・その他行政機関が支援した対象が有するデータで活用可能なもの
- ・その他関係者から活用希望があり、山形県地域公共交通活性化協議会において活用可能と判断されたもの

1-2 ガイドラインの趣旨

山形県地域公共交通情報共有基盤が、適切なデータ更新により情報の鮮度が保たれ、また、そのことがユーザーに確かに認識され、加えて、ユーザー目線での使いやすさが常に保たれることと、データの管理や利用のあり方を定めることで、データを提供する様々な主体が安心してデータを提供できる環境を整備することを趣旨として、関係者それぞれの役割ととるべき措置について規定するため、本ガイドラインを定める。

2 山形県地域公共交通情報共有基盤におけるデータ管理の原則

山形県地域公共交通情報共有基盤におけるデータについては、公開を原則とする。ただし、個人情報や事業者の経営情報等といったそのまま公開することが適切でないデータについては、データ保有者の指定する特定条件の下で限定的に公開する、または、県（事務局）で個人や事業者の特定ができない形態又は個人や事業者に悪影響の無い形態に加工し、公開することとする。例えば、個人や事業者が特定可能な名称や詳細な住所情報等の削除、二次利用のみを可能として公益性と情報管理の能力の双方を有する国や自治体の機関、大学等の研究機関にのみ守秘義務を負わせて提供するといった手法が考えられる。

3 山形県地域公共交通情報共有基盤におけるデータ利用の原則

山形県地域公共交通情報共有基盤におけるデータを利用する者は、当該データが、人々の移動利便を向上させるという山形県地域公共交通計画の大目標の達成のために収集・共有されているデータであることを踏まえ、計画の趣旨に沿った利用を行う責務を有するとともに、「山形県オープンデータカタログ利用規約」に準じる。

4 山形県地域公共交通情報共有基盤の構築と運用における役割分担

関係者が適切にかつ積極的に保有する情報を提供することによって、より広範なデータが利用しやすい形で集約される山形県地域公共交通情報共有基盤の構築が可能となる。また、集約されたデータが単なるデータ集積ではなく、有用なデータベースとして幅広く活用されるためには、データが適切に更新され、提供され、加えて、データベースの存在自体が適切に情報発信される必要がある。

そのため、関係者は以下の役割分担のもとで、それぞれ最善を尽くす責務を負う。

なお、個別具体的な提供すべきデータを保有する者と提供すべきデータの内容、そのデータの運用については、別紙及び別表のとおり。

県（事務局）

- ・ 県（事務局）とは、山形県地域公共交通活性化協議会事務局である県みらい企画創造部総合交通政策課をいう。
- ・ 県（事務局）は、データ保有者（県（データ保有部局、市町村、交通事業者、国、交通事業者以外のデータ保有事業者・施設管理者）からデータを集約し、管理・公開する。
- ・ 集約されたデータを以下のふたつに区分して取り扱う。
 - ① 交通サービス利用者のためのサービス内容に関する情報
 - ② 交通政策やサービス内容の検討に必要な事業者の体制や移動ニーズに関する情報
- ・ ①については、原則すべてを公開する。
- ・ ②については、別紙及び別表に基づき、公開可能なものを公開した上で、それ以外のものについては二次利用可能なものについては、リスト化し、そうでないものは適切に破棄する。

- ・二次利用可能なデータについて、二次利用可能なデータの範囲や対象者を公開するとともに、データ毎に、利用者・利用目的の公益性、利用者の情報管理能力、データ固有のリスク等を踏まえた運用ルールを設ける。
- ・上記運用ルールに基づく利用者からの二次利用申請についてデータ保有者が適切に対応しなかった場合には、利用者からの申し立てを受けて、データ保有者に提供を促す等データ保有者に対して、本ガイドラインに基づくデータ提供や更新が適切になされているかをチェックし、適時適切なデータ提供が図られるよう関係者への助言や注意喚起を行う。
- ・そのほか、データ保有者が本ガイドラインに基づくデータ提供を行うことを促進するため適切な措置をとる。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤がより有用なものとして機能するために、その内容について関係者に広く情報発信を図る。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤に提供すべきデータの内容について地域の情勢を踏まえた変更を行う必要がある場合は、山形県地域公共交通活性化協議会における協議等を通じて、適切な見直しを行う。

県（所管部局）

- ・県（所管部局）とは、本ガイドライン別紙及び別表に記載されたデータを保有する部局をいう。
- ・県（事務局）に対して、別紙及び別表に記載されたとおりデータを適時適切に提供・管理する。

市町村

- ・本ガイドライン別紙及び別表に記載されたデータを保有する市町村は、県（事務局）に対して、別紙及び別表に記載されたとおりデータを適時適切に提供・管理する。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤がより有用なものとして機能するために、その内容について関係者に広く情報発信を図る。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤に提供すべきデータの内容について地域の情勢を踏まえた変更を行う必要がある場合は、県（事務局）への意見や、山形県地域公共交通活性化協議会における発議において適切な見直しが図られるよう努める。

交通事業者

- ・本ガイドライン別紙及び別表に記載されたデータを保有する交通事業者は、県（事務局）に対して、別紙及び別表に記載されたとおりデータを適時適切に提供・管理する。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤がより有用なものとして機能するために、その内容について県や市町村が情報発信を図る際には、可能な限り、協力する。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤に提供すべきデータの内容について当該事業の情勢等を踏まえた変更を行う必要があると判断した場合は、ただちに、県（事務局）へその旨を申告する。

国

- ・本ガイドライン別紙及び別表に記載されたデータを保有する国の機関は、県（事務局）に対して、別紙及び別表に記載されたとおりデータを適時適切に提供する。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤がより有用なものとして機能するために、その内容について関係者に広く情報発信を図る。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤に提供すべきデータの内容について国の政策変更や社会情勢の変化等を踏まえた変更を行う必要があると判断した場合は、ただちに、県（事務局）へその旨を申告する。

交通事業者以外のデータ保有事業者・施設管理者

- ・交通事業者以外のデータ保有事業者・施設管理者は、本ガイドライン別紙及び別表に記載されたデータを保有する交通事業者以外の事業者又は施設管理者であって、県・市町村・国の機関で無いものをいう。
- ・県（事務局）に対して、別紙及び別表に記載されたとおりに、その事業や施設管理に支障が無い範囲で、データを適時適切に提供する。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤がより有用なものとして機能するために、その内容について県や市町村が情報発信を図る際には、可能な限り、協力する。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤に提供すべきデータの内容について当該事業の情勢等を踏まえた変更を行う必要があると判断した場合は、ただちに、県（事務局）へその旨を申告するよう努める。

山形県地域公共交通情報共有基盤におけるデータの利活用手法

山形県地域公共交通情報共有基盤におけるデータについては、オープンデータ化又はオープン API 化を原則としつつ、完全な公開が難しいデータについても、二次利用のルールを整備し、可能な限り個別詳細なデータの利活用を進める。

特に、データが出せない・データに課題があるといった情報それ自体も、「データ」であるとの観点で、すべての関係者は、データの有無や粒度も含めたデータの収集・公開に努める。

データの種類毎のレベル設定とレベル毎の措置の原則

- データの性質に応じ、可能な限りの利活用を図る観点で、以下のとおりのデータの種類毎にレベルを定め、レベル毎の措置の原則を定める。

レベル	レベル毎の措置の原則
完全オープン	データ保有者は、定められた期間毎に県（事務局）にデータを提出し、県（事務局）が、山形県地域公共交通情報共有基盤に当該データをアップロードし、公開する。
オープン二次利用	データ保有者は、データそれ自体をそのまま保管する一方、保有するデータの範囲、項目、データフォーマット等のリストを県（事務局）に提出し、県（事務局）は、山形県地域公共交通情報共有基盤に当該データのリスト及び利用申請書を含む利用方法をアップロードし、公開する。 データ保有者は、利用方法に則った利用申請があった場合、利用者を問わずデータを提供する。
クローズ二次利用（間接）	データ保有者は、定められた期間毎に県（事務局）にデータを提出し、県（事務局）が、山形県地域公共交通情報共有基盤に当該データのリスト並びに利用申請書及び利用可能な対象者の定義を含む利用方法をアップロードし、公開。 県（事務局）は、利用可能な対象者の定義に含まれる者から、利用方法に則った利用申請があった場合、データを提供する。
クローズ二次利用（直接）	データ保有者は、データそれ自体をそのまま保管する一方が、保有するデータの範囲、項目、データフォーマット等のリストを県（事務局）に提出し、県（事務局）は、山形県地域公共交通情報共有基盤に当該データのリスト並びに利用申請書及び利用可能な対象者の定義を含む利用方法をアップロードし、公開。 データ保有者は、利用可能な対象者の定義に含まれる者から、利用方法に則った利用申請があった場合、データを提供する。 なお、データ保有者が、利用申請者が利用可能な対象者に含まれない等の理由で申請を却下した場合、却下された利用申請者は、自らが本ガイドライン及び別表に基づいて当該データを利用可能な者であると考え理由を付した上で、県（事務局）に対し、異議を申し立てることができる。 異議申し立てを受けた県（事務局）は、却下された利用申請者及び却下したデータ保有者から事情を聴取し、異議申し立ての内容を審査する。 県（事務局）が異議の理由を認め、当該却下が妥当でない判断した場合は、却下したデータ保有者に対して、却下された利用申請者に当該データの全部又は一部を提供するよう要請することができる。 県（事務局）から当該要請を受けたデータ保有者は、当該データを要請を受けた範囲で当該利用申請者に提供しなければならない。

	県（事務局）が異議の理由を認めず、当該却下が妥当であると判断した場合は、却下された利用申請者に対し、当該却下が妥当である旨及びその理由について通知しなければならない。
--	---

オープン二次利用の利用申請書を含む利用方法

- ・下表1のとおりデータ保有者は、提供データの内容について表2のとおりの内容をリスト化し、県（事務局）に提出する。県（事務局）は、当該リストをとりまとめ、公開する。
- ・利用申請者は、表1の対象データについて、対応するデータ保有者に対して、別添様式「山形県地域公共交通情報共有基盤 データ二次利用申請書【オープン利用】」を記入し、対象データの利用を申請する。
- ・申請を受けたデータ保有者は、必須記載事項がすべて記載され、必須同意事項のすべてが同意されている利用申請書による申請があった場合、当該対象データを提供しなければならない。ただし、その際には以下の点に留意し、申請の受理・却下の判断および提供を行うものとする。
 - ①データ保有者毎の個別の留意事項があるとして、事前に表6に記載して留保を付した場合に限り、当該事項に留意した上でデータの受理・却下の判断および提供を行うことができる。
- ・申請を受けたデータ保有者は、利用申請の受理・却下を問わず、利用申請書を県（事務局）に送付する。

表1 オープン二次利用対象データ

対象データ	データ保有者
ETC 2.0（山形県内及び県際移動分）	国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所

表2 オープン二次利用対象データのリスト報告事項

報告事項	報告事項の内容
データ名	「ETC 2.0（山形県内及び県際移動分）」等、データが特定できる名称
データの範囲	データの地理的な範囲
データの形式	複数のデータ形式がある場合はそのすべてを記載することを原則とするが、国際・国内標準規格のフォーマット又はCSV形式で保有場合は、当該形式のみの記載で可。
データの項目名	データの対象主体に対して、個別にどのような項目を収集したものであるか。列名（header）。
データの各項目の定義	データの項目の内容の説明。データの項目名から容易に推測される場合は、省略可。
データの対象主体の定義	どのような主体を対象としたデータか。例えば、「ETC 2.0」であれば、「ETC2.0 対応車載器を搭載したすべての車両」となる。
データの対象主体の範囲	データの範囲内で対象主体の定義にあてはまる者のうち、どの程度までを収集したのか。「悉皆」「悉皆（一部漏れ）」「サンプリング（統計）」「サンプリング（非統計）」（※）
データの収集方法	「強制」（自動的に対象から取得されるか又は法令上の義務等によるもの）か「任意」（アンケート調査など、回答があったもののみ）か
データの最終更新日	県（事務局）に報告した時点のもの。ただし、報告後、短期間で確実に更新されることが推定されることから、リスト公開時点では最終更新日が県（事務局）への報告後の時点を記載することがより利用者利便に即する場合は、当該日付でも可。
データの更新頻度	「年次」「月次」「日次」「任意」等

※ランダムサンプリングや、一定期間にわたり一定の基準に従って収集されるなど、統計的手法がとられているものは「統計」、そうでないもの（担当者が任意に抽出している、年次によって基準が異なる等）は「非統計」と整理する。

クローズ二次利用（間接）の利用申請書を含む利用方法

- ・下表3のとおりデータ保有者は、提供データについて、それぞれに定める期限内に県（事務局）に提出する。
- ・利用申請者は、表3の対象データについて、県（事務局）に対して、別添様式「山形県地域公共交通情報共有基盤 データ二次利用申請書【クローズ利用（間接）】」を記入し、対象データの利用を申請する。
- ・県（事務局）は、必須記載事項がすべて記載され、必須同意事項のすべてが同意されている利用申請書による申請があった場合、当該対象データを提供しなければならない。ただし、その際には以下の点に留意し、申請の受理・却下の判断および提供を行うものとする。
 - ①利用申請者が、行政機関又は教育・研究機関であること
 - ②地域活性化や介護福祉関係のNPO、政策提言コンサルタント等、①の対象者に準じた公共性が認められるものについては、県（事務局）が当該公共性を認めた理由を文書に保存し、データ提供後直近に開催された山形県地域公共交通活性化協議会において報告すること
 - ③②に該当すると県（事務局）が判断し、データ提供を行った後、報告を受けた協議会が県（事務局）の判断に瑕疵があったと認定した場合は、当該データ提供に関し、発生した損害その他の責任は県（事務局）に帰属すること
 - ④①又は②以外の利用申請者に対して提供する場合、県（事務局）が対象データのデータ保有者の同意を得て提供すること
 - ⑤データ保有者の事業に支障が無いよう、利用者の公共性を確認するか、または提供の際の匿名性を確保すること
 - ⑥山形県地域公共交通活性化協議会の活動及び山形県地域公共交通計画の実施に対し、支障がないものであること

表3 クローズ二次利用（間接）対象データ

対象データ	データ保有者	提供期限
一般乗合旅客自動車運送事業者の事業概要・輸送実績	県内発着路線を有する一般乗合旅客自動車運送事業者	国土交通省に提出した日から1週間以内

クローズ二次利用（直接）の利用申請書を含む利用方法

- ・下表4のとおりデータ保有者に対して、県（事務局）は提供可能なデータの内容について表5の内容を含む照会を行い、これをリスト化し、公開する。
- ・利用申請者は、表4の対象データについて、対応するデータ保有者に対して、別添様式「山形県地域公共交通情報共有基盤 データ二次利用申請書【クローズ二次利用（直接）】」を記入し、対象データの利用を申請する。
- ・申請を受けたデータ保有者は、必須記載事項がすべて記載され、必須同意事項のすべてが同意されている利用申請書による申請があった場合、当該対象データを提供しなければならない。ただし、その際には以下の点に留意し、申請の受理・却下の判断および提供を行うものとする。
 - ①データ利用における個人情報・経営情報等機微な情報についてデータ保有者の側で削除等の加工を希望する利用申請があった場合に、当該対象データが個人情報・経営情報等機微な情報を簡易

に切り分けられないものであった場合（個人情報・経営情報等機微な情報が必要な情報と同じセルで保存されており、切り分けに手作業が生じる場合等）

②その他データ保有者毎の個別の留意事項がある場合は、事前に表6に記載して留保を付した場合には限り、当該事項に留意した上でデータの受理・却下の判断および提供を行うことができる。

・申請を受けたデータ保有者は、利用申請の受理・却下を問わず、利用申請書を県（事務局）に送付する。

表4 クローズ二次利用（直接）利用対象データ

対象データ	データ保有者
県立高校の通学者の名簿及び通学実態	県立高校

表5 クローズ二次利用（直接）対象データのリスト報告事項

報告事項	報告事項の内容
データ名	「ETC 2.0（山形県内及び県際移動分）」等、データが特定できる名称
データの提供可能対象	「県及び県内市町村」、「行政機関」、「行政機関及び公的研究・教育施設」、「データ保有者が別途定める基準」等が考えられる。「行政機関及び公的研究・教育施設」を主として想定するが、個人情報の切り分けが困難なデータである場合は、「行政機関」又は「県及び県内市町村」を原則とする。「データ保有者が別途定める基準」とする場合は、当該基準もあわせて県（事務局）に提出し、県（事務局）は当該基準を公開する。
個人情報・経営情報等機微な情報の切り分け	「有」又は「無」。「無」の場合、データ利用に際して匿名化する等、適切に管理・利用する負担と責任は、すべて利用申請者が担う。
データの範囲	データの地理的な範囲
データの形式	複数のデータ形式がある場合はそのすべてを記載することを原則とするが、国際・国内標準規格のフォーマット又はCSV形式で保有場合は、当該形式のみの記載で可。
データの項目名	データの対象主体に対して、個別にどのような項目を収集したものであるか。列名（header）。
データの各項目の定義	データの項目の内容の説明。データの項目名から容易に推測される場合は、省略可。
データの対象主体の定義	どのような主体を対象としたデータか。例えば、「ETC 2.0」であれば、「ETC2.0対応車載器を搭載したすべての車両」となる。
データの対象主体の範囲	データの範囲内で対象主体の定義にあてはまる者のうち、どの程度までを収集したのか。「悉皆」「悉皆（一部漏れ）」「サンプリング（非統計）」「サンプリング（統計）」
データの収集方法	「強制」（自動的に対象から取得されるか又は法令上の義務等によるもの）か「任意」（アンケート調査など、回答があったもののみ）か

表6 データ保有者毎の個別の留意事項

データ保有者	留意事項

分類	NO	テーマ名称	テーマの概要		テーマ項目	データ提供のフォーマット	オープン化のレベル	県(事務局)	市町村	交通事業者	国	交通事業者以外のテーマ提供事業者の連携	テーマのリーダークラス	更新頻度	備考
			対象	収集方法											
② 交通政策やサービスの提供に関する情報	11	県内観光施設による送迎サービスの実施状況	県内の観光施設(県立資料館、県立美術館、県立生涯学習センター)が送迎サービスを実施している施設	県(事務局)が県庁舎(市町村)を通じて照会	【送迎サービスの概要】 ○送迎日・時刻表 ○路線図 ○運賃等利用料金 【送迎サービスの詳細・実績等】 ○委託交通事業者(委託していれば) ○車両台数(10人乗り未満/10人乗り以上) ○運転手人数(専属/兼業/ボラ) ○コスト・負担者 ○利用人数(把握していれば)	GIFS形式又は可能な限り形式〇での提供とするが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	完全オープン	県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを集約し、県(事務局)へ提供	市町村	交通事業者	-	県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを集約し、県(事務局)へ提供	毎年	形式〇で提供	
	12	県内医療施設による送迎サービスの実施状況	県内の医療施設(688施設)のうち、送迎サービスを実施している施設	県(事務局)から県庁舎(市町村)を通じて照会	【送迎サービスの概要】 ○委託交通事業者(委託していれば) ○車両台数(10人乗り未満/10人乗り以上) ○運転手人数(専属/兼業/ボラ) ○コスト・負担者 ○利用人数(把握していれば)	GIFS形式又は可能な限り形式〇での提供とするが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	完全オープン	県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを集約し、県(事務局)へ提供	市町村	交通事業者	-	県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを集約し、県(事務局)へ提供	毎年	形式〇で提供	
	13	県内福祉施設による送迎サービスの実施状況	県内福祉施設(207施設)のうち、送迎サービスを実施している施設	県(事務局)から県庁舎(市町村)を通じて照会	【送迎サービスの概要】 ○委託交通事業者(委託していれば) ○車両台数(10人乗り未満/10人乗り以上) ○運転手人数(専属/兼業/ボラ) ○コスト・負担者 ○利用人数(把握していれば)	GIFS形式又は可能な限り形式〇での提供とするが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	完全オープン	県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを集約し、県(事務局)へ提供	市町村	交通事業者	-	県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを集約し、県(事務局)へ提供	毎年	形式〇で提供	
	14	県内観光施設による送迎サービスの実施状況	県内観光施設のうち、送迎サービスを実施している施設	県(事務局)から県庁舎(市町村)を通じて照会	【送迎サービスの概要】 ○委託交通事業者(委託していれば) ○車両台数(10人乗り未満/10人乗り以上) ○運転手人数(専属/兼業/ボラ) ○コスト・負担者 ○利用人数(把握していれば)	GIFS形式又は可能な限り形式〇での提供とするが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	完全オープン	県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを集約し、県(事務局)へ提供	市町村	交通事業者	-	県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを集約し、県(事務局)へ提供	毎年	形式〇で提供	
	15	県内観光施設による送迎サービスの実施状況	県内観光施設のうち、送迎サービスを実施している施設	県(事務局)から県庁舎(市町村)を通じて照会	【送迎サービスの概要】 ○委託交通事業者(委託していれば) ○車両台数(10人乗り未満/10人乗り以上) ○運転手人数(専属/兼業/ボラ) ○コスト・負担者 ○利用人数(把握していれば)	GIFS形式又は可能な限り形式〇での提供とするが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	完全オープン	県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを集約し、県(事務局)へ提供	市町村	交通事業者	-	県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを集約し、県(事務局)へ提供	毎年	形式〇で提供	
	16	県内観光施設による送迎サービスの実施状況	県内観光施設のうち、送迎サービスを実施している施設	県(事務局)から県庁舎(市町村)を通じて照会	【送迎サービスの概要】 ○委託交通事業者(委託していれば) ○車両台数(10人乗り未満/10人乗り以上) ○運転手人数(専属/兼業/ボラ) ○コスト・負担者 ○利用人数(把握していれば)	GIFS形式又は可能な限り形式〇での提供とするが、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	完全オープン	県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを集約し、県(事務局)へ提供	市町村	交通事業者	-	県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを集約し、県(事務局)へ提供	毎年	形式〇で提供	

() 交通以外の事業者サービスに関するテーマ

② 交通政策やサービスの提供に関する情報

分類	データ名称	データの概要		データ項目	データ提供のフォーマット	オープン化のレベル	県(事務局)	県(所管部局)	交通事業者	国	データの提供・更新に係る関係者の役割	更新頻度	備考	
		対象	収集方法											
(ア) 移動・交通政策・交通需要に関するデータ (イ) その他データ	17 病院一覧	県内の医療施設(68病院)	県(事務局)が県(所管部局)が各市町村を通じて照会	○病院名 ○施設番号、所在地、電話番号 ○開設者名、管理番号 ○診療科目 ○病床数(計)、精神・感染症・結核・療養(一般)	可能な限り様式△で提供し、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	完全オープン	県(事務局)	県(所管部局)、市町村を通じて、データを集約	-	-	●県(事務局)からの照会を受け、各施設側のデータを収集し、県(事務局)へ提供	毎年	株式会社	
	18 福祉施設一覧	県内の福祉施設(297施設)	県(事務局)が県(所管部局)、各市町村を通じて照会	○事業所名称、名称 ○事業所の所在地、電話番号・FAX ○指定年月日 ○営業所名称 ○郵便番号、所在地、電話番号 ○営業種別コード(ホテル、旅館、簡易宿所) ○認定員	可能な限り様式△で提供し、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	完全オープン	県(事務局)	県(所管部局)、市町村を通じて、データを集約	-	-	●県(事務局)からの照会を受け、各施設側のデータを収集し、県(事務局)へ提供	毎年	株式会社	
	19 宿泊施設情報	県内の宿泊施設(ホテル、旅館、簡易宿所)	県(事務局)が県(所管部局)、各市町村を通じて照会	○事業所名称 ○郵便番号、所在地、電話番号 ○営業種別コード(ホテル、旅館、簡易宿所) ○認定員	可能な限り様式△で提供し、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	完全オープン	県(事務局)	県(所管部局)、市町村を通じて、データを集約	-	-	●県(事務局)からの照会を受け、各施設側のデータを収集し、県(事務局)へ提供	毎年	株式会社	
	20 県内教育施設(私立の通学英会等)	県内の教育施設(私立高校、私立高校、公立大学等)	データ保有者がデータを管理しつつ、提供可能なデータの内容・条件を県(所管部局)、市町村を通じて照会	○年度別通学者の人数 ○通学者の性別・年齢・居住地(市町村) ○前年度卒業生の進学先・就職先	可能な限り様式△で提供し、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	クローズド二次利用(直接)	県(事務局)	県(所管部局)、市町村を通じて、データを集約	-	-	●県(事務局)からの照会を受け、各施設側のデータを収集し、県(事務局)へ提供	毎年	株式会社	
	21 県内医療施設の利用実態	県内の医療施設(68病院)	データ保有者がデータを管理しつつ、提供可能なデータの内容・条件を県(所管部局)、市町村を通じて照会	○年度別施設利用者人数 ○施設利用者の性別・年齢・居住地(市町村) ○施設利用作業ができない場合、年間利用者数・性別・年齢分布	可能な限り様式△で提供し、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	クローズド二次利用(直接)	県(事務局)	県(所管部局)、市町村を通じて、データを集約	-	-	●県(事務局)からの照会を受け、各施設側のデータを収集し、県(事務局)へ提供	毎年	株式会社	
	22 県内福祉施設の利用実態	県内の福祉施設(297施設)	データ保有者がデータを管理しつつ、提供可能なデータの内容・条件を県(所管部局)、市町村を通じて照会	○年度別施設利用者人数 ○施設利用者の性別・年齢・居住地(市町村) ○施設利用作業ができない場合、年間利用者数・性別・年齢分布	可能な限り様式△で提供し、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	クローズド二次利用(直接)	県(事務局)	県(所管部局)、市町村を通じて、データを集約	-	-	●県(事務局)からの照会を受け、各施設側のデータを収集し、県(事務局)へ提供	毎年	株式会社	
	23 県内観光施設の利用実態	県内の観光施設	データ保有者がデータを管理しつつ、提供可能なデータの内容・条件を県(所管部局)、市町村を通じて照会	○年度別施設利用者人数 ○施設利用者の性別・年齢・居住地(市町村) ○施設利用作業ができない場合、年間利用者数・性別・年齢分布	可能な限り様式△で提供し、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	クローズド二次利用(直接)	県(事務局)	県(所管部局)、市町村を通じて、データを集約	-	-	●県(事務局)からの照会を受け、各施設側のデータを収集し、県(事務局)へ提供	毎年	株式会社	
	24 県内宿泊施設の利用実態	県内の宿泊施設(ホテル、旅館、簡易宿所)	データ保有者がデータを管理しつつ、提供可能なデータの内容・条件を県(所管部局)、市町村を通じて照会	○年度別施設利用者人数 ○施設利用者の性別・年齢・居住地(市町村) ○施設利用作業ができない場合、年間利用者数・性別・年齢分布	可能な限り様式△で提供し、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	クローズド二次利用(直接)	県(事務局)	県(所管部局)、市町村を通じて、データを集約	-	-	●県(事務局)からの照会を受け、各施設側のデータを収集し、県(事務局)へ提供	毎年	株式会社	
	25 県内複合商業施設の利用実態	県内の複合商業施設	データ保有者がデータを管理しつつ、提供可能なデータの内容・条件を県(所管部局)、市町村を通じて照会	○年度別施設利用者人数 ○施設利用者の性別・年齢・居住地(市町村) ○施設利用作業ができない場合、年間利用者数・性別・年齢分布	可能な限り様式△で提供し、施設側の負担が大きい場合、任意の形式も可	クローズド二次利用(直接)	県(事務局)	県(所管部局)、市町村を通じて、データを集約	-	-	●県(事務局)からの照会を受け、各施設側のデータを収集し、県(事務局)へ提供	毎年	株式会社	
	26 ETC2.0	県内及び県外移動データ	データ保有者がデータを管理しつつ、提供可能なデータの内容・条件を県(所管部局)に報告	○ETC2.0データ	CSV	オープン二次利用	県(事務局)	県(所管部局)	【東北地方整備局山形河川国道事務所】(レベル別措置のみ)	-	-	-	随時	株式会社
	27 山形県地域公共交通計画策定にあたって作成した資料・データ(山形県地域公共交通連携推進事業業務)	計画策定に当たって取得・参照したデータ全て	-	-	CSV形式、Shapeファイルの形式等、加工・利用がしやすいものはオープン二次利用	完全オープン	県(事務局)	県(所管部局)	-	-	-	-	計画策定時のみ	-

3. 山形県 市町村間幹線バス路線の見直し方針（R3.4）

県際・地域間路線

県際・地域間の移動を支える広域移動の必要性

本県を取り巻く社会経済などの情勢は、少子高齢化を伴う人口減少の進行、インバウンドをはじめとするグローバル化の進展、ICTの飛躍的な進歩、広域観光や災害対応など近隣県との連携の進展など、近年、大きく変化している。山形県第4次総合発展計画においても、これら時代の潮流変化を踏まえ、都市と中山間地域（農山漁村）からなる圏域において、域内及び域際間での相互の補完、交流・連携の関係を深め、人口減少のもとでも、生活サービスや都市的機能を確保し、地域の活力を維持していく方向性が示されている。

歴史的・文化的な一体性・まとまりを有する本県内の4つの地域において、それぞれの中心都市を核に、周辺の中山間地域（農山漁村）で、医療・福祉や買い物などの身近な生活サービスから、高度な医療や高等教育、商業、文化などの都市的サービスまで、それぞれの地域の状況を踏まえて連携・補完しながら、将来的にも圏域全体で享受できる「生活圏」が形成されてきた。

近年の高速道路等の交通インフラの整備の進展、一方でより厳しくなる人口減少や災害の激甚化など様々な要因から、こうした地域毎の「生活圏」をさらに相互補完し、かつ、県外との交流も含めてより活性化させる県際・地域間の広域移動の重要性が増している状況にある。

また、特に、村山地域及び県全体の「中心都市」である県都山形市については、東北の中核都市である仙台市と隣接し、一体的な圏域を形成していることも踏まえ、特に学術研究、新産業創出、文化などの高次の都市機能に基づいて、県全体、東北の発展をけん引していくことが期待されている。

今後とも、「生活圏」を支える都市が地域の発展をけん引していくためには、各種生活サービスの提供とともに、学術・研究開発・文化などでの国内外との交流、知識・情報の交流・融合による新産業創出などにおいて、拠点としての多様な機能を発揮していくことが重要となる。

これまで、県際・地域間の広域移動については、比較的収益を上げやすいことから、民間交通事業者による営利事業としての観点が大きく取り上げられてきた。しかし、広域移動の重要性の高まりの一方で、インフラの老朽化や担い手不足などの交通事業全体の厳しい経営実態もあいまって、本県発着の県際・地域間移動を担う広域交通においては、路線収支が赤字に転落しているものも少なくない。

地域と地域を支える都市にとって不可欠な広域移動の利便性を維持・向上させるためには、広域交通であっても、民間交通事業者任せとせず、地域全体でその在り方を検討し、支えていくことが必要となる。

在来線鉄道とバスの役割の整理

大量かつ安定した輸送に適した在来線鉄道は、日常的な通学ニーズの他、繁閑の差が大きい観光ニーズへの対応や災害時の対応にも力を発揮するため、広域移動の軸として引き続き、利用促進を図りながら維持・強化を図っていくべきものである。一方で、ルートやダイヤの変更にはコストがかかり、柔軟な対応が困難であることや、長距離を移動する鉄道ダイヤでは、複数の路線をスムーズに乗り継いで移動することを必ずしも保証できないという点で、広域移動を在来線鉄道路線に完全に依存することはできない。

また、路線自体の変更が困難である鉄道路線であることや、バス路線に比較しては輸送量及び事業者であるJRの経営規模が大きいこと等にも鑑み、在来線鉄道については、現行のサービス内容を軸として、二次交通網との連携の強化を主とする利用促進施策を図っていくべきものと考えられる。

そのため、在来線鉄道と相互に補完し、日々の生活交通としての広域移動を支える基幹的なサービスとして期待される一方、比較的長い距離の運行であっても、乗継が少なく、かつ柔軟なダイヤ・ルート設定が可能な幹線バス路線について、以下見直しを図っていくこととする。

県際・地域間広域移動が必要な生活交通流動の見直しの必要性

県際・地域間移動において最も生活交通の必要性が高い流動は、山形市＝仙台市間であり、当該流動については、山交バス・宮城交通による高速バス路線が存在する。これらの路線については、当該交通事業者単独で維持可能な黒字路線であり、見直しの必要はない。

一方で、それ以外の県際・地域間移動については、地域にとって維持が不可欠であるにも関わらず、路線収支が大きく赤字となり、交通事業者単独ではサービス水準の強化はもちろん、持続的な維持も困難である。

そのため、以下の3路線については、地域にとっての必要性和路線収支の状況に鑑み、地域全体で維持・強化すべき路線としてその位置付けやサービス内容を見直し、地域の関係者全体で路線の維持や利用促進を図るものとする。

県際・地域間広域移動見直し対象路線一覧

	流動	対象路線の運行事業者
1	新庄市～仙台市	山交バス
2	米沢市～仙台市	山交バス、JRバス東北
3	酒田市・鶴岡市～山形市	山交バス、庄内交通
4	上山市～山形市（芸工大） ～仙台市	山交バス、宮城交通

各路線の具体的な必要性和見直し内容

1. 新庄～仙台線

1-1. 運行開始から現在までの経緯

平成2年運行開始。事業者・行政で把握できる範囲で、当初より運行収支は赤字となっていたが、近年、沿線人口の減少とともに、利用が大きく低迷し、現在では、年間輸送人員102,519人にまで落ち込んでいる。一方、山形県のコロナ禍におけるバス事業維持対策支援金等を除き、原則公的支援は受けられていない。

現在の路線概況

年間路線収入：121,308,248円

年間路線支出：178,254,844円

年間輸送人員：102,519人

年間平均輸送密度：5.8

1-2. 現在のサービス水準が必要な理由

継続的に路線赤字ではあったものの、地域における需要に対する利便性を鑑み、運行開始当初の4便/日から10便/日にまで増加している。しかしながら、本路線は、最上地域の中心市である新庄市や沿線の北村山各市町村と仙台市とを直接繋ぐ唯一の公共交通機関であり、仙台市の都市機能を活用した沿線各市町村の定住自立の維持に不可欠な路線である。そのため、通勤・通学・通院も含めた日帰りの利用が可能な10便/日、片道最大2,040円（回数券利用の場合1,750円）という運賃を維持する必要があるが、路線赤字の現状の中でも、交通事業者としては、他路線・他事業の収益により、上記サービス水準を維持している。

1-3. 見直しの必要性と内容

地域公共交通事業全体が厳しく、かつ、貸切バスや旅行業等、当該交通事業者が営む他事業の収益についてもコロナ禍も受けて苦境にある中で、地域の必要性に応じた現状のサービス水準を、交通事業者単独の負担で維持することは持続的ではない。

そのため、本路線を地域全体として維持すべき路線として位置付ける。なお、地域全体として位置付けるにあたっては、運賃も含めたサービス内容については、地域全体の協議と同意を得て決定すべきものとする。具体的な見直し内容は以下のとおり。

交通事業者（山交バス）：

現在の長距離運送として届出により定めている運賃を廃止し、新たに山形県地域公共交通活性化協議会で協議し決定した運賃により運行する。

国：

山形県地域公共交通活性化協議会で運賃及びその他のサービス内容について協議し、同意した内容に従って、交通事業者から市町村間幹線系統の補助申請があった場合、当該補助の要綱及び予算に応じ、これを支援する。

沿線市町村（新庄市、舟形町、尾花沢市、村山市、東根市）：

地域の必要性和交通事業者の体制とを勘案し、本路線の運賃を含めたサービス内容を協議・決定する。また、本路線が地域全体で支える路線であることを踏まえ、市町村内交通については本路線との連携する形での見直しを図る等、本路線の利用の維持・拡大を進める。

また、本路線が国庫補助の対象から外れた場合や、国庫補助のみでは交通事業者が必要なサービス内容の維持に支障をきたすとなった場合においては、その際の本路線に対する地域の必要性に鑑み、公的支援も含めた必要な措置をとる。

県：

交通事業者から国と協調しての市町村間幹線系統の補助申請があった場合、当該補助の要綱及び予算に応じ、これを支援する。

加えて、市町村が本路線に対して支援を行う場合で、当該支援を県の市町村総合交付金の算定対象とした場合、当該交付金の要綱及び予算に応じ、これを支援する。

また、山形県地域公共交通活性化協議会事務局として、本路線の利用状況や収支について継続的にモニタリングし、必要に応じて、交通事業者や沿線市町村とのサービス内容や支援のあり方についての見直しの協議を主催する。

山形県地域公共交通活性化協議会：

地域全体として維持する必要がある本路線のサービス内容として、別表1-1～2のとおり定める。

※なお、本路線を地域全体で支えるべきとする理由が専ら山形県側の需要に基づくものであることから、路線としての位置付けや公的支援の対象となるのはあくまで、本路線の山形県内通過部分のみとする。宮城県側の通過部分の位置付け等については、宮城県における計画や協議等において決定されるべきものである。

2. 米沢～仙台線

2-1. 運行開始から現在までの経緯

山交バス路線は、平成14年運行開始。JRバス東北は、同時に参入。事業者・行政で把握できる範囲で、当初より運行収支は赤字となっていたが、近年、沿線人口の減少とともに、利用が大きく低迷し、現在では、年間輸送人員40,031人にまで落ち込んでいる。一方、山形県のコロナ禍におけるバス事業維持対策支援金等を除き、原則公的支援は受けられていない。

現在の路線概況（山交バス）

年間路線収入：36,385,670円
年間路線支出：63,741,555円
年間輸送人員：21,480人
年間平均輸送密度：9.2

現在の路線概況（JRバス東北）

年間路線収入：34,853,606円
年間路線支出：63,733,177円
年間輸送人員：18,551人
年間平均輸送密度：9.0

2-2. 現在のサービス水準が必要な理由

継続的に路線赤字ではあったものの、地域における需要に対する利便性を鑑み、運行開始当初の4便/日から6便/日にまで増加している。しかしながら、本路線は、置賜地域の中心市である米沢市と仙台市とを直接繋ぐ唯一の公共交通機関であり、かつ、米沢市を起終点とする唯一の県際・地域間バス路線でもあり、仙台市の都市機能を活用した沿線各市町村の定住自立の維持に不可欠な路線である。

そのため、通勤・通学・通院も含めた日帰りの利用が可能な6便/日、片道最大2,000円（回数券利用の場合1,700円）という運賃を維持する必要があるとあり、路線赤字の現状の中でも、交通事業者としては、他路線・他事業の収益により、上記サービス水準を維持している。

2-3. 見直しの必要性と内容

地域公共交通事業全体が厳しく、かつ、貸切バスや旅行業等、当該交通事業者が営む他事業の収益についてもコロナ禍も受けて苦境にある中で、地域の必要性に応じた現状のサービス水準を、交通事業者単独の負担で維持することは持続的ではない。

そのため、本路線を地域全体として維持すべき路線として位置付ける。なお、地域全体として位置付けるにあたっては、運賃も含めたサービス内容については、地域全体の協議と同意を得て決定すべきものとする。具体的な見直し内容は以下のとおり。

交通事業者（山交バス・JRバス東北）：

現在の長距離運送として届出により定めている運賃を廃止し、新たに山形県地域公共交通活性化協議会で協議し決定した運賃により運行する。

本路線については、二つの交通事業者によって運行されるものであるが、サービス利用者の利便性の観点から、両交通事業者は、サービス内容の協議会における協議、利用者に対する情報発信等、可能な限り協力し、協議会における協議及び利用者へのサービス提供が一体的に行われるよう努める。

国：

山形県地域公共交通活性化協議会で運賃及びその他のサービス内容について協議し、同意した内容に従って、交通事業者から市町村間幹線系統の補助申請があった場合、当該補助の要綱及び予算に応じ、これを支援する。

沿線市町村（米沢市）：

地域の必要性和交通事業者の体制とを勘案し、本路線の運賃を含めたサービス内容を協議・決定する。また、本路線が地域全体で支える路線であることを踏まえ、市町村内交通については本路線との連携する形での見直しを図る等、本路線の利用の維持・拡大を進める。

また、本路線が国庫補助の対象から外れた場合や、国庫補助のみでは交通事業者が必要なサービス内容の維持に支障をきたすとなった場合においては、その際の本路線に対する地域の必要性に鑑み、公的支援も含めた必要な措置をとる。

県：

交通事業者から国と協調しての市町村間幹線系統の補助申請があった場合、当該補助の要綱及び予算に応じ、これを支援する。

加えて、市町村が本路線に対して支援を行う場合で、当該支援を県の市町村総合交付金の算定対象とした場合、当該交付金の要綱及び予算に応じ、これを支援する。

また、山形県地域公共交通活性化協議会事務局として、本路線の利用状況や収支について継続的にモニタリングし、必要に応じて、交通事業者や沿線市町村とのサービス内容や支援のあり方についての見直しの協議を主催する。

山形県地域公共交通活性化協議会：

地域全体として維持する必要がある本路線のサービス内容として、別表2-1～3のとおり定める。

※なお、本路線を地域全体で支えるべきとする理由が専ら山形県側の需要に基づくものであることから、路線としての位置付けや公的支援の対象となるのはあくまで、本路線の山形県内通過部分のみとする。宮城県側の通過部分の位置付け等については、宮城県における計画や協議等において決定されるべきものである。

3. 鶴岡～山形線

3-1. 運行開始から現在までの経緯

庄内交通 鶴岡～山形線は昭和56年から、庄内と山形市を結ぶ路線の運行を開始し、平成12年より山形道を経由する路線とした運行となる。当時（昭和55年国勢調査）は、村山地域の人口は約56万人、庄内地域の人口は約34万人で、沿線となる酒田・鶴岡・西川・寒河江・山形各市町の人口だけで約49万人であり、庄内地域と県都を繋ぐ必須の幹線として一定の利用があったものの、近年、県内人口・沿線人口ともにおおきく減少する中で、利用が大きく低迷し、現在では、年間輸送人員

15,983人となり、鶴岡～山形線の路線収支は赤字となっている。一方、山形県のコロナ禍におけるバス事業維持対策支援金等を除き、原則公的支援は受けられていない。

現在の路線概況（庄内交通・鶴岡～山形線）

年間路線収入：9,876,000円
年間路線支出：18,491,000円
年間輸送人員：4,822人
年間平均輸送密度：5.5

現在の路線概況（山交バス・鶴岡～山形線）

年間路線収入：22,295,858円
年間路線支出：40,824,089円
年間輸送人員：11,161人
年間平均輸送密度：4.9

3-2. 現在のサービス水準が必要な理由

運行開始当初からの赤字の中、山交バス最大便数5便/日から2便/日にまで減少している。しかしながら、本路線は、庄内地域と県庁所在地であり、県内で最も人口の多い山形市を中心とする村山地域を直接結ぶ唯一の公共交通機関であり、庄内地域の定住自立にはもとより、山形県としての一体性の確保という観点でも必須の幹線交通軸である。

そのため、通勤・通学・通院も含めた日帰りの利用が可能な2便/日、片道最大2,600円（回数券利用の場合2,200円）という運賃を維持する必要があるとあり、路線赤字の現状の中でも、交通事業者としては、他路線・他事業の収益により、上記サービス水準を維持している。

3-3. 見直しの必要性と内容

地域公共交通事業全体が厳しく、かつ、貸切バスや旅行業等、当該交通事業者が営む他事業の収益についてもコロナ禍も受けて苦境にある中で、地域の必要性に応じた現状のサービス水準を、交通事業者単独の負担で維持することは持続的ではない。

そのため、本路線を地域全体として維持すべき路線として位置付ける。なお、地域全体として位置付けるにあたっては、運賃も含めたサービス内容については、地域全体の協議と同意を得て決定すべきものとする。

具体的な見直し内容は以下のとおり。

交通事業者（山交バス）：

現在の長距離運送として届出により定めている運賃を廃止し、新たに山形県地域公共交通活性化協議会で協議し決定した運賃により運行する。

また、鶴岡～山形線については、交通事業者単独の努力ではサービス内容の維持が困難な現状と協議会における円滑な協議や公的支援の効果的な実施という観点も鑑み、現行3便すべての運行主体を山交バスとして、協議会における協議等を一本化するとともに、庄内交通においても一部サービスの運行受託等、サービス内容の維持のための協力に努めるものとする。

国：

山形県地域公共交通活性化協議会で運賃及びその他のサービス内容について協議し、同意した内容に従って、交通事業者から市町村間幹線系統の補助申請があった場合、当該補助の要綱及び予算に応じ、これを支援する。

沿線市町村（鶴岡市、西川町、寒河江市、山形市）：

地域の必要性和交通事業者の体制とを勘案し、本路線の運賃を含めたサービス内容を協議・決定する。また、本路線が地域全体で支える路線であることを踏まえ、市町村内交通については本路線との連携する形での見直しを図る等、本路線の利用の維持・拡大を進める。

また、本路線が国庫補助の対象から外れた場合や、国庫補助のみでは交通事業者が必要なサービス内容の維持に支障をきたすとなった場合においては、その際の本路線に対する地域の必要性に鑑み、公的支援も含めた必要な措置をとる。

県：

交通事業者から国と協調しての市町村間幹線系統の補助申請があった場合、当該補助の要綱及び予算に応じ、これを支援する。

加えて、市町村が本路線に対して支援を行う場合で、当該支援を県の市町村総合交付金の算定対象とした場合、当該交付金の要綱及び予算に応じ、これを支援する。

また、山形県地域公共交通活性化協議会事務局として、本路線の利用状況や収支について継続的にモニタリングし、必要に応じて、交通事業者や沿線市町村とのサービス内容や支援のあり方についての見直しの協議を主催する。

山形県地域公共交通活性化協議会：

地域全体として維持する必要がある本路線のサービス内容として、別表3-1～2のとおり定める。

4. 上山市～山形市（芸工大）～仙台線

4-1. 運行開始から現在までの経緯

平成18年運行開始。事業者・行政で把握できる範囲で、当初より運行収支は赤字となっていたが、近年、沿線人口の減少とともに、利用が大きく低迷し、現在では、年間輸送人員116,769人にまで落ち込んでいる。一方、山形県のコロナ禍におけるバス事業維持対策支援金等を除き、原則公的支援は受けられていない。

現在の路線概況（山交バス）

年間路線収入：34,756,079円

年間路線支出：56,231,250円

年間輸送人員：63,302人

年間平均輸送密度：22.8

現在の路線概況（宮城交通）

年間路線収入：48,646,000円

年間路線支出：59,183,000円

年間輸送人員：53,467人

年間平均輸送密度：20.1

4-2. 現在のサービス水準が必要な理由

継続的に路線赤字ではあったものの、地域における需要に対する利便性を鑑み、8便/日を維持している。本路線は、仙台市と山形市を結ぶ路線の中でも、特に東北芸術工科大学に直接乗り入れる路線であり、代替交通として山形駅、山形県庁と仙台市を結ぶ高速バス路線と山形駅等からのスクールバスによる移動手段が存在するものの、特に山形—仙台間高速バスの混雑も鑑みると、東北芸術工科

大学への仙台からの通勤利便を確保する上で不可欠な路線となっている。特に、東北芸術工科大学の学生の約2割は宮城県からの通学となっており、同大学の学生利便の確保、ひいては地域において重要な大学である同大学の競争力確保の観点でも、重要な路線となる。そのため、仙台市と東北芸術工科大学間において、通学利用が可能な8便/日、片道最大2,000円（回数券利用の場合1,700円）という運賃を維持する必要があると、路線赤字の現状の中でも、交通事業者としては、他路線・他事業の収益により、上記サービス水準を維持している。

4-3. 見直しの必要性と内容

地域公共交通事業全体が厳しく、かつ、貸切バスや旅行業等、当該交通事業者が営む他事業の収益についてもコロナ禍も受けて苦境にある中で、地域の必要性に応じた現状のサービス水準を、交通事業者単独の負担で維持することは持続的ではない。

そのため、本路線を地域全体として維持すべき路線として位置付ける。なお、地域全体として位置付けるにあたっては、運賃も含めたサービス内容については、地域全体の協議と同意を得て決定すべきものとする。

また、同路線については、仙台市から上山市へと至る路線であるが、東北芸術工科大学への需要を中心として山形市が沿線自治体として地域の生活交通路線としての必要性を認識しているものであり、仙台市から山形市（東北芸術工科大学）への路線を切り出し、再編することとする。

具体的な見直し内容は以下のとおり。

交通事業者（山交バス・宮城交通）：

地域生活交通路線としては、山形市（東北芸術工科大学）～仙台市の路線が必要との認識が沿線自治体から示されたことを受け、上山市～仙台市間の路線を東北芸術工科大学で分割し、申請・運行するものとする。

現在の長距離運送として届出により定めている運賃を廃止し、山形市（東北芸術工科大学）～仙台市の路線については、新たに山形県地域公共交通活性化協議会で協議し決定した運賃により運行する。

なお、分割された上山市までの路線については短距離の一般路線となるが、起終点を利用する乗客の利便性維持のため、実質的に従前の運賃水準となるよう、山形県地域公共交通活性化協議会で協議し決定した運賃により運行する。

国：

山形県地域公共交通活性化協議会で運賃及びその他のサービス内容について協議し、同意した内容に従って、交通事業者から市町村間幹線系統の補助申請があった場合、当該補助の要綱及び予算に応じ、これを支援する。

沿線市町村（山形市）：

地域の必要性和交通事業者の体制とを勘案し、本路線の運賃を含めたサービス内容を協議・決定する。また、本路線が地域全体で支える路線であることを踏まえ、市町村内交通については本路線との連携する形での見直しを図る等、本路線の利用の維持・拡大を進める。

また、本路線が国庫補助の対象から外れた場合や、国庫補助のみでは交通事業者が必要なサービス内容の維持に支障をきたすとなった場合においては、その際の本路線に対する地域の必要性に鑑み、公的支援も含めた必要な措置をとる。

県：

交通事業者から国と協調しての市町村間幹線系統の補助申請があった場合、当該補助の要綱及び予算に応じ、これを支援する。

加えて、市町村が本路線に対して支援を行う場合で、当該支援を県の市町村総合交付金の算定対象とした場合、当該交付金の要綱及び予算に応じ、これを支援する。

また、山形県地域公共交通活性化協議会事務局として、本路線の利用状況や収支について継続的にモニタリングし、必要に応じて、交通事業者や沿線市町村とのサービス内容や支援のあり方についての見直しの協議を主催する。

山形県地域公共交通活性化協議会：

地域全体として維持する必要がある本路線のサービス内容について、交通事業者や沿線市町村との協議を進める。

※なお、本路線を地域全体で支えるべきとする理由が専ら山形県側の需要に基づくものであることから、路線としての位置付けや公的支援の対象となるのはあくまで、本路線の山形県内通過部分のみとする。宮城県側の通過部分の位置付け等については、宮城県における計画や協議等において決定されるべきものである。

地域内市町村間路線

地域内市町村間幹線バス路線の見直しの必要性

各地域ブロック内の広域移動を支える市町村間幹線バス路線に対しては、現在、国・県の協調による地域公共交通確保維持事業による支援を中心とした公的支援が行われている。

サービス内容が長期間安定的に維持され使い慣れることができるということは、利用者の利便性の確保という観点では、最も確実に効果の大きいものであり、公共交通サービスは見直せばよいというものではない。

一方で、当該事業の補助対象路線は、沿線人口の減少等により利用が低迷し、地域にとって維持が不可欠であるにも関わらず、路線収支が大きく赤字となり、交通事業者単独ではサービス水準の強化はもちろん、持続的な維持も困難な路線が多く存在し、そうした路線においては、その内容や関係主体の役割分担を見直すことで、サービスの持続性と利便性の向上が望まれるものも少なくない。

そのため、以下の4路線については、地域にとっての必要性和路線収支の状況に鑑み、その位置付けやサービス内容を見直し、地域の関係者全体で路線の維持や利用促進を図るものとする。

地域内市町村間幹線バス路線見直し対象路線一覧

	流動	対象路線の運行事業者
1	山形駅～長井駅	山交バス
2	鶴岡駅～羽黒山山頂	庄内交通
3	酒田市～三川町～鶴岡市	庄内交通
4	西川町間沢～寒河江駅	西川町

また、以下の3路線については、本計画による情報集約・整理の中で、現行のサービス内容のままで、地域公共交通確保維持事業の補助申請が可能な路線であることが判明したものであるため、当該路線を運行する交通事業者は、それぞれの路線について、国に対して補助申請を行うこととする。なお、特別の事情があって、補助申請をすべきでない路線については、交通事業者は、山形県地域公共交通活性化協議会に報告した上で、補助申請を行わないことができる。

地域内市町村間幹線バス路線新規申請路線一覧

	流動	対象路線の運行事業者
1	天童市～寒河江市	山交バス
2	新庄市～鮭川村	新庄輸送サービス
3	大石田駅～銀山温泉	はながさバス

各路線の具体的な必要性和見直し内容

1. 山形駅～長井駅（山交バス）

1-1. 現在の運行内容

見直し対象系統の既存名称：山形市役所（六角・荒砥）長井

既存サービス内容：（ダイヤ・ルート・運賃を表で）

利用状況の概要：

全線を利用する利用者は、起終点の長井市及び沿線の白鷹町から山形市内の病院・大学・高校等への通学・通院・通勤が主。ただし、全線を利用する利用者は少なく、多くは、山形市内区間や荒砥駅・長井駅間などの短距離利用が多い。

参考指標（H30年10月～R1年9月）

年間利用者数：95,683人

うち定期利用者数：76,749人

全線利用時の運賃：1,480円

平均賃率：41.32円

1-2. 見直しの理由

山形市から長井市まで山間部を越える約45km、片道80分の長距離路線でありながら、長距離で利用する利用者が少なく、短距離利用が多いが、一方で、長距離路線故に、荒砥駅・長井駅間の需要に応じたダイヤ変更が対応しにくくなっており、系統の分割や便数の再配分により、より需要に適したサービス内容とすることで、収支の改善と利便性の向上を図ることが必要となっている。

1-3. 見直しの内容

見直し対象系統後の名称：「山形市役所～荒砥」・「荒砥～長井」

見直し後のサービス内容：（ダイヤ・ルート・運賃）別表4-1～3のとおり

見直し後の利用想定（見直し後の路線輸送実績・収支想定）：別表5のとおり

2. 鶴岡駅～羽黒山山頂（庄内交通）

2-1. 現在の運行内容

見直し対象系統の既存名称：鶴岡-羽黒山山頂線

既存サービス内容：（ダイヤ・ルート・運賃）別表6-1～2のとおり

利用状況の概要：

主たる利用は、羽黒地内の地域住民と羽黒随神門や羽黒山山頂への観光客利用だが、生活利用であるフィーダー路線と重複する区間が多く見られる。観光客の利用は、全線の利用としては少なく、ほとんどが、山頂または参道入り口にある随神門近くの駐車場に自家用車を置き、参道を歩いた後で駐車場まで戻るための短距離利用となっている。観光利用は春先から秋までとなっており、夏期の利用が最も多い。反対に冬期間の利用は激減し、また終点である羽黒山山頂までの利用者はほぼ見られない。

見直し対象系統の既存名称：（重複するフィーダー路線名称）

鶴岡-羽黒随神門線

既存サービス内容：（ダイヤ・ルート・運賃を表で）
準備中

利用状況の概要：

旧羽黒町住民の鶴岡市中心市街地への生活交通ニーズに基づき実施。地域内フィーダー路線としての国庫補助及び鶴岡市からの補助を受けている。

2-2. 見直しの理由

終点までの区間は観光ニーズを主とする路線でありながら、全線を長距離利用する観光客は少なく、一方で、ほぼ全線に渡ってフィーダー補助対象路線と大きく重複し、地域内生活交通ニーズで競合が発生している。

観光路線として必要な短距離区間と生活交通として必要な長距離区間とを分割し、かつ、フィーダー補助対象路線とも統合し、双方の便数を再配分し、観光利用の収益を向上させつつ、生活交通としての利便性も確保するため、季節及び利用者の状況に応じた運行期間、運行区間を設定する見直しが必要となっている。

2-3. 見直しの内容

観光路線として必要な短距離区間と生活交通として必要な長距離区間とを分割し、かつ、フィーダー補助対象路線とも統合し、双方の便数を再配分を行う（詳細については、地元自治体と協議中）。

3. 酒田市～三川町～鶴岡市（庄内交通）

3-1. 現在の運行内容

見直し対象システムの既存名称：

- 鶴岡（イオンモール三川）酒田線
- 鶴岡（イオンモール三川）酒田光陵高校線

既存サービス内容：（ダイヤ・ルート・運賃）別表7-1～2のとおり

利用状況の概要：

庄内地域の二大拠点である酒田市と鶴岡市を繋ぐ路線であるが、利用の多くは、鶴岡市から途中の三川町にあるイオンモール三川までの買い物等の需要となっている。鶴岡市と酒田市までの長い区間での利用者は、双方向からの朝晩の通学利用が主となっている。特に酒田から鶴岡方面への通学利用者は多く、冬期間にはさらに増加傾向となる。

3-2. 見直しの理由

酒田市と鶴岡市を相互に移動する需要については、並行する JR 羽越線が一定程度担っていることもあり、鶴岡市～三川町の需要と酒田市～三川町需要に需要がほぼ二分され、鶴岡～酒田間のサービスを一律に提供しては、こうした大きく分かれる需要に対応し難くなっている。そのため、系統

を分割し、それぞれの需要に対してより適した便数配分を行い、路線の持続性・利便性双方を向上させる必要がある。

3-3. 見直しの内容

系統を分割し、鶴岡市～三川町の需要と酒田市～三川町需要のそれぞれの需要に対してより適した便数配分を行う。なお、酒田市側から鶴岡市側への通学需要が一定程度存在することから、通学時間帯の一部便については同一車両によって分割後の両路線をシームレスに接続する等、通学需要の利便性が低下しないよう措置する（詳細については、地元自治体と協議中）。

4. 西川町間沢～寒河江駅（西川町）

4-1. 現在の運行内容

見直し対象系統の既存名称：

既存サービス内容：（ダイヤ・ルート・運賃を表で）

利用状況の概要：

西川町の中心部から JR 左沢線の拠点駅である寒河江駅までを繋ぐ路線であり、自家用有償旅客運送として、西川町営バスが運行している。西川町内から寒河江市内の病院や学校への通学、また、JR を利用しての山形市内への移動などにも利用されている。

4-2. 見直しの理由

西川町営バスとして、自家用有償旅客運送として実施されている一方で、実態としては西川町内のニーズを集約した上で、寒河江市、山形市といった都市拠点へと繋ぐ地域間幹線として機能しており、そのために運行経費も多額となっている。

そのため、交通事業者を運行主体とし、適切な運賃を利用者から徴収することを可能とするとともに、広域幹線交通に責任を持つべき主体もこれを支援すべく役割分担を再編し、地域間幹線路線として関係主体がそれぞれに支援する形で、サービス内容を維持する必要がある。

4-3. 見直しの内容

見直し対象系統後の名称：

見直し後のサービス内容：

自家用有償旅客運送から、【乗合バス事業者】による道路運送法第4条の運行への見直しを検討する。

原則として当初1年間は現行のサービス内容を維持する。その上で路線収支の実績を踏まえ、適切な運賃水準について見直しを検討する。

見直し後の想定（見直し後の収支想定）：

見直し詳細については、乗合バス事業者と調整する。

山形県 市町村間幹線バス路線の見直し方針（別表）

2019年10月1日改正

別表1-1

新庄・東根 ～ 仙台線(48ライナー) 時刻表

< 平日 仙台行き >

運賃	停留所名												
(基準)	新庄駅前		5:15	5:30	5:45	6:00	7:00	8:00	10:00	13:00	15:00	16:50	
570円	舟形十字路		5:30	5:45	6:00	6:15	7:15	8:15	10:15	13:15	15:15	17:05	
1,010円	尾花沢待合所		5:50	6:05	6:20	6:35	7:35	8:35	10:35	13:35	15:35	17:25	
1,090円	村山駅前		6:15	6:30	6:45	7:00	8:00	9:00	11:00	14:00	16:00	17:50	
1,150円	公立病院前		6:19	6:34	6:49	7:04	8:04	9:04	11:04	14:04	16:04	17:54	
	さくらんぼ東根駅前		6:28	6:43	6:58	7:13	8:13	9:13	11:13	14:13	16:13	18:03	
1,620円	東郷		6:34	6:49	7:04	7:19	8:19	9:19	11:19	14:19	16:19	18:09	
	原宿		6:39	6:54	7:09	7:24	8:24	9:24	11:24	14:24	16:24	18:14	
	休石		6:41	6:56	7:11	7:26	8:26	9:26	11:26	14:26	16:26	18:16	
	大滝		6:43	6:58	7:13	7:28	8:28	9:28	11:28	14:28	16:28	18:18	
1,680円	作並温泉		6:58	7:13	7:28	7:43	8:43	9:43	11:43	14:43	16:43	18:33	
	作並温泉入口		6:59	7:14	7:29	7:44	8:44	9:44	11:44	14:44	16:44	18:34	
1,880円	仙台高専広瀬キャンパス入口	降	7:14	7:29	7:44	7:59	8:59	9:59	11:59	14:59	16:59	18:49	
2,040円	広瀬通一番町	降	7:35	7:50	8:05	8:20	9:20	10:20	12:20	15:20	17:20	19:10	
	仙台駅前	降	7:40	7:55	8:10	8:25	9:25	10:25	12:25	15:25	17:25	19:15	

降:降車のみ ※8/13~16 12/29~31 1/2~3は土日祝ダイヤ、1/1(元旦)は特別ダイヤで運行

< 平日 新庄行き >

運賃	停留所名												
(基準)	仙台駅前23番	乗	9:15	11:05	13:05	15:15	16:05	17:05	17:35	18:15	19:00	20:30	
—	広瀬通一番町	乗	9:20	11:10	13:10	15:20	16:10	17:10	17:40	18:20	19:05	20:35	
	仙台高専広瀬キャンパス入口	乗	9:32	11:22	13:22	15:32	16:22	17:22	17:52	18:32	19:17	20:47	
1,130円	作並温泉入口		9:50	11:40	13:40	15:50	16:40	17:40	18:10	18:50	19:35	21:05	
	作並温泉		9:50	11:40	13:40	15:50	16:40	17:40	18:10	18:50	19:35	21:05	
1,360円	大滝		10:05	11:55	13:55	16:05	16:55	17:55	18:25	19:05	19:50	21:20	
	休石		10:07	11:57	13:57	16:07	16:57	17:57	18:27	19:07	19:52	21:22	
	原宿		10:09	11:59	13:59	16:09	16:59	17:59	18:29	19:09	19:54	21:24	
	東郷		10:14	12:04	14:04	16:14	17:04	18:04	18:34	19:14	19:59	21:29	
1,550円	さくらんぼ東根駅前		10:23	12:13	14:13	16:23	17:13	18:13	18:43	19:23	20:08	21:38	
	公立病院前		10:30	12:20	14:20	16:30	17:20	18:20	18:50	19:30	20:15	21:45	
1,780円	村山駅前		10:41	12:31	14:31	16:41	17:31	18:31	19:01	19:41	20:26	21:56	
	尾花沢待合所		11:01	12:51	14:51	17:01	17:51	18:51	19:21	20:01	20:46	22:16	
2,040円	舟形十字路		11:18	13:08	15:08	17:18	18:08	19:08	19:38	20:18	21:03	22:33	
	新庄駅前		11:35	13:25	15:25	17:35	18:25	19:25	19:55	20:35	21:20	22:50	

乗:乗車のみ ※8/13~16 12/29~31 1/2~3は土日祝ダイヤ、1/1(元旦)は特別ダイヤで運行

< 土曜・日曜・祝日 仙台行き >

運賃	停留所名												
(基準)	新庄駅前		5:15	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	13:00	15:00	16:50		
570円	舟形十字路		5:30	6:15	7:15	8:15	9:15	10:15	13:15	15:15	17:05		
1,010円	尾花沢待合所		5:50	6:35	7:35	8:35	9:35	10:35	13:35	15:35	17:25		
1,090円	村山駅前		6:15	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	14:00	16:00	17:50		
1,150円	公立病院前		6:19	7:04	8:04	9:04	10:04	11:04	14:04	16:04	17:54		
	さくらんぼ東根駅前		6:28	7:13	8:13	9:13	10:13	11:13	14:13	16:13	18:03		
1,620円	東郷		6:34	7:19	8:19	9:19	10:19	11:19	14:19	16:19	18:09		
	原宿		6:39	7:24	8:24	9:24	10:24	11:24	14:24	16:24	18:14		
	休石		6:41	7:26	8:26	9:26	10:26	11:26	14:26	16:26	18:16		
	大滝		6:43	7:28	8:28	9:28	10:28	11:28	14:28	16:28	18:18		
1,680円	作並温泉		6:58	7:43	8:43	9:43	10:43	11:43	14:43	16:43	18:33		
	作並温泉入口		6:59	7:44	8:44	9:44	10:44	11:44	14:44	16:44	18:34		
1,880円	仙台高専広瀬キャンパス入口	降	7:14	7:59	8:59	9:59	10:59	11:59	14:59	16:59	18:49		
2,040円	広瀬通一番町	降	7:35	8:20	9:20	10:20	11:20	12:20	15:20	17:20	19:10		
	仙台駅前	降	7:40	8:25	9:25	10:25	11:25	12:25	15:25	17:25	19:15		

降:降車のみ ※8/13~16 12/29~31 1/2~3は土日祝ダイヤ、1/1(元旦)は特別ダイヤで運行

< 土曜・日曜・祝日 新庄行き >

運賃	停留所名												
(基準)	仙台駅前23番	乗	9:15	11:05	13:05	15:15	16:05	17:05	18:15	19:00	20:30		
—	広瀬通一番町	乗	9:20	11:10	13:10	15:20	16:10	17:10	18:20	19:05	20:35		
	仙台高専広瀬キャンパス入口	乗	9:32	11:22	13:22	15:32	16:22	17:22	18:32	19:17	20:47		
1,130円	作並温泉入口		9:50	11:40	13:40	15:50	16:40	17:40	18:50	19:35	21:05		
	作並温泉		9:50	11:40	13:40	15:50	16:40	17:40	18:50	19:35	21:05		
1,360円	大滝		10:05	11:55	13:55	16:05	16:55	17:55	19:05	19:50	21:20		
	休石		10:07	11:57	13:57	16:07	16:57	17:57	19:07	19:52	21:22		
	原宿		10:09	11:59	13:59	16:09	16:59	17:59	19:09	19:54	21:24		
	東郷		10:14	12:04	14:04	16:14	17:04	18:04	19:14	19:59	21:29		
1,550円	さくらんぼ東根駅前		10:23	12:13	14:13	16:23	17:13	18:13	19:23	20:08	21:38		
	公立病院前		10:30	12:20	14:20	16:30	17:20	18:20	19:30	20:15	21:45		
1,780円	村山駅前		10:41	12:31	14:31	16:41	17:31	18:31	19:41	20:26	21:56		
	尾花沢待合所		11:01	12:51	14:51	17:01	17:51	18:51	20:01	20:46	22:16		
2,040円	舟形十字路		11:18	13:08	15:08	17:18	18:08	19:08	20:18	21:03	22:33		
	新庄駅前		11:35	13:25	15:25	17:35	18:25	19:25	20:35	21:20	22:50		

乗:乗車のみ ※8/13~16 12/29~31 1/2~3は土日祝ダイヤ、1/1(元旦)は特別ダイヤで運行

区間	片道	2回券	通勤定期券(1カ月)	通勤定期券(3カ月)	通学定期券(1カ月)	通学定期券(3カ月)
新庄・舟形 ～ 仙台	2,040円	3,500円	59,980円	170,940円	37,940円	108,130円
尾花沢 ～ 仙台	1,780円	3,100円	52,330円	149,140円	34,180円	97,410円
村山・東根 ～ 仙台	1,550円	2,700円	45,570円	129,870円	31,620円	90,120円
東郷・原宿・休石・大滝 ～ 仙台	1,360円	2,400円	37,540円	106,990円	26,930円	76,750円
作並温泉・作並温泉入口 ～ 仙台	1,130円	—	—	—	—	—

区間	片道	2回券	通勤定期券(1カ月)	通勤定期券(3カ月)	通学定期券(1カ月)	通学定期券(3カ月)
新庄・舟形 ～ 仙台高専	1,880円	3,500円	55,270円	157,520円	34,970円	99,660円
尾花沢 ～ 仙台高専	1,680円	3,100円	49,390円	140,760円	32,260円	91,940円
村山・東根 ～ 仙台高専	1,470円	2,700円	43,220円	123,180円	29,990円	85,470円
東郷・原宿・休石・大滝 ～ 仙台高専	1,250円	2,400円	34,500円	98,330円	24,750円	70,540円
作並温泉・作並温泉入口 ～ 仙台高専	720円	—	—	—	—	—

普通旅客運賃表及び新旧運賃対照表

整理番号 M-19

特急 新庄(東根・作並)仙台 線 新庄駅前(東根・作並)仙台駅前間

1. 基準賃率及び平均賃率

(仙台市営)			
区分	改定	改定	※
基準賃率	41円10銭	38円10銭	47円70銭
平均賃率	32円55銭		円 銭

※基準賃率47円70銭は、平成20年12月24日までの区間運賃で1000円未満の区間に適用

2. 指定停留所

区界停留所	指定停留所	料 程	摘 要
原 宿	東 郷	2.65	
	原 宿	0	

新庄駅前 $\frac{9.59}{9.54}$ 舟形十字路
 $19.13 \div 2 = 9.565 \approx 9.6$

舟形十字路 $\frac{14.25}{14.40}$ 尾花沢待合所
 $28.65 \div 2 = 14.325 \approx 14.3$

尾花沢待合所 $\frac{16.25}{16.05}$ 村山駅前
 $32.3 \div 2 = 16.15 \approx 16.1$

運賃調整原因符号		
調整原因	符号	
	調整下げ	調整上げ
自社他系統	/	●
他社系統	/	※
不合理	/	●
暫定	●	/
その他	□	/

現行軽微運賃
キロ程

区間	運賃										累計			
	新庄駅前	舟形十字路	尾花沢待合所	村山駅前	公立病院前	さくらんぼ東根駅前	東郷	原宿	休石	大滝				
新庄駅前	570											570		
舟形十字路	(9.6)	750	1,010									1,580		
尾花沢待合所	(14.3)	750	1,090	1,090								2,680		
村山駅前	(16.1)	210	770	1,090	1,150							3,830		
公立病院前		2.1	18.2	30.3	39.9							4,229		
さくらんぼ東根駅前		3.9	6.0	22.1	34.2	43.8						4,667		
東郷		480	650	730	1,130	1,450	1,620					6,287		
原宿		7.9	11.6	13.7	29.8	41.9	51.5					6,702		
休石		190	580	720	800	1,180	1,450	1,620				8,322		
大滝		1.8	9.7	13.4	15.5	31.6	43.7	53.3				8,855		
作並温泉		2.0	3.8	11.7	15.4	17.5	33.6	45.7	55.3			9,408		
作並温泉入口		800	880	940	1,060	1,160	1,220	1,490	1,620	1,680		11,088		
※		160	800	880	940	1,060	1,160	1,220	1,490	1,620	1,680	12,768		
仙台高専		1.0	16.6	18.6	20.4	28.3	32.0	34.1	50.2	62.3	71.9	13,487		
※		720	720	1,250	1,250	1,250	1,470	1,470	1,470	1,680	1,880	15,367		
広瀬キャンパス入口		14.4	15.4	31.0	33.0	34.8	42.7	46.4	48.5	64.6	76.7	16,134		
※		610	1,130	1,130	1,360	1,360	1,360	1,550	1,550	1,550	1,780	17,914		
仙台駅前		13.4	27.8	28.8	44.4	46.4	48.2	56.1	59.8	61.9	78.0	18,694		
合計		610	1,850	2,010	4,210	4,580	4,970	6,860	7,800	8,480	12,270	15,530	17,110	86,280
		13.4	42.2	45.2	107.6	117.6	128.4	183.7	213.5	232.4	393.4	528.7	643.9	2,650.0

2019.10.01実施

米沢 ～ 仙台線 時刻表

< 全日 仙台行き >

運賃	運行会社		JRバス	山交	山交	JRバス	JRバス	山交
(基準)	米沢市役所前	乗	6:33	7:53	9:53	11:53	14:53	16:53
	上杉神社前	乗	6:40	8:00	10:00	12:00	15:00	17:00
	米沢駅東口	乗	6:50	8:10	10:10	12:10	15:10	17:10
	道の駅米沢	乗	6:57	8:17	10:17	12:17	15:17	17:17
2,000円	広瀬通一番町	降	8:32	9:52	11:52	13:52	16:52	18:52
	仙台駅東口	降	8:40	10:00	12:00	14:00	17:00	19:00
	宮城球場前※	降	—	●10:07	●12:07	●★14:07	★17:07	—

乗:乗車のみ 降:降車のみ ※「宮城球場前」は、降車専用になります。「宮城球場前」からは乗車できませんので、ご注意ください。

●デーゲーム開催日延長運行 ★ナイトゲーム開催日延長運行

< 全日 米沢行き >

運賃	運行会社		JRバス	JRバス	山交	山交	JRバス	山交
(基準)	仙台駅東口72番	乗	6:30	10:00	14:00	16:00	18:00	20:00
	広瀬通一番町	乗	6:38	10:08	14:08	16:08	18:08	20:08
2,000円	道の駅米沢	降	8:14	11:44	15:44	17:44	19:44	21:44
	米沢市役所前	降	8:19	11:49	15:49	17:49	19:49	21:49
	上杉神社前	降	8:26	11:56	15:56	17:56	19:56	21:56
	米沢駅東口	降	8:36	12:06	16:06	18:06	20:06	22:06

乗:乗車のみ 降:降車のみ

区間	片道	2回券	6回券
米沢 ～ 仙台	2,000円	3,600円	10,200円

山形 ～ 鶴岡・酒田線 時刻表

< 全日 鶴岡・酒田行き >

運賃	運行会社	山交	庄交	庄交	山交	庄交	庄交	庄交	庄交
(基準)	山交ビル4番	7:20	10:25	13:05	14:35	15:40	16:30	17:40	19:50
190円	山形駅前1番	7:23	10:28	13:08	14:38	15:43	16:33	17:43	19:53
200円	南高前	7:28	10:33	13:13	14:43	15:48	16:38	17:48	19:58
270円	山形県庁前	7:32	10:37	13:17	14:47	15:52	16:42	17:52	20:02
680円	寒河江バスストップ	7:52	10:57	13:37	15:07	16:12	17:02	18:12	20:22
1,210円	西川バスストップ	8:02	11:07	13:47	15:17	16:22	17:12	18:22	20:32
1,700円	月山口	8:22	-	-	15:37	-	-	-	-
2,450円	庄内あさひバスストップ	8:52	11:52	14:32	16:07	17:07	17:57	19:07	21:17
2,600円	庄内観光物産館	9:07	12:07	14:47	16:22	17:22	18:12	19:22	21:32
2,600円	鶴岡エスモールバスターミナル	9:17	-	14:57	16:32	17:32	-	19:32	21:42
2,800円	イオン酒田南店	...	12:32	18:07	18:37	20:07	22:17
2,800円	酒田庄交バスターミナル	...	12:47	18:22	18:52	20:22	22:32

< 全日 山形行き >

運賃	運行会社	庄交	庄交	庄交	庄交	山交	庄交	庄交	山交
840円	酒田庄交バスターミナル	6:15	...	8:30	9:30	...	13:30	15:40	...
840円	イオン酒田南店	6:30	...	8:45	9:45	...	13:45	15:55	...
(基準)	鶴岡エスモールバスターミナル	7:05	7:50	-	10:20	11:15	14:20	16:30	18:05
420円	庄内観光物産館	7:20	8:05	9:10	10:35	11:30	14:35	16:45	18:20
850円	庄内あさひバスストップ	7:35	8:20	9:25	10:50	11:45	14:50	17:00	18:35
1,700円	月山口	-	8:50	-	-	12:15	-	-	19:05
2,100円	西川バスストップ	8:20	9:10	10:10	11:35	12:35	15:35	17:45	19:25
2,300円	寒河江バスストップ	8:30	9:20	10:20	11:45	12:45	15:45	17:55	19:35
2,600円	山形県庁前	8:50	9:40	10:40	12:05	13:05	16:05	18:15	19:55
	南高前	8:54	9:44	10:44	12:09	13:09	16:09	18:19	19:59
	山交ビル	8:57	9:47	10:47	12:12	13:12	16:12	18:22	20:02
	山形駅前	8:59	9:49	10:49	12:14	13:14	16:14	18:24	20:04

区間	片道	往復券	4回券
山形 ～ 鶴岡	2,600円	4,400円	8,700円
山形 ～ 酒田	2,800円	4,800円	9,500円

普通旅客運賃表及び新旧運賃対照表

整理番号	I-1(5)
------	--------

高速山形(月山口)鶴岡線 山交ビルバスターミナル～エスモールバスターミナル間

1. 基準賃率及び平均賃率

区分	現行	※
基準賃率	41円 10銭	47円 70銭

※の賃率は山交ビルバスターミナル～西川バスストップ間のみ適用することとする

2. 指定停留所

区界停留所	指定停留所	料程	摘要
山交ビルバスターミナル	山交ビルBT	0	
	山形駅前	0.4	

3. 按分料

南高前 $\frac{1.6}{1.58}$ 県庁前 $\frac{21.85}{21.87}$ 寒河江BS
 $3.18 \times 1/2 = 1.59 \approx 1.6$ $43.72 \times 1/2 = 21.86 \approx 21.9$

庄内観光物産館 $\frac{4.8}{4.2}$ エスモールバスターミナル
 $9.0 \times 1/2 = 4.5$

運賃調整原因別符号		
原因	調整下げ	調整上げ
自社他系統	△	●
他社系統	△	※
不合理	△	●
暫定	●	△
その他	□	△

分岐点(A)

現行軽微運賃
キロ程

		(A)月山口				
						1,700
	山交ビルバスターミナル					53.9
						200
	南高前(山大入口)					51.9
						190
	県庁前	[1.6]				50.3
						680
	寒河江BS	[21.9]				28.4
						750
	西川BS	11.0				17.4
						1,600
	庄内あさひBS	48.1				30.7
						750
	庄内観光物産館	16.0				46.7
						420
	エスモールバスターミナル	[4.5]				51.2
						420
	合計	4.5				1813.2

2019.10.01実施

普通旅客運賃表及び新旧運賃対照表

整理番号 B-15

山形市役所～荒砥線

山形市役所前(六角)荒砥駅 間

1. 基準賃率及び平均賃率

Table with columns for '区分' (Category), '現行' (Current), and '改定' (Revised) rates for '基準賃率' (Standard rate) and '平均賃率' (Average rate) in Yen and Sen.

2. 指定停留所

Table listing '区界停留所' (District boundary stops), '指定停留所' (Designated stops), '料率' (Rates), and '概要' (Summary) for various stations like 山交ビルバスターミナル and センタービル前.

Table for '運賃調整原因符号' (Fare adjustment reason symbols) showing symbols for '調整原因' (Adjustment reason) such as '自社他系統' (Self/other system) and '不合理' (Unreasonable).

Table for '申請上限運賃' (Application maximum fare) and '現行上限運賃' (Current maximum fare) with '実キロ' (Actual kilometers).

Table showing specific fare rates for stations like 山形市役所前, 山交ビルバスターミナル, 若葉町, 美畑町, 東横町, and 荒砥駅.

Main fare table grid showing fares for various stations including 山形市役所前, 山交ビルバスターミナル, センタービル前, 若葉町, 美畑町, 南館, 富の中西, 医療技術専門学校前, 二位田, 長谷堂, 西向, 須刈田, 岩の下, 元屋敷, 六角, 中の森, 小滝, 細野, 萩野口, 滝野, 塩田, 十王, 東横町, 荒砥駅, and 合計 (Total).

エスモールバスターミナル・鶴岡駅前→羽黒随神門→羽黒山頂 ⇒ 月山八合目

★令和2年8月からの運行について
「月山八合目線等」は、下記ダイヤへ減便による運行となります。
ご利用前にはご確認くださいませようお願いいたします。

系統番号	042	042	042	041	042	042	041	042	041	042	041	042	041	041	
停留所	※月山	※月山	山頂	山頂	羽黒随神門	山頂	山頂	羽黒随神門	※月山	○山頂	○羽黒随神門	山頂	山頂	羽黒随神門	○羽黒随神門
				4/1~11/3	11/4~3/31			4/1~11/3	11/4~3/31		4/1~11/3	11/4~3/31			
エスモールバスターミナル①のりば	※6:00	※7:00	7:50	9:40	9:40	10:35	11:40	11:40	12:55	○13:30	○13:30	14:30	15:30	17:25	○18:35
鶴岡駅前①のりば	※6:02	※7:02	7:52	9:42	9:42	10:37	11:42	11:42	12:57	○13:32	○13:32	14:32	15:32	17:27	○18:37
日吉町	※6:04	※7:04	7:54	9:44	9:44	10:39	11:44	11:44	12:59	○13:34	○13:34	14:34	15:34	17:29	○18:39
山王町	※6:05	※7:05	7:55	9:45	9:45	10:40	11:45	11:45	13:00	○13:35	○13:35	14:35	15:35	17:30	○18:40
銀座通り	※6:05	※7:05	7:56	9:46	9:46	10:41	11:46	11:46	13:01	○13:36	○13:36	14:36	15:36	17:31	○18:41
南銀座	※6:07	※7:07	7:58	9:48	9:48	10:43	11:48	11:48	13:03	○13:38	○13:38	14:38	15:38	17:33	○18:43
天満宮前	※6:11	※7:11	8:02	9:52	9:52	10:47	11:52	11:52	13:07	○13:42	○13:42	14:42	15:42	17:37	○18:47
苗津新橋	※6:12	※7:12	8:03	9:53	9:53	10:48	11:53	11:53	13:08	○13:43	○13:43	14:43	15:43	17:38	○18:48
苗津荘銀前	※6:12	※7:12	8:05	9:55	9:55	10:50	11:55	11:55	13:10	○13:45	○13:45	14:45	15:45	17:40	○18:50
出羽庄内国際村	※6:12	※7:12	8:05	9:55	9:55	10:50	11:55	11:55	13:10	○13:45	○13:45	14:45	15:45	17:40	○18:50
赤川	※6:13	※7:13	8:06	9:56	9:56	10:51	11:56	11:56	13:11	○13:46	○13:46	14:46	15:46	17:41	○18:51
三ツ橋	※6:14	※7:14	8:07	9:57	9:57	10:52	11:57	11:57	13:12	○13:47	○13:47	14:47	15:47	17:42	○18:52
狩谷	※6:15	※7:15	8:08	9:58	9:58	10:53	11:58	11:58	13:13	○13:48	○13:48	14:48	15:48	17:43	○18:53
中狩谷	※6:16	※7:16	8:09	9:59	9:59	10:54	11:59	11:59	13:14	○13:49	○13:49	14:49	15:49	17:44	○18:54
西黒瀬	※6:17	※7:17	8:10	10:00	10:00	10:55	12:00	12:00	13:15	○13:50	○13:50	14:50	15:50	17:45	○18:55
ゆぼか	※6:18	※7:18	8:11	10:01	10:01	10:56	12:01	12:01	13:16	○13:51	○13:51	14:51	15:51	17:46	○18:56
黒瀬	※6:19	※7:19	8:12	10:02	10:02	10:57	12:02	12:02	13:17	○13:52	○13:52	14:52	15:52	17:47	○18:57
荒川	※6:20	※7:20	8:13	10:03	10:03	10:58	12:03	12:03	13:18	○13:53	○13:53	14:53	15:53	17:48	○18:58
羽黒庁舎前	※6:20	※7:20	8:14	10:04	10:04	10:59	12:04	12:04	13:19	○13:54	○13:54	14:54	15:54	17:49	○18:59
笹川	※6:21	※7:21	8:15	10:05	10:05	11:00	12:05	12:05	13:20	○13:55	○13:55	14:55	15:55	17:50	○19:00
野荒町	※6:22	※7:22	8:16	10:06	10:06	11:01	12:06	12:06	13:21	○13:56	○13:56	14:56	15:56	17:51	○19:01
十文字	※6:24	※7:24	8:18	10:08	10:08	11:03	12:08	12:08	13:23	○13:58	○13:58	14:58	15:58	17:53	○19:03
石の館サンロード前	※6:26	※7:26	8:20	10:10	10:10	11:05	12:10	12:10	13:25	○14:00	○14:00	15:00	16:00	17:55	○19:05
大鳥居	※6:27	※7:27	8:21	10:11	10:11	11:06	12:11	12:11	13:26	○14:01	○14:01	15:01	16:01	17:56	○19:06
羽黒高校前	※6:28	※7:28	8:22	10:12	10:12	11:07	12:12	12:12	13:27	○14:02	○14:02	15:02	16:02	17:57	○19:07
松原町	※6:29	※7:29	8:23	10:13	10:13	11:08	12:13	12:13	13:28	○14:03	○14:03	15:03	16:03	17:58	○19:08
蝦夷館公園前	※6:29	※7:29	8:23	10:13	10:13	11:08	12:13	12:13	13:28	○14:03	○14:03	15:03	16:03	17:58	○19:08
羽黒案内所	※6:30	※7:30	8:24	10:14	10:14	11:09	12:14	12:14	13:29	○14:04	○14:04	15:04	16:04	17:59	○19:09
黄金堂前	※6:31	※7:31	8:25	10:15	10:15	11:10	12:15	12:15	13:30	○14:05	○14:05	15:05	16:05	18:00	○19:10
羽黒荒町	※6:32	※7:32	8:26	10:16	10:16	11:11	12:16	12:16	13:31	○14:06	○14:06	15:06	16:06	18:01	○19:11
桜小路	※6:33	※7:33	8:27	10:17	10:17	11:12	12:17	12:17	13:32	○14:07	○14:07	15:07	16:07	18:02	○19:12
羽黒随神門	※6:35	※7:35	8:30	10:20	10:20	11:15	12:20	12:20	13:35	○14:10	○14:10	15:10	16:10	18:05	○19:15
いでは文化記念館前	※6:35	※7:35	8:30	10:20	...	11:15	12:20	...	13:35	○14:10	...	15:10	16:10
羽黒苗圃前	※6:36	※7:36	8:31	10:21	...	11:16	12:21	...	13:36	○14:11	...	15:11	16:11
荒沢寺・ビジターセンター前	※6:43	※7:43	8:38	10:28	...	11:23	12:28	...	13:43	○14:18	...	15:18	16:18
休暇村羽黒	※6:45	※7:45	8:40	10:30	...	11:25	12:30	...	13:45	○14:20	...	15:20	16:20
羽黒山頂	※6:50	※7:50	8:45	10:35	...	11:30	12:35	...	13:50	○14:25	...	15:25	16:25

系統番号	043	043				043								
停留所	※月山	※月山				※乗継 ※月山				※月山				
羽黒山頂	※7:05	※8:05	※14:35	※14:05
荒沢寺・ビジターセンター前	※7:09	※8:09	※14:39	※14:09
休暇村羽黒	※7:10	※8:10	※14:40	※14:10
月山八合目	※8:15	※9:15	※14:45	※15:15

★羽黒山頂～月山八合目間は、県道通行止めに伴い迂回運行をいたします。
月山八合目到着時間は、遅れが生じることがございますので余裕を持った計画をお願いいたします。

△印は、4月1日～11月3日の間運行。
○印の赤時刻は、土曜・日曜・祝休日及び 8/13～8/16、12/30～12/31、1/4～1/5 の間運休。
8/13～8/16、12/30～12/31、1/4～1/5 は、日曜・祝休日ダイヤで運行。
1/1～1/3は正月ダイヤで運行。

※印の青時刻の運行日は、「7月：毎日運行」、「8月：8/1, 2, 8～10, 15, 16, 22, 23, 29, 30 のみ運行」、「9月：運休」

(注)「ゴールドパス高齢者福祉定期券、つるおか1日乗り放題券」は羽黒山頂～月山八合目間はご利用できません。
この時刻表は通過予定時刻となります。交通事情等により遅れが出る場合がありますのでご了承下さい。

別表6-1
令和2年(2020年)7月15日変更

月山八合目 ⇒羽黒山頂→羽黒随神門→鶴岡駅前・エスモールバスターミナル

系統番号				043	043					043					043
停留所				※乗継 ※山頂	※乗継 ※山頂					鶴岡 ※山頂					鶴岡 ※山頂
月山八合目	※8:30	※9:30	※13:40	※15:45
休暇村羽黒	※9:15	※10:15	※13:55	※16:30
荒沢寺・ビジターセンター前	※9:16	※10:16	※13:56	※16:31
羽黒山頂	※9:40	※10:40	※14:20	※16:55

☆月山八合目～羽黒山頂間は、県道通行止めに伴い迂回運行をいたします。
到着時間に遅れが生じることがございますので余裕を持った計画をお願いいたします。



系統番号	041	041	042		042	041	042	042	041	042	042	041	042	042	042
停留所	○鶴岡	○鶴岡	鶴岡		鶴岡	鶴岡	鶴岡	鶴岡	鶴岡	鶴岡	鶴岡	鶴岡	鶴岡	鶴岡	鶴岡
					4/1~11/3	11/4~3/31		4/1~11/3	11/4~3/31		4/1~11/3	11/4~3/31			
羽黒山頂	9:00	...	10:55	...	11:55	13:00	...	14:25	○14:50	...	15:50	※16:50	17:00
休暇村羽黒	9:05	...	11:00	...	12:00	13:05	...	14:30	○14:55	...	15:55	※16:55	17:05
荒沢寺・ビジターセンター前	9:06	...	11:01	...	12:01	13:06	...	14:31	○14:56	...	15:56	※16:56	17:06
羽黒苗圃前	9:13	...	11:08	...	12:08	13:13	...	14:38	○15:03	...	16:03	※17:03	17:13
いでは文化記念館前	9:15	...	11:10	...	12:10	13:15	...	14:40	○15:05	...	16:05	※17:05	17:15
羽黒随神門	○7:20	○8:20	9:15	...	11:10	11:10	12:10	13:15	13:15	14:40	○15:05	○15:05	16:05	※17:05	17:15
桜小路	○7:21	○8:21	9:16	...	11:11	11:11	12:11	13:16	13:16	14:41	○15:06	○15:06	16:06	※17:06	17:16
羽黒荒町	○7:22	○8:22	9:17	...	11:12	11:12	12:12	13:17	13:17	14:42	○15:07	○15:07	16:07	※17:07	17:17
黄金堂前	○7:23	○8:23	9:18	...	11:13	11:13	12:13	13:18	13:18	14:43	○15:08	○15:08	16:08	※17:08	17:18
羽黒案内所	○7:24	○8:24	9:19	...	11:14	11:14	12:14	13:19	13:19	14:44	○15:09	○15:09	16:09	※17:09	17:19
蝦夷館公園前	○7:25	○8:25	9:20	...	11:15	11:15	12:15	13:20	13:20	14:45	○15:10	○15:10	16:10	※17:10	17:20
松原町	○7:25	○8:25	9:20	...	11:15	11:15	12:15	13:20	13:20	14:45	○15:10	○15:10	16:10	※17:10	17:20
羽黒高校前	○7:26	○8:26	9:21	...	11:16	11:16	12:16	13:21	13:21	14:46	○15:11	○15:11	16:11	※17:11	17:21
大鳥居	○7:26	○8:26	9:21	...	11:16	11:16	12:16	13:21	13:21	14:46	○15:11	○15:11	16:11	※17:11	17:21
石の館サンロード前	○7:27	○8:27	9:22	...	11:17	11:17	12:17	13:22	13:22	14:47	○15:12	○15:12	16:12	※17:12	17:22
十文字	○7:28	○8:28	9:23	...	11:18	11:18	12:18	13:23	13:23	14:48	○15:13	○15:13	16:13	※17:13	17:23
野荒町	○7:29	○8:29	9:24	...	11:19	11:19	12:19	13:24	13:24	14:49	○15:14	○15:14	16:14	※17:14	17:24
笹川	○7:30	○8:30	9:25	...	11:20	11:20	12:20	13:25	13:25	14:50	○15:15	○15:15	16:15	※17:15	17:25
羽黒庁舎前	○7:31	○8:31	9:26	...	11:21	11:21	12:21	13:26	13:26	14:51	○15:16	○15:16	16:16	※17:16	17:26
荒川	○7:32	○8:32	9:27	...	11:22	11:22	12:22	13:27	13:27	14:52	○15:17	○15:17	16:17	※17:17	17:27
黒瀬	○7:33	○8:33	9:28	...	11:23	11:23	12:23	13:28	13:28	14:53	○15:18	○15:18	16:18	※17:18	17:28
ゆぼか	○7:35	○8:35	9:29	...	11:24	11:24	12:24	13:29	13:29	14:54	○15:19	○15:19	16:19	※17:19	17:29
西黒瀬	○7:37	○8:37	9:31	...	11:26	11:26	12:26	13:31	13:31	14:56	○15:21	○15:21	16:21	※17:21	17:31
中狩谷	○7:38	○8:38	9:32	...	11:27	11:27	12:27	13:32	13:32	14:57	○15:22	○15:22	16:22	※17:22	17:32
狩谷	○7:38	○8:38	9:32	...	11:27	11:27	12:27	13:32	13:32	14:57	○15:22	○15:22	16:22	※17:22	17:32
三ツ橋	○7:39	○8:39	9:33	...	11:28	11:28	12:28	13:33	13:33	14:58	○15:23	○15:23	16:23	※17:23	17:33
赤川	○7:39	○8:39	9:33	...	11:28	11:28	12:28	13:33	13:33	14:58	○15:23	○15:23	16:23	※17:23	17:33
出羽庄内国際村	○7:40	○8:40	9:34	...	11:29	11:29	12:29	13:34	13:34	14:59	○15:24	○15:24	16:24	※17:24	17:34
苗津荘銀前	○7:42	○8:42	9:36	...	11:31	11:31	12:31	13:36	13:36	15:01	○15:26	○15:26	16:26	※17:26	17:36
苗津新橋	○7:43	○8:43	9:37	...	11:32	11:32	12:32	13:37	13:37	15:02	○15:27	○15:27	16:27	※17:27	17:37
天満宮前	○7:44	○8:44	9:38	...	11:33	11:33	12:33	13:38	13:38	15:03	○15:28	○15:28	16:28	※17:28	17:38
南銀座	○7:46	○8:46	9:40	...	11:35	11:35	12:35	13:40	13:40	15:05	○15:30	○15:30	16:30	※17:30	17:40
一日市通り	○7:49	○8:49	9:43	...	11:38	11:38	12:38	13:43	13:43	15:08	○15:33	○15:33	16:33	※17:33	17:43
内川通り	○7:50	○8:50	9:44	...	11:39	11:39	12:39	13:44	13:44	15:09	○15:34	○15:34	16:34	※17:34	17:44
本町川端通り	○7:51	○8:51	9:45	...	11:40	11:40	12:40	13:45	13:45	15:10	○15:35	○15:35	16:35	※17:35	17:45
山王町	○7:53	○8:53	9:47	...	11:42	11:42	12:42	13:47	13:47	15:12	○15:37	○15:37	16:37	※17:37	17:47
日吉町	○7:54	○8:54	9:48	...	11:43	11:43	12:43	13:48	13:48	15:13	○15:38	○15:38	16:38	※17:38	17:48
鶴岡駅前	○7:56	○8:56	9:50	...	11:45	11:45	12:45	13:50	13:50	15:15	○15:40	○15:40	16:40	※17:40	17:50
エスモールバスターミナル	○7:58	○8:58	9:52	...	11:47	11:47	12:47	13:52	13:52	15:17	○15:42	○15:42	16:42	※17:42	17:52

△印は、4月1日～11月3日の間運行。
○印の赤時刻は、土曜・日曜・祝休日及び 8/13～8/16、12/30～12/31、1/4～1/5 の間運休。
8/13～8/16、12/30～12/31、1/4～1/5 は、日曜・祝休日ダイヤで運行。
1/1～1/3は正月ダイヤで運行。

※印の青時刻の運行日は、「7月：毎日運行」、「8月：8/1, 2, 8～10, 15, 16, 22, 23, 29, 30 のみ運行」、「9月：運休」

(注)「ゴールドパス高齢者福祉定期券、つるおか1日乗り放題券」は羽黒山頂～月山八合目間にご利用できません。
この時刻表は通過予定時刻となります。交通事情等により遅れが出る場合がありますのでご了承下さい。

別表 7 - 1
令和2年(2020年)4月1日改正

外内島一鶴岡駅前・エスモールバスターミナルー日本海総合病院ー酒田駅前 (酒田光陵高校前)

系統番号	012	011	011	011	011	011	011	011	011
停留所	酒田駅前 酒田光陵	酒田駅前	酒田駅前	酒田駅前	酒田駅前	酒田駅前	酒田駅前	酒田駅前	酒田駅前
外内島	○6:33	○7:13	9:28	10:33	13:33	○14:53	15:43	○16:53	○18:43
磯崎町	○6:34	○7:14	9:29	10:34	13:34	○14:54	15:44	○16:54	○18:44
三申前	○6:34	○7:14	9:29	10:34	13:34	○14:54	15:44	○16:54	○18:44
サクスモールみへな	○6:35	○7:15	9:30	10:35	13:35	○14:55	15:45	○16:55	○18:45
宮原病院前	○6:36	○7:16	9:31	10:36	13:36	○14:56	15:46	○16:56	○18:46
一日市通り	○6:38	○7:18	9:33	10:38	13:38	○14:58	15:48	○16:58	○18:48
内川通り	○6:39	○7:19	9:34	10:39	13:39	○14:59	15:49	○16:59	○18:49
本町川橋通り	○6:40	○7:20	9:35	10:40	13:40	○15:00	15:50	○17:00	○18:50
山王町	○6:42	○7:22	9:37	10:42	13:42	○15:02	15:52	○17:02	○18:52
日吉町	○6:43	○7:23	9:38	10:43	13:43	○15:03	15:53	○17:03	○18:53
鶴岡駅前①のりば	○6:45	○7:25	9:40	10:45	13:45	○15:05	15:55	○17:05	○18:55
エスモールバスターミナル②のりば	○6:50	○7:30	9:45	10:50	13:50	○15:10	16:00	○17:10	○19:00
道形	○6:52	○7:32	9:47	10:52	13:52	○15:12	16:02	○17:12	○19:02
二申前	○6:53	○7:33	9:48	10:53	13:53	○15:13	16:03	○17:13	○19:03
茅原	○6:54	○7:34	9:49	10:54	13:54	○15:14	16:04	○17:14	○19:04
産業大通り三丁目	○6:55	○7:35	9:50	10:55	13:55	○15:15	16:05	○17:15	○19:05
文下口	○6:56	○7:36	9:51	10:56	13:56	○15:16	16:06	○17:16	○19:06
湯ノ沢口	○6:57	○7:37	9:52	10:57	13:57	○15:17	16:07	○17:17	○19:07
横山八幡裏	○6:59	○7:39	9:54	10:59	13:59	○15:19	16:09	○17:19	○19:09
横山八幡裏	○7:00	○7:40	9:55	11:00	14:00	○15:20	16:10	○17:20	○19:10
いろり火の里	○7:01	○7:41	9:56	11:01	14:01	○15:21	16:11	○17:21	○19:11
田前町	○7:02	○7:42	9:57	11:02	14:02	○15:22	16:12	○17:22	○19:12
三川中学校前	○7:02	○7:42	9:57	11:02	14:02	○15:22	16:12	○17:22	○19:12
三本木	○7:05	○7:45	10:00	11:05	14:05	○15:25	16:15	○17:25	○19:15
三川町役場前	○7:05	○7:45	10:00	11:05	14:05	○15:25	16:15	○17:25	○19:15
区内総合支庁前	○7:06	○7:46	10:01	11:06	14:06	○15:26	16:16	○17:26	○19:16
長沼温泉口	○7:07	○7:47	10:02	11:07	14:07	○15:27	16:17	○17:27	○19:17
押切	○7:09	○7:49	10:04	11:09	14:09	○15:29	16:19	○17:29	○19:19
美河	○7:09	○7:49	10:04	11:09	14:09	○15:29	16:19	○17:29	○19:19
山の神	○7:10	○7:50	10:05	11:10	14:10	○15:30	16:20	○17:30	○19:20
福岡	○7:11	○7:51	10:06	11:11	14:11	○15:31	16:21	○17:31	○19:21
イオンモール三川	○7:17	○7:57	10:12	11:17	14:17	○15:37	16:27	○17:37	○19:27
猪子	○7:19	○7:59	10:14	11:19	14:19	○15:39	16:29	○17:39	○19:29
成田新田口	○7:19	○7:59	10:14	11:19	14:19	○15:39	16:29	○17:39	○19:29
成田	○7:23	○8:03	10:18	11:23	14:23	○15:43	16:33	○17:43	○19:33
末広口	○7:24	○8:04	10:19	11:24	14:24	○15:44	16:34	○17:44	○19:34
十五軒	○7:25	○8:05	10:20	11:25	14:25	○15:45	16:35	○17:45	○19:35
中村口	○7:26	○8:06	10:21	11:26	14:26	○15:46	16:36	○17:46	○19:36
奥井新田口	○7:27	○8:07	10:22	11:27	14:27	○15:47	16:37	○17:47	○19:37
太平薬業前	○7:29	○8:09	10:24	11:29	14:29	○15:49	16:39	○17:49	○19:39
イオン酒田南店	○7:36	○8:16	10:31	11:36	14:36	○15:56	16:46	○17:56	○19:46
日本海総合病院	○7:38	○8:18	10:33	11:38	14:38	○15:58	16:48	○17:58	○19:48
あきほ橋	○7:39	○8:19	10:34	11:39	14:39	○15:59	16:49	○17:59	○19:49
両羽町	○7:41	○8:21	10:36	11:41	14:41	○16:01	16:51	○18:01	○19:51
学園前	○7:42	○8:22	10:37	11:42	14:42	○16:02	16:52	○18:02	○19:52
酒田リハビリ病院口	○7:44	○8:24	10:39	11:44	14:44	○16:04	16:54	○18:04	○19:54
山居倉庫前	○7:45	○8:25	10:40	11:45	14:45	○16:05	16:55	○18:05	○19:55
酒田上本町	○7:46	○8:26	10:41	11:46	14:46	○16:06	16:56	○18:06	○19:56
酒田市役所前	○7:46	○8:26	10:41	11:46	14:46	○16:06	16:56	○18:06	○19:56
中町	○7:47	○8:27	10:42	11:47	14:47	○16:07	16:57	○18:07	○19:57
中央西町	○7:48	○8:28	10:43	11:48	14:48	○16:08	16:58	○18:08	○19:58
御成町	○7:49	○8:29	10:44	11:49	14:49	○16:09	16:59	○18:09	○19:59
八雲神社前	○7:50	○8:30	10:45	11:50	14:50	○16:10	17:00	○18:10	○20:00
酒田駅前②のりば	○7:54	○8:34	10:49	11:54	14:54	○16:14	17:04	○18:14	○20:04
庄交バスターミナル	○7:56	○8:36	10:51	11:56	14:56	○16:16	17:06	○18:16	○20:06
庄交バスターミナル前	・ ・ ・	○8:36	10:51	11:56	14:56	○16:16	17:06	○18:16	○20:06
泉町	・ ・ ・	○8:37	10:52	11:57	14:57	○16:17	17:07	○18:17	○20:07
ゆたか1丁目	・ ・ ・	○8:39	10:54	11:59	14:59	○16:19	17:09	○18:19	○20:09
庄交バスターミナル	○8:03	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
酒田駅前①のりば	○8:05	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
八雲神社前	○8:06	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
文化センター正面口	○8:07	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
北新町1丁目	○8:09	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
税務署前	○8:10	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
光ヶ丘1丁目	○8:11	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
酒田光陵高校前	○8:12	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・

系統番号	011	011	011	011	011	011	011	011	011
停留所	鶴岡 南口	鶴岡 南口	鶴岡 南口	鶴岡 南口	鶴岡 南口	鶴岡 南口	鶴岡 南口	鶴岡 南口	鶴岡 南口
ゆたか1丁目	○6:20	○6:50	9:40	10:40	○12:25	13:35	15:50	○16:35	○18:15
泉町	○6:21	○6:51	9:41	10:41	○12:26	13:36	15:51	○16:36	○18:16
庄交バスターミナル②のりば	○6:23	○6:53	9:43	10:43	○12:28	13:38	15:53	○16:38	○18:18
酒田駅前①のりば	○6:25	○6:55	9:45	10:45	○12:30	13:40	15:55	○16:40	○18:20
八雲神社前	○6:26	○6:56	9:46	10:46	○12:31	13:41	15:56	○16:41	○18:21
文化センター正面口	○6:27	○6:57	9:47	10:47	○12:32	13:42	15:57	○16:42	○18:22
寿町	○6:28	○6:58	9:48	10:48	○12:33	13:43	15:58	○16:43	○18:23
山懸前	○6:29	○6:59	9:49	10:49	○12:34	13:44	15:59	○16:44	○18:24
本町荘厳前	○6:31	○7:01	9:51	10:51	○12:36	13:46	16:01	○16:46	○18:26
酒田上本町	○6:33	○7:03	9:53	10:53	○12:38	13:48	16:03	○16:48	○18:28
山居倉庫前	○6:34	○7:04	9:54	10:54	○12:39	13:49	16:04	○16:49	○18:29
酒田リハビリ病院口	○6:35	○7:05	9:55	10:55	○12:40	13:50	16:05	○16:50	○18:30
うらぎ川原荘厳前	○6:36	○7:06	9:56	10:56	○12:41	13:51	16:06	○16:51	○18:31
ベルナル前	○6:37	○7:07	9:57	10:57	○12:42	13:52	16:07	○16:52	○18:32
学園前	○6:38	○7:08	9:58	10:58	○12:43	13:53	16:08	○16:53	○18:33
両羽町	○6:39	○7:09	9:59	10:59	○12:44	13:54	16:09	○16:54	○18:34
イオン酒田南店	○6:44	○7:14	10:04	11:04	○12:49	13:59	16:14	○16:59	○18:39
日本海総合病院	○6:46	○7:16	10:06	11:06	○12:51	14:01	16:16	○17:01	○18:41
あきほ橋	○6:48	○7:18	10:08	11:08	○12:53	14:03	16:18	○17:03	○18:43
太平薬業前	○6:53	○7:23	10:13	11:13	○12:58	14:08	16:23	○17:08	○18:48
奥井新田口	○6:54	○7:24	10:14	11:14	○12:59	14:09	16:24	○17:09	○18:49
中村口	○6:55	○7:25	10:15	11:15	○13:00	14:10	16:25	○17:10	○18:50
十五軒	○6:56	○7:26	10:16	11:16	○13:01	14:11	16:26	○17:11	○18:51
末広口	○6:57	○7:27	10:17	11:17	○13:02	14:12	16:27	○17:12	○18:52
広野	○6:58	○7:28	10:18	11:18	○13:03	14:13	16:28	○17:13	○18:53
イオンモール三川	○7:03	○7:33	10:23	11:23	○13:08	14:18	16:33	○17:18	○18:58
猪子	○7:04	○7:34	10:24	11:24	○13:09	14:19	16:34	○17:19	○18:59
成田新田口	○7:05	○7:35	10:25	11:25	○13:10	14:20	16:35	○17:20	○19:00
福岡	○7:09	○7:39	10:29	11:29	○13:14	14:24	16:39	○17:24	○19:04
山の神	○7:09	○7:39	10:29	11:29	○13:14	14:24	16:39	○17:24	○19:04
美河	○7:10	○7:40	10:30	11:30	○13:15	14:25	16:40	○17:25	○19:05
押切	○7:11	○7:41	10:31	11:31	○13:16	14:26	16:41	○17:26	○19:06
長沼温泉口	○7:12	○7:42	10:32	11:32	○13:17	14:27	16:42	○17:27	○19:07
区内総合支庁前	○7:14	○7:44	10:34	11:34	○13:19	14:29	16:44	○17:29	○19:09
三川町役場前	○7:15	○7:45	10:35	11:35	○13:20	14:30	16:45	○17:30	○19:10
三本木	○7:15	○7:45	10:35	11:35	○13:20	14:30	16:45	○17:30	○19:10
三川中学校前	○7:17	○7:47	10:37	11:37	○13:22	14:32	16:47	○17:32	○19:12
田前町	○7:17	○7:47	10:37	11:37	○13:22	14:32	16:47	○17:32	○19:12
いろり火の里	○7:18	○7:48	10:38	11:38	○13:23	14:33	16:48	○17:33	○19:13
横山八幡裏	○7:19	○7:49	10:39	11:39	○13:24	14:34	16:49	○17:34	○19:14
横山	○7:21	○7:51	10:41	11:41	○13:26	14:36	16:51	○17:36	○19:16
湯ノ沢口	○7:22	○7:52	10:42	11:42	○13:27	14:37	16:52	○17:37	○19:17
文下口	○7:23	○7:53	10:43	11:43	○13:28	14:38	16:53	○17:38	○19:18
産業大通り三丁目	○7:24	○7:54	10:44	11:44	○13:29	14:39	16:54	○17:39	○19:19
茅原	○7:25	○7:55	10:45	11:45	○13:30	14:40	16:55	○17:40	○19:20
二申前	○7:26	○7:56	10:46	11:4					

4. 鉄道との接続を前提とする県内二次交通一覧

表 鉄道との接続を前提とする県内二次交通

地域	市町村	接続する駅	当該の鉄道事業者 及びその管轄支社	接続を前提とする 二次交通サービス (バス・デマンド等)	二次交通 サービスの 運行主体	二次交通サービスの種別			備考
						乗合バス・ 自家用有償旅客運送 (バス)	自家用有償旅客運送 (デマンド)	その他	
山形市		山形駅	JR東日本仙台支社	山形市コミュニティバス (東部循環線)	山形市	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形市コミュニティバス (西部循環線)	山形市	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形市コミュニティバス (高環線)	山形市	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形市地域交流バス (南環線)	山形市	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	大郷明台デマンド型乗合タクシー	大郷明台交通サービス運営協議会		○		
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形駅～蔵王温泉	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形駅～蔵王温泉～刈田山頂	山交バス(株)	○			季節運行
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形駅～大学病院口	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形市役所～蔵王温泉～高松山	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	千歳通待合所～高松山頂～高松山	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	沼の辺～東海大山形高	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	県立中央病院～ヒルズサンピア	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形市役所～若菜大・西蔵王	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山交ビル～鹿角駅前・宝沢・鹿沢	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形市役所～長谷登・長井	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形駅前～横町前・横町北口	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	千歳通待合所～千代谷の口・沼の端	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	千歳通待合所～蔵王・下蔵・西蔵の平	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形市役所～西蔵山頂～山辺	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山交ビル～西田・兼登～山形橋頭	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山交ビル～格町・蔵～山形橋頭	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形駅西口～みはらしの丘	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山交ビル～寒河江駅前	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山交ビル～大の目・高谷～天童	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山交ビル～高原・高谷～天童	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形～あけぼの	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形～湯山・長沼・高橋～天童温泉	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形～新潟	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形～仙台空港	山交バス(株)	○			
		山形駅	JR東日本仙台支社	山形～鶴岡・酒田	山交バス(株)	○			
	山形駅	JR東日本仙台支社	山形～仙台	山交バス(株)	○				
	北山形駅	JR東日本仙台支社	山交ビル(格町・蔵) 山形橋頭	山交バス(株)	○				
寒河江市		寒河江駅	JR東日本仙台支社	市内循環バス	寒河江市	○			
		寒河江駅	JR東日本仙台支社	デマンドタクシー	寒河江市		○		
		羽前高松駅	JR東日本仙台支社	デマンドタクシー	寒河江市		○		
	村山市	村山駅	JR東日本仙台支社	市営バス (山の内～山辺山交バス線)	村山市	○			
		村山駅	JR東日本仙台支社	市営バス (村山駅～天童～高松山)	村山市	○			
		村山駅	JR東日本仙台支社	村山市乗合タクシー	村山市		○		
	東根市	さくらんぼ東根駅	JR東日本仙台支社	市民バス(休石線)	東根市	○			
		さくらんぼ東根駅	JR東日本仙台支社	市民バス(休石線、 公立病院経由)	東根市	○			
		さくらんぼ東根駅	JR東日本仙台支社	市民バス(北部循環線)	東根市	○			
		さくらんぼ東根駅	JR東日本仙台支社	市民バス(西根神前東根線、 長原・公立病院経由)	東根市	○			
さくらんぼ東根駅		JR東日本仙台支社	市民バス(西根神前東根線、 公立病院経由)	東根市	○				
さくらんぼ東根駅		JR東日本仙台支社	市民バス(中央循環東根線)	東根市	○				
さくらんぼ東根駅		JR東日本仙台支社	市民バス(格口神前東根線)	東根市	○				
さくらんぼ東根駅		JR東日本仙台支社	市民バス(河北線)	東根市	○				
さくらんぼ東根駅		JR東日本仙台支社	デマンド型乗合タクシー	東根市		○			
さくらんぼ東根駅		JR東日本仙台支社	河北町路線バス(東根線)	河北町	○				
さくらんぼ東根駅		JR東日本仙台支社	山交バス(天童～北町)	山交バス株式会社	○				
さくらんぼ東根駅		JR東日本仙台支社	山交バス(新庄・東根～格口線 4日ライナー)	山交バス株式会社	○				
さくらんぼ東根駅		JR東日本仙台支社	空港ライナー	東根交通・神明タクシー		○		予約があれば運行	
さくらんぼ東根駅		JR東日本仙台支社	月山ライナー	(一社)月山朝日観光協会		○		予約があれば運行	
さくらんぼ東根駅		JR東日本仙台支社	さくらんぼ「持ちつとくくん」	さくらんぼ東根二次交通運営委員会		○		予約があれば運行 運行時期限定	
さくらんぼ東根駅	JR東日本仙台支社	ジャングルジャングル送迎バス	東根観光センター ジャングルジャングル		○		運行時期限定		
神町駅	JR東日本仙台支社	市民バス(西根神前東根線、 公立病院経由)	東根市	○					
神町駅	JR東日本仙台支社	デマンド型乗合タクシー	東根市		○				
神町駅	JR東日本仙台支社	山交バス(天童～北町)	山交バス株式会社	○					
東根駅	JR東日本仙台支社	市民バス(休石線、 公立病院経由)	東根市	○					
東根駅	JR東日本仙台支社	市民バス(北部循環線)	東根市	○					
東根駅	JR東日本仙台支社	市民バス(西根神前東根線、 公立病院経由)	東根市	○					
東根駅	JR東日本仙台支社	市民バス(中央循環東根線)	東根市	○					
東根駅	JR東日本仙台支社	デマンド型乗合タクシー	東根市		○				
山辺町	羽前山辺駅	JR東日本仙台支社	町内循環バス(南環線)	山辺町	○				
	羽前山辺駅	JR東日本仙台支社	町内循環バス(東西線)	山辺町	○				
	羽前山辺駅	JR東日本仙台支社	町内循環バス(中作線)	山辺町	○				
	羽前山辺駅	JR東日本仙台支社	デマンドバス	山辺町		○			
中山町	羽前長崎駅	JR東日本仙台支社	町営バス	中山町	○				
	羽前長崎駅	JR東日本仙台支社	大郷明台デマンド型乗合タクシー	大郷明台交通サービス運営協議会		○			
西川町	寒河江駅	JR東日本仙台支社	西川町路線バス (寒河江～西川町)	西川町	○				
大江町	左沢駅	JR東日本仙台支社	大江町営バス柳川線 (路線定期運行)	柳朝日タクシー	○				
	左沢駅	JR東日本仙台支社	大江町乗り合いタクシー (区域運行)	柳朝日タクシー		○			
	左沢駅	JR東日本仙台支社	山交バス寒河江寄居線	山交バス(株)	○				
尾花沢市	大石田駅	JR東日本仙台支社	路線バス(銀山線)	尾花沢市	○				

最上	新庄市	新庄駅	JR東日本仙台支社	市営バスまちなか循環線	山交バス株式会社	○		
	金山町	新庄駅	JR東日本仙台支社	山交バス (県立病院～金山線)	山交バス(株)	○		
		新庄駅	JR東日本仙台支社	ホテルニューオースハイム金山温泉バス (株) グリーンハレー神室温泉株式会社			○	
	真室川町	真室川駅	JR東日本仙台支社	町営バス(高坂線)	真室川町	○		運行時間の一部
		真室川駅	JR東日本仙台支社	町営バス(及位線)	真室川町	○		運行時間の一部
		真室川駅	JR東日本仙台支社	町営バス(循環線)	真室川町	○		運行時間の一部
		真室川駅	JR東日本仙台支社	町営バス(金山線)	真室川町	○		運行時間の一部
	大蔵村	新庄駅	JR東日本仙台支社	乗合デマンドタクシー (株)新庄タクシー			○	運行時間の一部
		新庄駅	JR東日本仙台支社	大蔵村バス (前折温泉-新庄線)	大蔵村	○		一部ダイヤの時間は、新幹線 発着時刻に合わせている。
	鮭川村	新庄駅	JR東日本仙台支社	鮭川村営バス (羽根沢～新庄線)	鮭川村	○		
		新庄駅	JR東日本仙台支社	鮭川村営バス (予約制乗合バス)	鮭川村	○		
		真室川駅	JR東日本仙台支社	鮭川村営バス (白下～真室川線)	鮭川村	○		
		真室川駅	JR東日本仙台支社	鮭川村営バス (大戸沢～豊里駅線)	鮭川村	○		
		羽前豊里駅	JR東日本仙台支社	鮭川村営バス (白下～真室川線)	鮭川村	○		
		羽前豊里駅	JR東日本仙台支社	鮭川村営バス (大戸沢～豊里駅線)	鮭川村	○		
		羽前豊里駅	JR東日本仙台支社	鮭川村営バス	鮭川村	○		
戸沢村	古口駅	JR東日本仙台支社	デマンドバス (いきいき遊歩・やまのみ路)	戸沢村	○			
	古口駅	JR東日本仙台支社	乗合デマンドタクシー (西沢線)	南戸沢観光タクシー		○		
置賜	長井市	羽前成田駅	山形鉄道(株)	市営バス	長井市	○		
		あやめ公園駅	山形鉄道(株)	市営バス	長井市	○		
		長井駅	山形鉄道(株)	市営バス	長井市	○		
		南長井駅	山形鉄道(株)	市営バス	長井市	○		
		時庭駅	山形鉄道(株)	市営バス	長井市	○		
		今泉駅	山形鉄道(株)	市営バス	長井市	○		
	南陽市	赤湯駅	JR東日本仙台支社 山形鉄道	北部地区連絡バス	北部地区連絡バス運行協議会	○		
		赤湯駅	JR東日本仙台支社 山形鉄道	中川地区バス	中川地区バス運行協議会	○		
		赤湯駅	JR東日本仙台支社 山形鉄道	おきタク	沖根地区地域公共交通運行協議会		○	
		宮内駅	山形鉄道	北部地区連絡バス	北部地区連絡バス運行協議会	○		
		宮内駅	山形鉄道	西部地区バス	西部地区バス運行協議会	○		
	川西町	赤湯駅	JR東日本仙台支社 山形鉄道	西部地区バス	西部地区バス運行協議会	○		
		赤湯駅	JR東日本仙台支社 山形鉄道	※温泉旅館の送迎バス	※各温泉旅館		○	
		羽前小松駅	JR東日本仙台支社					
		犬川駅	JR東日本仙台支社	川西町デマンド型 乗合交通	川西町 ※町内タクシー事 業者3社へ運行委 託		○	
	小国町	中部駅	JR東日本仙台支社					
西大塚駅		山形鉄道(株)						
JR小国駅		JR東日本新潟支社	小国町営バス(循環線)	小国町	○			
JR小国駅		JR東日本新潟支社	小国町営バス(東部線)	小国町	○			
JR小国駅		JR東日本新潟支社	小国町営バス(南部線)	小国町	○			
JR小国駅		JR東日本新潟支社	小国町営バス(北部線)	小国町	○			
JR小国駅		JR東日本新潟支社	小国町営バス(白沼線)	小国町	○			
JR羽前松岡駅		JR東日本新潟支社	小国町営バス(白沼線)	小国町	○			
白鷹町	JR伊佐領駅	JR東日本新潟支社	小国町営バス(白沼線)	小国町	○			
	JR羽前沼沢駅	JR東日本新潟支社	小国町営バス(白沼線)	小国町	○			
庄内	白鷹町	荒砥駅	山形鉄道(株)	スクールバス (住民混乗型)	白鷹町	○		
	鶴岡市	鶴岡駅	JR東日本新潟支社	市内廻り2/3/4コース	庄内交通(株)	○		
		鶴岡駅	JR東日本新潟支社	エスモール～羽黒線・ 羽黒山線・羽黒山線	庄内交通(株)	○		
		鶴岡駅	JR東日本新潟支社	エスモール～ 加茂水原線・高野浜温泉線	庄内交通(株)	○		
		鶴岡駅	JR東日本新潟支社	エスモール～ 庄内観光地産物～あつみ温泉	庄内交通(株)	○		
		鶴岡駅	JR東日本新潟支社	エスモール～机線	庄内交通(株)	○		
		鶴岡駅	JR東日本新潟支社	鶴岡～清川線	庄内交通(株)	○		
		鶴岡駅	JR東日本新潟支社	エスモール～松根線	庄内交通(株)	○		
		鶴岡駅	JR東日本新潟支社	エスモール～落合線	庄内交通(株)	○		
		鶴岡駅	JR東日本新潟支社	エスモール～大鳥線	庄内交通(株)	○		
		鶴岡駅	JR東日本新潟支社	エスモール～大網線	庄内交通(株)	○		
		鶴岡駅	JR東日本新潟支社	鶴岡～酒田線	庄内交通(株)	○		
		鶴岡駅	JR東日本新潟支社	タクシー	大和交通・田沼ハイヤー・庄内ハイヤー		○	
		藤島駅	JR東日本新潟支社	鶴岡～清川線	庄内交通(株)	○		
	あつみ温泉駅	JR東日本新潟支社	温海地区乗合タクシー	温海地区公共交通運行協議会		○		
	酒田市	あつみ温泉駅	JR東日本新潟支社	タクシー	庄内タクシー/温海温泉観光自動車		○	
酒田駅		JR東日本秋田支社	るんるんバス (市内循環A線)	酒田市	○			
酒田駅		JR東日本秋田支社	るんるんバス (市内循環B線)	酒田市	○			
庄内町	酒田駅	JR東日本秋田支社	るんるんバス (酒田駅大学線)	酒田市	○			
	余目駅	JR東日本新潟支社	市街地循環線	庄内町	○			
	余目駅	JR東日本新潟支社	幹線路線	庄内町	○			
	狩川駅	JR東日本仙台支社	幹線路線	庄内町	○			
庄内町	狩川駅	JR東日本仙台支社	デマンドタクシー			○		
	清川駅	JR東日本仙台支社	幹線路線	庄内町	○			

<計画の作成・実施・評価にあたっての参考資料>

本計画の策定にあたって参考として作成し、R2年度中の計画策定過程における協議会・地域別部会における協議に供した資料については、「山形県公共交通関連情報共有基盤」中の「令和2年度の開催状況」

https://www.pref.yamagata.jp/020056/kurashi/kendo/kotsuseisaku/kyogikai_r2.htmlの各協議会・地域別部会の配布資料を参照されたい。

なお、計画策定過程における作業中の資料においては、記載内容において必ずしも正確・十分では無いものもあることに留意されたい。

計画策定の最終段階において、集約したR2年度における最終版としての参考資料については、「令和2年度の開催状況」中の「山形県地域公共交通計画（R2.3策定）の参考資料」

<https://www.pref.yamagata.jp/020056/kurashi/kendo/kotsuseisaku/00.html>を参照されたい。

更新履歴

- 令和3年3月 日 「山形県地域公共交通計画」策定

山形県地域公共交通計画

発行日 R3年3月
作成 山形県地域公共交通活性化協議会
問合せ先 山形県みらい企画創造部総合交通政策課
〒990-8570
山形県山形市松波 2-8-1
電話 023-630-2161
アドレス <http://www.pref.yamagata.jp/>
